

法科大学院認証評価

自 己 評 価 書

大阪大学大学院高等司法研究科法務専攻

平成 3 0 年 6 月

大 阪 大 学

目 次

I	現況及び特徴	1
II	目的	2
III	章ごとの自己評価	
	第1章 教育の理念及び目標	3
	第2章 教育内容	6
	第3章 教育方法	21
	第4章 成績評価及び修了認定	33
	第5章 教育内容等の改善措置	52
	第6章 入学者選抜等	66
	第7章 学生の支援体制	74
	第8章 教員組織	100
	第9章 管理運営等	112
	第10章 施設、設備及び図書館等	118
	第11章 自己点検及び評価等	124

I 現況及び特徴

1 現況

- (1) 法科大学院（研究科・専攻）名
大阪大学大学院高等司法研究科・法務専攻
- (2) 所在地
大阪府豊中市
- (3) 学生数及び教員数（平成 30 年 5 月 1 日現在）
学生数 136 名
教員数 23 名（うち実務家教員 5 名）

2 特徴

大阪大学の法科大学院は、独立研究科として設置したところに大きな特徴を有している。このような制度設計を採用したのは、司法制度改革審議会意見書(平成 13 年 6 月 12 日)に法科大学院の組織運営の独立性の確保が謳われたことを重視したためである。

また、上記意見書は、法科大学院に、多様なバックグラウンドを有する人材を多数法曹として送り出すことも期待している。本研究科では、この要請に応えるため、入試において特別選抜（社会人等）を設け、社会人や他学部出身者を受け入れている。また、標準修業年限を 3 年として、専門的資質・能力の修得と豊かな人間性の涵養・向上を図ることなどを、重要な教育理念として示している。

他方、近年の法曹志願者の激減に対応するため、平成 30 年度入試から、特別選抜（法学部 3 年次生）という入試制度を設け、入試説明会を増やし、早期卒業希望者へのガイダンスを行って、法学部の 3 年間で着実に法学を学修してきた学生の既修コースへの入学を促している。また、平成 31 年度入試から特別選抜（グローバル）という入試制度を設け、外国人や外国語が堪能な日本人の獲得を目指している。これら特別選抜は、多様性確保の観点からも重要であり、本研究科の特徴といえる。

このような多様性の指向は、大阪大学が文系、理系合わせて 11 学部・16 研究科を擁する総合大学として教育研究活動等を展開していることの反映である。本研究科は、医歯薬系、理工系、人文社会科学系の各分野と連携しながら、そうした諸分野と法学がクロスオーバーする先端領域の諸課題に対応できる専門的・先端的法曹の養成を行うための重要な基盤である。

次に、法学部・法学研究科と国際公共政策研究科を創設の基盤としたことも特徴のひとつである。本研究科は、これら学部・研究科と密接に連携しながら教育・研究を行っている。

法学部・法学研究科は、法学及び政治学研究の先端を担うと同時に、以前から法学研究科附属法政実務連携センターを通じて法曹界や企業法務と連携してきた実績を有する。また、国際公共政策研究科は、法学、政治学、経済学の連携による実践的・実務的能力に富んだ国際人を養成してきた。こうした両研究科との連携は、法学・政治学の先端的な研究を理解する能力、法律実務や企業法務という実務面での応用能力、国際的な素養と国際的な視点などを兼ね備えた法曹を養成するための重要な鍵となる。

さらに、平成 26 年 9 月には、関西大学法科大学院との間で連携に関する覚書、単位互換についての申合せを締結し、学生が履修できる科目の幅を広げた。

このように、「連携」により、各研究科・学部、各大学の学生の更なる質の向上を目指すことも特徴といえる。

教育面では、本学法学部の設立当初から「少人数教育」を徹底してきた。教員と学生が緊密に接することのできる教育環境の下で育った本学法学部卒業生が、政官界、経済界、法曹界において多く活躍している。

この伝統は、本研究科の法曹養成教育においても、少人数教育の徹底として受け継がれている。法曹三者のいずれにも質の高い人材を送り出している。特に、商都大阪の地域性は、実学重視の伝統をもたらし、法学研究科が全国に先駆けて開講した企業法務・渉外法務などビジネス法に関する授業科目について、本研究科でも展開している。これにより、本研究科は、ビジネス法分野における教育を発展的学習の柱とし、地域社会に貢献・寄与できる法曹養成を構想する重要な基盤となった。

本研究科は、以上のような特色ある法曹を養成するとともに、従来の研究後継者養成型の大学院である法学研究科とは異なって、高度専門職業人である法曹養成に特化した独立大学院として、法科大学院独自の学位である法務博士に相応しい人材を養成しようとするところその大きな特徴がある。

Ⅱ 目的

本研究科は、法科大学院制度の理念に基づいて、「新時代を担う、真の Legal Professionals」、すなわち「高度の法的知識、能力、豊かな人間性、厳格な職業倫理を兼ね備えた法曹」を養成することを目的とし（後述 1）、さらに「Ⅰ 現況及び特徴」で述べた本研究科の沿革と基盤により発揮される本研究科の特色を十分に身につけた法曹を養成することを目的としている（後述 2～4）。

本研究科は、伝統ある法学部・法学研究科における実績・教訓を踏まえて、高度の法的専門知識・能力、豊かな人間性、厳格な職業倫理などを十分に身につけるためには、教員と学生とが授業を通じて、また日常的にも face to face に対応できる環境を作り上げることが重要であると確信している。上記の確信のもとに実施する少人数教育が「Ⅰ 現況及び特徴」でも述べたように、本研究科の特色でもあり、法曹養成における教育の要として位置づけられている。

本研究科は、このようなスタンスで、以下に説明する 4 つの重層的な目的をもって、法曹養成を実現しようとするものである。

- 1 法曹養成教育プロセスの第一段階である法科大学院の理念に基づき、①将来の法曹としての実務に必要な基礎的な知識及び技能を確実に修得させること、②その基礎にたつて、理論的かつ実践的な应用能力を身につけさせること、を目指す。

①については、少人数教育の徹底と双方向・対話的授業の徹底、段階的に授業科目を配置するカリキュラム体系、②については、数多く配置された実務家教員と研究者教員との綿密な打ち合わせに基づく授業科目運営、多様な法律実務系科目の各年次への段階的配置などを行っている。

- 2 さらに、21 世紀の法曹には、人間や社会の在り方に関する幅広い問題関心を持ち、複眼的思考と深い洞察力をもって、既存の法律知識を批判的に検討しながら、発展させていく創造的な思考力が求められている。また、法曹としての専門性は、同時に豊かな人間性と高い倫理性によって包摂されていなければならないのである。本研究科は、こうした 21 世紀の法曹にふさわしい総合的・全人格的な能力の涵養を目指すものである。

これについては、隣接社会科学系研究科（法学研究科、国際公共政策研究科）との連携による、幅広い視野と国際的な素養及び視点を身につけることができるような多様な授業科目の展開、また、法律実務基礎科目として法曹倫理の必修化により具体化している。

- 3 総合大学として的大阪大学に属する本研究科は、法学分野とクロスオーバーする諸問題（生命倫理、理系分野での知的財産保護等）について、自然科学系の先端を担う研究者と連携できる基盤を有している。本研究科は、この条件を活かして、文理両分野が融合する先端分野で活躍する専門的・先端的能力を兼ね備えた法曹を養成することを目的としている。

これについては、自然科学系の教員と本研究科の教員とが共同して文理融合の先端分野の知見を提供する授業科目を展開し、そのために自然科学系教員との教育開発のための共同研究を行い、特定の法分野における専門的法曹として活躍できるようなモデル的なカリキュラム（履修モデル）の提供（特に知的財産権プログラム）を行ってきた。

- 4 商都大阪、そして多くの中小企業を含む独創性ある企業が活動する大阪という立地から、ビジネス法に重点を置いた教育を実施し、この面で地域社会に貢献・寄与できる法曹（ビジネスロイヤー）を養成することを目的としている。

この点に関しては、知的財産権プログラム、企業関係法プログラム、起業支援法プログラムという 3 つのビジネス法に特化した履修モデルを提示し、学生にビジネス法関連の知識修得の機会を与えている。

Ⅲ 章ごとの自己評価

第1章 教育の理念及び目標

1 基準ごとの分析

1-1 教育の理念及び目標

基準1-1-1

教育の理念及び目標が適切に設定され、かつ、明確に示されていること。

(基準1-1-1に係る状況)

本研究科の教育の理念及び目標は、「新時代を担う真の Legal Professionals の育成」である。多様なバックグラウンドを有する学生を多数受け入れ、高度の法的知識、能力、豊かな人間性、厳格な職業倫理を兼ね備え、かつ、ひとりひとりの国民がそれぞれに社会的責任を持った主体として自由で公正な社会の構築に参画することが求められる社会に貢献する法曹を養成することを目指すものである。そのため、以下の重層的な目的を掲げている。

(1) 法曹養成教育プロセスの第一段階として、①将来の法曹としての実務に必要な基礎的な知識及び技能を確実に修得させること、②その基礎にたって、理論的かつ実践的な応用能力を身につけさせることを目指す。

(2) 人間や社会のあり方に関する幅広い問題関心を持ち、複眼的思考と深い洞察力をもって既存の法律知識を批判的に検討しながら、発展させていく創造的な思考力、同時に豊かな人間性と高い倫理性を有する総合的・全人格的な能力の涵養を目指す。

(3) 商都大阪という立地から、ビジネス法に重点を置いた教育を実施し、地域社会に貢献・寄与できる法曹を養成することを目指す。

以上の教育の理念及び目標は、多様かつ広範な国民の要請にこたえることのできる高度の専門的な法律知識、幅広い教養、国際的な素養、豊かな人間性及び職業倫理を備えた法曹を養成するという法科大学院制度の目的に適合している。【解釈指針1-1-1-1】

以上の本研究科の教育の理念及び目標は、本研究科案内及び本研究科ウェブサイト等に掲載し、本研究科の教職員及び学生に周知するとともに、広く社会に公表している。《大阪大学ウェブサイト（http://www.osaka-u.ac.jp/ja/guide/announcement/main/policies/law_policy.html）》《本研究科ウェブサイト（<http://www.lawschool.osaka-u.ac.jp/about/strategy.html>）》《別添資料3 研究科案内2018～2019 1～2頁》《別添資料4-① 平成30年度大阪大学大学院高等司法研究科（法科大学院）学生募集要項1頁》《別添資料5 平成30年度学生ハンドブック1頁》など【解釈指針1-1-1-2】

基準1-1-2：重点基準

教育の理念及び目標が、当該法科大学院の教育を通じて、達成されていること

と。

(基準1-1-2に係る状況)

「基準1-1-1に係る状況」で記載した本研究科の教育の理念及び目標を達成するために、本研究科は、下記の4つを柱として教育課程を編成している。【第1の柱】少人数教育・段階的かつ完結的履修の実現、【第2の柱】理論と実務を架橋する実践的能力の涵養、【第3の柱】複眼的思考による深く洞察する力と国際性の涵養、【第4の柱】現代社会の諸問題へ柔軟に対応する力の涵養である。《本研究科ウェブサイト (<http://www.lawschool.osaka-u.ac.jp/about/strategy.html/>)》《別添資料3 研究科案内2018～2019 2頁》《別添資料5 平成30年度学生ハンドブック高等司法研究科1頁》とりわけ、第1の柱である「少人数教育・段階的かつ完結的履修の実現」として、「基準2-1-4に係る状況」で詳しく記載するように、学年毎に段階的かつ完結的な履修を可能にする授業科目の配置を行い、積み上げ型の学習を徹底するカリキュラムを設定し、それと同時に、学年進行に合わせて基礎から応用発展へ、個別分野から分野横断的領域へ、そして理論的基礎から実務へと有機的に関連づけられた学習が可能となるように、きめ細かく授業科目を配置している。そして、このような段階的かつ完結的な履修の実現を担保するべく、「基準4-1-1に係る状況」において記載するように、成績評価が客観的かつ厳正なものとして行われており、「基準4-1-2に係る状況」において記載するように、進級制を採用している。そして、「基準4-2-1に係る状況」において記載するように、適切な修了要件を設けている。

進級率・修了認定率は、以下の通りである。平成29年度の1年次から2年次への進級率は73.17%であり、平成25年度から29年度までの平均値は76.44%である。平成29年度の2年次から3年次への進級率は91.57%であり、平成25年度から29年度までの平均値は、91.06%である。平成29年度の3年次生の修了認定率は90.00%であり、平成26年度から29年度までの平均値は91.56%である。年度途中の退学者は、平成29年度においては9名であり、平成26年度から29年度までの合計は40名である《資料4-1-2-④》《資料4-1-2-⑤》《別添資料1-② 様式2-1》。

修了者は、設立以来平成28年度末修了者までで累積982名（平成29年度末修了者を含めると1035名）に達しており、平成30年4月末時点での活動状況は以下の通りである。修了者のうち司法試験合格者は598名であり（旧司法試験合格者及び予備試験合格資格による合格者各1名を除く）、進路は、裁判官25名、検察官16名、弁護士465名、公務員8名、司法修習中66名、その他20名である。司法試験合格者以外の修了者の進路として本研究科が把握しているのは、公務員65名、隣接職種（司法書士等）0名、その他企業等54名、進学3名である。以上のように、法律専門職として活動する多数の修了者を輩出するとともに、官公庁、企業などで活動する人材も供給している。今後は、引き続き司法試験合格率の向上に努め、多数の法曹を輩出するのみならず、法曹資格の有無にかかわらず社会の様々な領域で法的能力を活かして活動しうる人材を供給するため、修了生の進路把握やキャリアガイダンスの充実に努める。《別添資料1-③》【解釈指針1-1-2-1】

司法試験の合格状況は以下の通りである。まず、平成26年度から平成29年度までに実施された各年度の司法試験における、本研究科の修了を受験資格として司法試験を受験した者に対する司法試験に合格した者の割合は、すべての年度において全国平均の割合の2分の1を上回っている。《別添資料1-③ 様式2-2》【解釈指針1-1-2-2（1）】

平成25年度末から平成28年度末までに本研究科を修了した者に対する、本研究科の修

了を受験資格として司法試験（平成29年まで）を受験し合格した者の割合は55.23パーセントであり、全国平均の割合の2分の1を上回っている。《別添資料1-③ 様式2-2》【解釈指針1-1-2-2（2）】

平成21年度から平成25年度までの間に本研究科を修了した者の司法試験（平成29年まで）に合格した者の割合は67.74%であり、かつては募集人員における未修者の比率を高くしていたことも影響して、平成29年司法試験終了時において7割に到達していない《資料1-1-2-①》。【解釈指針1-1-2-3】

資料1-1-2-① 平成21年度～平成25年度修了者の累積合格率

修了年度	修了者数	合格者数						合格率
		司法試験実施年度						
		平成 22～26 年度	平成 23～27 年度	平成 24～28 年度	平成 25～29 年度	平成 26～30 年度	計	
平成 25 年度	76					(52)	(52)	(67.74%)
平成 24 年度	63				48		48	
平成 23 年度	95			65			65	
平成 22 年度	93		63				63	
平成 21 年度	104	64					64	
計	431	64	63	65	48	(52)	(292)	

（出典：高等司法研究科教務係保管資料より作成）

2 特長及び課題等

1) 特長

（1）法科大学院制度の目的とした教育の理念及び目標を達成するための柱として4つの点を明確に定め、それらに基づいて教育課程を構築している。とりわけ、「少人数教育・段階的かつ完結的履修の実現」として、段階的履修モデルを提供して積み上げ型学修を徹底している。

（2）各年度の司法試験合格率はいずれも全国平均を上回り、また、累積合格率も7割に近い数値に到達しており、多数の修了者が、裁判官・検察官・弁護士を中心とする法律専門職として活動している。

2) 課題

特になし。

第2章 教育内容

1 基準ごとの分析

2-1 教育内容

基準2-1-1：重点基準

法科大学院の課程の修了の認定に関する方針（ディプロマ・ポリシー）並びに教育課程の編成及び実施に関する方針（カリキュラム・ポリシー）を一貫性あるものとして策定していること。

すなわち、教育課程が、理論的教育と実務的教育の架橋に留意しつつ、法曹としての実務に必要な専門的な法知識、思考力、分析力、表現力等を修得させるとともに、豊かな人間性並びに法曹としての責任感及び倫理観を涵養するよう適切に編成されていること。

（基準2-1-1に係る状況）

本研究科はディプロマ・ポリシーとして、（１）十分な法律知識を身につけ、的確な文章表現で自分の考えを示すことができ、（２）司法修習に即応できる実務の知識・技能を身につけ、（３）多角的視点から社会的事象を捉えることができ、（４）豊かな人間性と高い職業倫理を身につけ、かつ、司法試験に合格しうる学生に、法科大学院の課程の修了を認定する、と定めている。

これらをふまえて、カリキュラム・ポリシーでは、法曹養成教育プロセスの第一段階としての教育目標を実現するために、（１）少人数教育と段階的かつ完結的な履修を可能にするカリキュラムの設定、（２）「理論と実務の架橋」を目指し、内容面と主体面ともに実務家との密接な協力に基づく実務系科目の段階的配置、（３）幅広い視野・関心及び複眼的思考による深い洞察力と国際性を涵養するための充実した基礎法学・隣接科目の提供並びに法曹としての責任・倫理観を陶冶するための法曹倫理の必修化、（４）現代社会の多様な法的ニーズにこたえられる展開・先端法領域での授業科目の提供、という４つの柱に即してカリキュラムを構築することとしている。これらを具体化するために、学年進行に合わせて、①「理論」的性格の強い授業科目から「実務」的性格の強い授業科目へと比重が移行していくように、②全体として「基礎」から「応用」さらには「演習」ないし「展開・先端」へと推移していくように、授業科目を配置している。特に、法律基本科目では「基礎」から「応用」そして「総合」と着実に知識と能力を積み上げていける段階的履修型カリキュラムを設定している。【解釈指針2-1-1-1】

資料2-1-1-① ディプロマ・ポリシー、カリキュラム・ポリシー

【ディプロマ・ポリシー】

大阪大学のディプロマ・ポリシーのもとに、以下の本研究科のディプロマ・ポリシーを定めました。

専門職大学院である本研究科の標準修業年限は３年で、所定の科目群から合計98単位以上を修得し、（１）から（４）までの知識、能力を身につけ、司法試験に合格しうる学生に「法務博士」学位を授与します。

本研究科の課程において必要とする法学の基礎的な学識を有すると教授会が認めた者（法学既修者）については、1年次配当の必修科目34単位を修得したものとみなします。また、法学既修者については、修了に要する在学期間につき1年を超えない範囲で、本研究科が認める期間在学したものとみなすことになりますので、2年で本研究科課程を修了することができます。

- （1）十分な法律知識を身につけ、的確な文章表現で自分の考えを示すことができる
- （2）司法修習に即応できる実務の知識・技能を身につけている
- （3）多角的視点から社会的事象を捉えることができる
- （4）豊かな人間性と高い職業倫理を身につけている

【カリキュラム・ポリシー】

大阪大学のカリキュラム・ポリシーのもとに、本研究科は、法曹養成教育プロセスの第一段階としての教育目標を実現するために、以下の4つの柱に即してカリキュラムを構築しています。

- （1）少人数教育と段階的かつ完結的な履修を可能にするカリキュラムの設定
 - （2）「理論と実務の架橋」を目指し、内容面と主体面ともに実務家との密接な協力に基づく実務系科目の段階的配置
 - （3）幅広い視野・関心及び複眼的思考による深い洞察力和国際性を涵養するための充実した基礎法学・隣接科目の提供並びに法曹としての責任・倫理観を陶冶するための法曹倫理の必修化
 - （4）現代社会の多様な法的ニーズにこたえられる展開・先端法領域での授業科目の提供
- これらを具体化するために、学年進行的に、①「理論」的性格の強い授業科目から、「実務」的性格の強い授業科目へと比重が移行していくように、また、②全体として「基礎」から「応用」さらには「演習」ないし「展開・先端」へと推移していくように授業科目を配置しています。特に、法律基本科目では「基礎」から「応用」そして「総合」という積上げ型学修を徹底しています。

さらに、法学未修者を念頭において、法学学修の手ほどきをする導入的科目を配置しています。各科目の単位認定については、次の段階に進めるレベルに達したかどうかを絶対的に評価して決定し、そのレベルに達した者については相対的な評価によって成績を決定します。

（出典：大阪大学 大学案内 高等司法研究科の目的、教育目標および各種ポリシー
http://www.osaka-u.ac.jp/ja/guide/announcement/main/policies/law_policy.html）

大阪大学法学部には、法学科と国際公共政策学科がある。法学科の教育理念は、人間関係や社会生活の土台となる制度とその働きについて、単に現状を理解するだけでなく、歴史を遡り、理念を探究することを通じて、冷静に多面的に分析する力を培うことにある。法学部の教育課程には共通教育と専門教育があるが、法学科の専門教育科目は①入門科目、②コア科目、③アドバンスト（高度専門）科目と④低年次での履修を推奨する科目により構成される。国際公共政策学科は、法学・政治学・経済学を中心に学び、それらの知識や考え方を総動員して、人類全体の公益のために行動する資質と能力を身につけることを教育理念とし、その専門教育科目は①入門概説系科目、②セミナー系科目、③専門系科目、④応用展開系科目で構成される。

資料 2-1-1-② 法学部の教育理念とカリキュラム

1. 法学科の教育理念とカリキュラムの特徴

法学科では、人間関係や社会生活の土台となる制度とその働きについて、単に現状を理解するだけでなく、歴史を遡り、理念を探究することを通じて、冷静に多面的に分析できる力を培ってもらいたいと考えています。そのために、実定法、基礎法、政治学の各系統において、学年の進行に合わせ

て、入門から基礎、さらに応用へ、歴史・思想から実態理解、さらに理論分析へと、無理なく深く学んでいけるよう、カリキュラムの編成を工夫しています。法学部で学ぶのに必要な力（文献を読み、答案やレポートを書き、プレゼンテーションをし、相手と議論する力）を身につけるための少人数科目（演習科目）も、1年次から4年次まで用意しています。

2. 法学科の専門教育科目の区分

3. 国際公共政策学科の教育理念とカリキュラムの特徴

グローバリゼーションの時代を迎え、世界各国の結びつきはこれまで以上に緊密になり、また、人権や平和、環境、貿易、経済発展などの地球規模の問題群が出現してきました。これらの問題を解決するためには、国際社会で生ずるさまざまな事象を複眼的に検討するとともに、課題の解決に向けて国際的に活躍する人材が必要です。国際公共政策学科は、法学・政治学・経済学を中心に学び、それらの知識や考え方を総動員して、人類全体の公益のために、行動する資質と能力を身につける場です。そのため、国際公共政策学科では、法学・政治学・経済学の基礎を学ぶ科目群をまず受講します。その後、各学問分野で応用能力を磨く科目群を受講していきます。また、国際社会で活躍するためには、特に英語運用能力を身につける必要がありますので、そのための科目を設け、留学を促進するとともに、リーダーシップをもって活躍するための表現力・行動力を要請する科目群を用意しています。

4. 国際公共政策学科の専門教育科目の区分

（出典：別添資料6 大阪大学法学部・平成30年度学生ハンドブック 2頁、4頁、8頁、10頁）

このように、法学部は固有の教育理念と内容を有し、本研究科と法学部の授業科目は目的と内容を異にする。本研究科と法学部の授業科目を同時開講することは認めていない。さらに、法学部出身者にも他の学生と区別することなく法科大学院の理念に即した双方向・対話型の授業を行っており、法学部教育との違いを明確に意識している。

本研究科では以上のように、法曹養成に特化した専門職大学院にふさわしい教育課程を、理論的教育と実務的教育の架橋に留意しつつ段階的かつ完結的に実施すべく、適切に編成している。また、本研究科のカリキュラムは、法科大学院が法学部教育の単なる延長線にあるものとして、法科大学院が屋上屋を架すことにならないよう、法科大学院構想の本来の趣旨に適合したものである。

多様なバックグラウンドを備えた学生への対応として、1年次に、法学学修の手ほどきをする導入的科目を配置するほか、社会人・他学部出身者を含む学生の自発的な勉強会グループには、弁護士アドバイザーが学習を支援する。また、本研究科の特長であるコンタクト・ティーチャー制度（同制度について詳細には「7-1 学習支援」を参照されたい。）により、個々の学生の状況を適切に把握し、学生の状況に応じたきめ細やかな生活・学習指導を行っている。【解釈指針2-1-1-4】

飛び入学者の法学既修者認定は以下のように行っている。一般選抜（既修者コース）を受験する者については飛び入学以外の受験者と同様の法律科目試験（7科目）によって行い、平成30年度入試から導入した特別選抜（法学部3年次生）を受験する者については4科目の法律科目試験（憲法、民法、刑法、商法）により合格判定の上、他の3科目（行政法、民事訴訟法、刑事訴訟法）につき既修者科目認定試験を実施し、不合格科目については、法学未修者1年次に配当される必修の法律基本科目の履修を免除しないこととしている。《別添資料4-① 平成30年度大阪大学大学院高等司法研究科（法科大学院）学生募集要項》【解釈指針2-1-1-2】

飛び入学者に対する入学後のフォローアップは以下の通りである。一般選抜により入学

した者については、他の一般選抜入学者と同じ試験を受験して合格していることから、特段のフォローアップは行っていない。他方、特別選抜（法学部3年次生）において3科目の既修者科目認定試験に不合格となった者（平成30年度入学者においては、民事訴訟法につき1名、刑事訴訟法につき2名）については、上記の通り、当該不合格科目について1年次必修科目を免除しないこととするほか、入学前に自主学習課題を提示する、授業担当教員の判断により当該学生の状況を踏まえた個別指導を行う、などのフォローアップを実施している。

なお、本研究科は、他の法科大学院からの転入学制度を設けていない。【解釈指針2-1-1-3】

基準2-1-2

各授業科目について適切な到達目標が設定されていること。

（基準2-1-2に係る状況）

本研究科では、各授業科目について適切な到達目標を設定し、シラバスに記載することを定めている。到達目標は、「授業の目的と概要」と「学習目標」の双方、又は一方に必ず記載する。

「授業の目的と概要」には、授業によって学生が修得すべき到達目標を記載する。

「学習目標」に記載する場合、到達目標は、ディプロマ・ポリシーやカリキュラム・ポリシーとの整合性に留意して、より具体的に記載する。

各授業科目は、到達目標を達成するための授業計画を立て、毎回の授業内容をシラバスに記載する。法律基本科目では、毎回の授業内容に、特段の事情がある場合（あらかじめ論点を示さず、具体的事例から法的争点を発見する能力を養うための授業など）を除き、コアカリキュラム対応箇所を明記する。なお、コアカリキュラムは、大阪大学授業支援システム（CLE）に、シラバスとの対応表とともに掲載し、学生に周知している。

資料2-1-2-① シラバス記載事項「授業の目的と概要」「学習目標」「授業計画」

（3）授業の目的と概要

＜授業によって学生が修得すべき到達目標を掲げる＞

（4）学習目標

授業を通して得られる成果について、学生を主語にし、述語は学生が自ら達成状況を確認できるような「～できる」という文末で終わるように記載する。なるべく一文には一つの「～できる」になるように、端的に記載する。

また、授業の学習目標は全学・部局・学位プログラム等のディプロマ・ポリシーやカリキュラム・ポリシーとの整合性にも留意する。（以下、略）

（中略）

（7）授業計画

＜1回ごとの授業内容を記載する…予習範囲の学生への周知＞

・参考判例や参考文献等も記載する。

・“授業日程毎に登録する”を使用する。年月日・時限の記入は任意。ただしオムニバス科目については、年月日・担当教員欄に記入すること。

・法律基本科目については、特段の事情が無い限りコアカリキュラム対応箇所についても明記する

こと。ただし、教務委員会の議を経て省略することができる。

例：コアカリキュラム ○-○-○参照 等 (以下、略)

(出典：別添資料 8-② シラバス記載事項)

基準 2-1-3：重点基準

次の各号に掲げる授業科目が適切な科目区分の下に開設されていること。

(1) 法律基本科目

(憲法、行政法、民法、商法、民事訴訟法、刑法、刑事訴訟法に関する分野の科目をいう。)

(2) 法律実務基礎科目

(法曹としての技能及び責任その他の法律実務に関する基礎的な分野の科目をいう。)

(3) 基礎法学・隣接科目

(基礎法学に関する分野又は法学と関連を有する分野の科目をいう。)

(4) 展開・先端科目

(応用的・先端的な法領域に関する科目、その他の実定法に関する多様な分野の科目であって、法律基本科目以外のものをいう。)

(基準 2-1-3 に係る状況)

本研究科では、①法律基本科目、②法律実務基礎科目、③基礎法学・隣接科目、④展開・先端科目の、4つの科目群の下に授業科目を開設している。導入的な授業科目や論文指導も、上記の科目群に分類する。【解釈指針 2-1-3-1】

①法律基本科目は、憲法、行政法、民法、商法、民事訴訟法、刑法、刑事訴訟法のすべてについて開設する。憲法を例にとると、1年次に、「憲法基礎1」、「憲法基礎2」、2年次に「憲法応用」を、必修科目で開講する。【解釈指針 2-1-3-2】 法律基本科目のうち、「コーポレート・ガバナンス」、「連携講義（憲法発展演習）」、「連携講義（刑事証拠法演習）」は、基本分野についての発展的・応用的な講義であるので、展開・先端科目ではなく、法律基本科目に配置している。【解釈指針 2-1-3-6】【解釈指針 2-1-3-7】【解釈指針 2-1-3-8】

このように、法律基本科目では「基礎」科目のすべてと「応用」科目の多くを必修科目として配置することにより、憲法、行政法、民法、商法、民事訴訟法、刑法、刑事訴訟法のすべてにつき、将来の法曹としての実務に共通して必要とされる基本を修得させるものである。

②法律実務基礎科目は、「法曹倫理」や「裁判実務基礎」等の科目であり、法曹としての基礎的な実務能力及び責任感・倫理観を養う授業科目である。すべての開講科目の授業に実務家教員が関与して、法律実務に携わることへの導入教育を行っており、その内容は、法律実務基礎科目に分類することが適切なものとなっている。1年次科目を例にとると、「ベンチャー社会と法」は、本研究科実務家教員（企業経験者）が担当し、「リサーチ＆ライティング1」は、法情報学を専門とする教員と弁護士が担当する。【解釈指針 2-1-3-3】【解釈指針 2-1-3-8】

③基礎法学・隣接科目は、「法理論」、「法理学」、「比較法史」、「法社会学」、「ローマ法」、「現代政治学」、「現代行政学」、「法と経済学」、「財務報告戦略」、

「生命倫理と法」であり、法の構造や役割、歴史、比較法的知識、法と社会現象との関係等についての理解を深め、政治学、行政学、会計学などの隣接する社会科学を学び、現実社会において発生する様々な問題への関心を喚起し、もって法曹に必要なバランス感覚と、幅広い視野をもって物事を判断できる知見を養成する。「生命倫理と法」は、医療の法哲学を内容とするので、展開・先端科目でなく、基礎法学・隣接科目に区分している。【解釈指針2-1-3-4】【解釈指針2-1-3-6】

④展開・先端科目は、司法試験の選択科目である倒産法、税法、経済法、知的財産法、労働法、国際法、国際私法を内容とするA群と、それ以外のB群に区分している。

B群の科目には、法人税法のうち国際課税及び法人課税の発展的分野を扱う「企業課税法」、銀行実務に関する法を扱う「金融法」、金融商品取引法及び金融商品取引所の規則を扱う「金融商品取引法」、社会保障制度を法解釈論と制度・政策論の両面から考察する「社会保障法」、ベンチャーに関する問題を経済的・経営的観点を踏まえて法的に解決する方法を扱う「ベンチャー法ワークショップ」、国際取引や国際家族法上の涉外紛争事例に関する法を扱う「国際民事訴訟法」などがある。また、実務との融合に配慮した科目として、「少年法」（本研究科教員と弁護士3名が講義を担当）、「技術知的財産法」（本研究科教員をコーディネーターとして弁理士5名が担当）、「信託法」（弁護士が講義を担当）などがある。

A群・B群のいずれの授業科目も、法律基本科目の知識を前提として、先端的・発展的な領域について専門的な知識の修得を目指すものであり、適切な科目区分にしたがって開設している。【解釈指針2-1-3-5】

基準2-1-4：重点基準

基準2-1-3の各号のすべてにわたって、教育上の目的及び各法科大学院の教育の理念及び目標に応じて適当と認められる単位数以上の授業科目が開設され、必修科目、選択必修科目及び選択科目等の分類が適切に行われ、学生が段階的に履修することができるよう各年次にわたって適切に配当されていること。

（基準2-1-4に係る状況）

本研究科では、①法律基本科目、②法律実務基礎科目、③基礎法学・隣接科目及び④展開・先端科目の科目群について、以下のとおり、授業内容、単位数の両面から授業科目を学年進行に合わせて適切に配置し、かつ、必修科目、選択必修科目及び選択科目の分類を適切に行っている。

①法律基本科目においては、7科目全部について、1年次（法学未修者）に「基礎」科目を、2年次に「応用」科目を配置する。これらの科目は履修が不可欠な科目であり、基本的に必修科目としている（「民法応用3」、「民法応用4」を除く。「刑法応用2」は平成30年度入学者から必修科目に変更した。なお、「民事訴訟法応用2」は平成30年度入学者から配当年次を2年に変更した）。必修科目はほかに、1年次配当の「導入演習」（公法系・民事系・刑事系の内容を含むので、「その他」に分類している）がある。【解釈指針2-1-4-1】

2年次又は2・3年次配当の選択必修科目に、「民法応用4」、「コーポレート・ガバナンス」、選択科目に「連携講義（憲法発展演習）」、「連携講義（刑事証拠法演習）」がある。3年次生を対象とする法律基本科目は、選択必修科目に「民法応用3」が、選択

科目に「公法総合演習」、「民事法総合演習」、「刑事法総合演習」がある。3年次に「公法総合演習」、「民事法総合演習」、「刑事法総合演習」を配置するのは、法律基本科目7科目についての学習の総仕上げを行う目的である。このように、1年次に「基礎」、2年次に「応用」、3年次に「総合」と、学年進行に合わせた積み上げ型のカリキュラムを編成し、必修科目を基礎に据え、バランスよく選択必修科目や選択科目を配置している。学生がより適切な履修を行えるよう、一部科目につき科目の分類及び配当年次の見直しを行った（平成30年度入学者より適用）。法律基本科目の総単位数は76単位であり、教育目的を達成するために十分な単位数の授業科目を開設している。

②法律実務基礎科目の1年次科目は、選択必修科目2つだけである。法律実務基礎科目の本格的な履修は2年次に始まり、「法曹倫理」、「裁判実務基礎（民事）」の必修科目のほか、「刑事法律文書作成1」、「エクスターンシップ1」などの選択必修科目、さらに「特殊講義A（政策実践と法）」を選択科目に配置する。3年次には必修科目として「裁判実務基礎（刑事）」、選択必修科目として「公法訴訟」、「弁護実務」などが、さらに選択科目として「特殊講義A」を3科目、配置する。このように、学年進行に適した内容の科目をバランスよく配置している。平成30年度に開講する法律実務基礎科目の総単位数は42単位、「特殊講義A」を除いても36単位であり、本研究科の教育目的を達成するために十分な科目を開設している。

③基礎法学・隣接科目は、すべて選択必修科目である。そのうち「法理論」は、法学を初めて学ぶ学生が、法の学習にあたり最小限必要となる法特有の思考方法と法の制度的枠組みの見取り図を身につけ、それによって、法を社会科学的な視点からとらえる力を養うことを目的とする授業科目であり、1年次に配当している。それ以外の授業科目は、学生がそれぞれの状況・段階に応じて適切に履修できるよう、複数年次に開講している。基礎法学・隣接科目の総単位数は20単位であり（なお、一部の科目は隔年開講であり、平成30年度の開講科目は16単位である）、本研究科の教育目的を達成するために十分な科目である。

④展開・先端科目のA群は、展開・先端科目であり、司法試験選択科目であることをふまえ、すべて選択必修で、2・3年次又は3年次に配当している。「税法1」、「税法2」（いずれも2・3年次配当）、「税法演習」（3年次配当）、あるいは、「労働法基礎」、「労働法応用」（いずれも2・3年次配当）、「労働法演習」（3年次配当）のように、学生が段階的に履修できるよう、配当年次を工夫している。B群の選択必修科目のうち、3年次配当の「企業課税法」、「技術知的財産法」、「国際民事訴訟法」などは、A群の2・3年次配当科目の展開・応用的な科目である。これも段階的履修を想定しての配当年次を設定している。平成30年度に開講する展開・先端科目の総単位数は98単位、研究者養成のための授業科目を除いても90単位であり、本研究科の教育目的を達成するために十分な科目を開設している。

基準2-1-5：重点基準

基準2-1-3（1）に定める法律基本科目については、次の各号に掲げる単位数の授業科目を必修科目として開設することを標準とし、標準単位数を超えて必修科目又は選択必修科目を開設する場合には、8単位増をもって必修総単位数の上限とする。ただし、法学未修者については、1年次及び2年次に配当される法律基本科目の中から、別に10単位を限度として必修又は選択必修とすることができる。

(1) 公法系科目（憲法及び行政法に関する分野の科目をいう。）

10単位

(2) 民事系科目（民法、商法及び民事訴訟法に関する分野の科目をいう。）

32単位

(3) 刑事系科目（刑法及び刑事訴訟法に関する分野の科目をいう。）

12単位

(基準2-1-5に係る状況)

法律基本科目の必修科目は、公法系科目が12単位、民事系科目が32単位、刑事系科目が12単位と、その他科目が2単位で、計58単位である。法律基本科目の必修科目と選択必修科目の合計は66単位である。

資料2-1-5-① 法律基本科目必修・選択必修単位数一覧表

法律基本科目	1年次必修	2年次必修	選択必修	合計（うち必修）
公法系科目	6単位	6単位	0単位	12（12）単位
民事系科目	20単位	12単位	8単位	40（32）単位
刑事系科目	6単位	6単位	0単位	12（12）単位
その他	2単位	0単位	0単位	2（2）単位
合計	34単位	24単位	8単位	66（58）単位

（出典：別添資料5 平成30年度 学生ハンドブック）

本研究科では上記基準のただし書きを適用し、法学未修者1年次の配当科目単位数を4単位増加させている。「導入演習」（2単位）は、1年次春学期に開講し、憲法・民法・刑法の基本三法について、法律文献の読み方や報告・議論の仕方、法律文書の書き方など、広く法学学習の基礎トレーニングを行う。また、当初は2年次配当であった法律基本科目の「民法基礎4」（2単位）を1年次配当とし、基礎的な学修の確保を図っている。

上記のとおり、「導入演習」は憲法・民法・刑法を内容とするので、系に区分せず、「その他」としている。【解釈指針2-1-5-2】

基準2-1-6：重点基準

(1) 基準2-1-3(2)に定める法律実務基礎科目については、次に掲げる授業科目が必修科目として開設されていること。

ア 法曹としての責任感や倫理観を涵養することを内容とする授業科目（2単位）

イ 要件事実及び事実認定に関する基礎的な教育を含む民事訴訟実務の基礎を内容とする授業科目（2単位）

ウ 事実認定に関する基礎的な教育を含む刑事訴訟実務の基礎を内容とする授業科目（2単位）

(2) (1)に掲げる必修科目6単位のほか、次に例示する内容の授業科目その他の法曹としての技能及び責任等を修得させるために適切な内容を有する授業科目（(1)に掲げる内容の授業科目を除く。）のうち、4単位相

当が必修又は選択必修とされていること。

ア 模擬裁判

（民事・刑事裁判過程の主要場面について、ロールプレイ等のシミュレーション方式によって学生に参加させ、裁判実務の基礎的技能を身に付けさせる教育内容）

イ ローヤリング

（依頼者との面接・相談・説得の技法や、交渉・調停・仲裁等のADR（裁判外紛争処理）の理論と実務を、ロールプレイをも取り入れて学ばせ、法律実務の基礎的技能を修得させる教育内容）

ウ クリニック

（弁護士の指導監督のもとに、法律相談、事件内容の予備的聴き取り、事案の整理、関係法令の調査、解決案の検討等を具体的事例に則して学ばせる教育内容）

エ エクスターンシップ

（法律事務所、企業法務部、官公庁法務部門等で行う研修）

オ 公法系訴訟実務の基礎を内容とする授業科目

（行政訴訟を中心とする公法系の諸問題を含む訴訟について、公法系の法律基本科目の学修を踏まえつつ、紛争や訴訟の現場を意識させるための各種の書面を作成させ、種々の理論的問題、技術的問題が訴訟実務においてどのように現れるかを模擬的に理解することを通じて、公法系訴訟実務の基礎を修得させる教育内容）

（3）（1）アについては、「法曹倫理」などの授業科目名で独立の授業科目として開設されていること。また、他の授業科目の授業においても、法曹倫理に留意した教育が行われていること。

（4）次に掲げる教育内容について指導が行われていること。ただし、これらの指導のために授業科目を開設し、単位を認定することは要しない。

ア 法情報調査

（法令、判例及び学説等の検索、並びに判例の意義及び読み方の学習等、法学を学ぶ上で必要な法情報の調査・分析に関する技法を修得させる教育内容）

イ 法文書作成

（契約書・遺言書、法律意見書・調査報告書又は起訴状・訴状・準備書面及びこれらの書面を作成する基礎資料となる文書等実務的な文書の作成の基本的技能を、添削指導等により修得させる教育内容）

（基準2-1-6に係る状況）

（1）アとして、「法曹倫理（2単位）」（2年次配当）を、イとして、「裁判実務基礎（民事）（2単位）」（2年次配当）を、ウとして、「裁判実務基礎（刑事）（2単位）」（3年次配当）を、いずれも必修科目として開設している。それぞれ、以下のとおり、ア、イ、ウに記載の内容を含む。「法曹倫理」は、弁護士の倫理のほか、検察官倫理

と裁判官倫理を内容とする。【解釈指針2-1-6-2】「裁判実務基礎（民事）」、「裁判実務基礎（刑事）」では、事実認定に関する基礎的な教育を行っている。

(2) (1)に掲げる必修科目6単位のほか、アとして、「模擬裁判（民事）（2単位）」（3年次配当）及び「模擬裁判（刑事）（2単位）」（3年次配当）を開設している。選択必修科目であるが、選択必修科目の必要単位には必ずどちらか1科目を含まなければならない。また、両方を履修することはできない。エとして、「エクスターンシップ1（2単位）」（2又は3年次配当、選択必修科目）及び「エクスターンシップ2（2単位）」（3年次配当、選択必修科目）を開設している。エクスターンシップの受講要件として、法曹倫理の単位を取得していることを課す。エクスターンシップ1は、法律事務所研修、エクスターンシップ2は企業法務研修である。エクスターンシップ1を履修した者が、エクスターンシップ2の企業法務研修に参加することは事実上認められるが、履修にはならず、単位は付与されない。オとして、行政訴訟を中心とする公法系の諸問題を含む訴訟について、公法系の法律系基本科目の学修を踏まえつつ、公法系訴訟実務の基礎を修得させる「公法訴訟（2単位）」（3年次配当、選択必修科目）を開設している。

以上のように、本研究科は、法曹としての技能及び責任等を修得させるために適切な授業科目を、選択必修科目として10単位を開設している（ただし、履修は6単位が上限になる）。

本研究科では、科目の性質上、実務家教員単独で担当すべきと考えられる幾つかの授業科目（たとえば、「模擬裁判（民事）」）を除いて、法律実務基礎科目の必修科目、選択必修科目の多くにおいて、実務家教員と研究者教員が授業を共同担当し、あるいは研究者教員がコーディネーターとなって、実務家教員と研究者教員との緊密な連携を図っている。たとえば、「法曹倫理」、「裁判実務基礎（刑事）」、「公法訴訟」、「模擬裁判（刑事）」、「エクスターンシップ1」などといった科目がこれに相当する。とくに「民事法総合演習」では、民事系研究者教員と実務家教員が共同で担当しており、実務家教員と研究者教員とが日常的に連携する体制を整えている。【解釈指針2-1-6-1】

(3) 本研究科の教育の理念及び目標は、「厳しい職業倫理を備えた法曹の養成」にあり（学生ハンドブック1頁）、法曹としての責任感、倫理観を涵養する教育を重視している。必修科目である「法曹倫理」以外の授業科目においても、法曹の専門職としての責任を意識させる教育を行っている。たとえば、裁判官出身の実務家教員（本研究科専任教員）が担当する「民事訴訟法応用」では、法曹としてのモラルや使命感を自覚させることを授業の目的に掲げている。

資料2-1-6-⑧ 平成30年度「民事訴訟法応用」授業の目的と概要

民事訴訟第1審手続の全体像を把握し、事例問題に対処できる基礎学力を定着させることおよび法曹としてのモラルと使命感を身につける必要性・重要性を自覚させることが目的である。

（出典：高等司法研究科シラバス）

(4) アにかかる指導として、まず、入学時（新入生オリエンテーション）に、すべての新入生に、法令、判例及び学説等の検索並びに判例の意義及び読み方等について詳細に解説した、本研究科作成の『法情報収集と利用についての手引き』を配布する。新入生オリエンテーションと同日に、すべての新入生を対象に、「リサーチ&ライティング1」、

「リサーチ&ライティング2」の受講者への指導を兼ねた「『リサーチ&ライティング』第1回（情報リサーチ分野）」を開催して、コンピュータネットワークを用いた判例検索の方法についての指導を行う。さらに、1年次及び2年次の春～夏学期に開講する必修科目の憲法・民法・刑法では、第1回目の授業で、関係法情報（文献・判例）の調べ方、判例・法令の読み方などの指導を行う。これは、法情報調査の一般的知識を与えるにとどまらず、各法分野の特性も踏まえた実践的なトレーニングを行うことを意図したものである。【解釈指針2-1-6-3】

資料2-1-6-⑨ 法情報調査に関するシラバス記載事項「授業計画」（抜粋）

1年生春～夏学期配当の必修科目の憲法・民法・刑法、2年生春～夏学期配当の必修科目の憲法・民法・刑法については、第一回目の授業で、関係法情報（文献・判例）の調べ方、判例・法令の読み方などの指導を行う旨の記載をする。

（出典：別添資料8-② シラバス記載事項）

（4）イにかかる指導は、以下の通りである。1年次生（法学未修者）の必修科目である「導入演習」では、法律論文の書き方の指導が主な授業内容の一つである。1年次配当の選択科目である「リサーチ&ライティング1」においても法文書作成指導を行い、平成30年度には、1年次生15人（休学者、留年生を除く）のうち15人がこの授業を受講している。3年次配当の選択必修科目である「模擬裁判（民事）」及び「模擬裁判（刑事）」は、いずれか一方を履修することを修了要件としているが、両科目とも実際に訴訟で用いられる文書にかかる起案指導を行っており、法文書作成についての基本的技能を修得する機会を全学生に与えている。【解釈指針2-1-6-3】 その他、「リサーチ&ライティング2」、「刑事法律文書作成1」、「刑事法律文書作成2」においても、法文書作成指導を行っている。

基準2-1-7

基準2-1-3（3）に定める基礎法学・隣接科目については、学生がそれぞれの関心に応じて効果的な履修を行うために十分な数の授業科目が開設されていること。

（基準2-1-7に係る状況）

基礎法学・隣接科目として、「法理論」、「法理学」、「比較法史」、「法社会学」、「ローマ法」、「現代政治学」、「現代行政学」、「法と経済学」、「財務報告戦略」、「生命倫理と法」を開講している（計10科目、総単位数20単位）。すべて、選択必修科目であり、学生がそれぞれの関心に応じて効果的な履修を行うために十分な数の科目を開講している。

資料 2-1-7-① 基礎法学・隣接科目の授業科目一覧

科目群	授業科目名	授業科目の種別	単位数	配当年次	備 考
基礎 法学 ・ 隣 接 科 目	法理論	選択必修科目	2	1	
	法理学	選択必修科目	2	1, 2 又は 3	
	比較法史	選択必修科目	2	1, 2 又は 3	
	法社会学	選択必修科目	2	1, 2 又は 3	
	ローマ法	選択必修科目	2	1, 2 又は 3	法学研究科と同時開講
	現代政治学	選択必修科目	2	1, 2 又は 3	隔年開講（30 年度は 不開講）
	現代行政学	選択必修科目	2	1, 2 又は 3	隔年開講 法学研究科と同時開講
	法と経済学	選択必修科目	2	2 又は 3	隔年開講（30 年度は 不開講）
	財務報告戦略	選択必修科目	2	2 又は 3	
	生命倫理と法	選択必修科目	2	2 又は 3	法学研究科と同時開講

(出典：別添資料 5 平成 30 年度学生ハンドブック 10 頁)

基準 2-1-8

基準 2-1-3 (4) に定める展開・先端科目については、各法科大学院の養成しようとする法曹像に適った内容を有する十分な数の授業科目が開設されていること。

(基準 2-1-8 に係る状況)

本研究科が養成しようとする法曹像は、高度な法的知識・能力や厳しい職業倫理に加え、豊かな人間性を備えた、「新時代を担う真の Legal Professionals」である。《別添資料 5 平成 30 年度学生ハンドブック 1 頁》 そのために、高度に専門的な複合領域において生じる問題や現代社会の先端的な問題を取り扱う多様な授業科目を開設している。【解釈指針 2-1-8-1】

平成 30 年度は展開・先端科目を 47 科目（総単位数 98 単位）開設している。そのうち選択必修科目が 40 科目（総単位数 84 単位）、選択科目が 7 科目（14 単位）であり、十分な数の授業科目を開設している。

本研究科が示す 3 つの履修モデルの代表的な展開・先端科目の受講者人数は、《資料 2-1-8-①》のとおりである。受講者数は、特定の履修モデルないし科目に過度に集中しておらず、学生のニーズに見合った授業科目を過不足なく提供できている。

資料 2-1-8-① 平成 29 年度春～夏学期、秋～冬学期 展開・先端科目受講者数一覧（抜粋）

履修モデル 1	知的財産法 1	4 人
知的財産権プログラム	知的財産法 2	10 人

	経済法 1	12 人
	経済法 2	5 人
履修モデル 2 企業関係法プログラム	金融商品取引法	20 人
	倒産法基礎 1	15 人
	倒産法基礎 2	9 人
	民事回収法	16 人
履修モデル 3 起業支援法プログラム	税法 1	3 人
	労働法基礎	26 人
	労働法応用	11 人
	財務報告戦略	4 人

(出典：高等司法研究科教務係保管資料)

基準 2-1-9：重点基準

各授業科目における授業時間等が、単位数との関係において、大学設置基準第 21 条から第 23 条までの規定に照らして適切に設定されていること。

(基準 2-1-9 に係る状況)

本研究科では、大学設置基準第 21 条並びに大阪大学大学院学則第 6 条第 3 項及び大阪大学学部学則第 10 条の 2 の 3 に基づき、1 単位の授業科目を 45 時間の学修を必要とする内容をもって構成している。

本研究科は、大学設置基準第 22 条の規定に照らし、1 年間の授業を行う期間を、期末試験等の期間を含め、35 週で設定している。

本研究科では、ほとんどの授業科目で「春～夏学期」と「秋～冬学期」に分けて、授業を実施している（例外として、導入演習は「春学期」開講）。

大学設置基準第 23 条の規定に照らし、「春～夏学期」、「秋～冬学期」を、15 週の授業と 1 回の期末試験で構成している《資料 2-1-9-①》。15 週の授業の後に期末試験を行い、期末試験後には講評・総括の期間を確保している。講評を授業形式で実施するかは担当教員に委ねられる。

休講はできるだけ避けることとし、やむを得ず休講する場合には、補講を実施している《資料 2-1-9-②》《資料 2-1-9-③》。

資料 2-1-9-② 休講・補講について**6 休講・補講について**

(1) 本研究科の授業は、決められた回数を必ず行わなければなりませんので、休講はできるだけ避けてください。やむを得ず休講にされる場合は、その分、補講をお願いします。

(2) 授業を休講にする場合、また補講を実施する場合は、事前に教務係に連絡するか、または KOAN メニュー→休講・スケジュール→休講補講登録に登録して、学生に周知してください。

(以下、略)

(出典：別添資料 7 2018 年度教員ハンドブック 5 頁)

資料 2-1-9-③ 平成 29 年度の休講回数（（ ）内は補講回数）

科目群		平成 29 年度 春～夏学期	平成 29 年度 秋～冬学期
法律基本科目	公法系科目	2 (2)	1 (1)
	民事系科目	6 (6)	4 (4)
	刑事系科目	2 (2)	3 (3)
	その他（春学期）	1 (1)	
法律実務基礎科目		5 (5)	2 (2)
基礎法学・隣接科目		0 (0)	3 (3)
展開・先端科目		13 (13)	15 (15)
合計		29 (29)	28 (28)

（出典：高等司法研究科教務係保管資料）

2 特長及び課題等

1) 特長

- （１）法律基本科目において、法学未修者も知識の定着と法的思考力の向上を図ることができるよう、基礎→応用→総合と着実に知識と能力を積み上げていけるような段階的履修モデルを提供しているほか、他の選択科目群においても段階的かつ完結的履修への適切な配慮を行っている。
- （２）法学未修者が法科大学院の講義に耐えうる法律学の基礎的な学識を得られるよう、入学後すぐに受講できる、「リサーチ&ライティング１」（春～夏学期）や「導入演習」（春学期）といった導入教育科目を開講している。
- （３）授業担当教員間で授業内容・方法等に関する打ち合わせ等を行い、法律実務基礎科目と法律基本科目等との連携を図り、理論的教育と実務的教育を架橋するための配慮を適切に行っている。
- （４）理論と実務を架橋し応用能力の進化を図るため、公法系の諸問題を含む訴訟実務に関する「公法訴訟」や、大阪大学と箕面市の連携協力により現職市長などが講師を務める「特殊講義A（政策実践と法）」など、本研究科の教育目的に適った特長ある科目を開講している。
- （５）関西大学法科大学院の教育内容の改善を支援するとともに、関西大学法科大学院との連携を通じて本研究科の教育の充実にも資するべく、平成 30 年度から法律基本科目群に、本研究科教員と関西大学法科大学教員が共同開講する「連携講義」を設置し、連携講義を含む「関西大学法科大学院への支援の取組」が、平成 30 年度法科大学院公的支援見直し強化・加算プログラムにおいて優れた取組として評価された。
- （６）大学設置基準を厳守し、その枠内で、必要とされる授業時間と学修時間とを確保している。

2) 課題

中央教育審議会大学分科会法科大学院特別委員会報告（平成 21 年 4 月 17 日、平成 26 年 10 月 9 日）において求められている法学未修者教育の充実のための取組みとして、本

研究科では、民法の科目増加、配当年次の見直し、導入演習の設置などのカリキュラムの変更を行っている。今後の課題としては、少数とはいえ存在する、本研究科入学以前には法律の学習経験を有しない法学未修者に対応するためのさらなる取組みの在り方の検討が必要である。

第3章 教育方法

1 基準ごとの分析

3-1 授業を行う学生数

基準3-1-1

法科大学院においては、少人数による双方向的又は多方向的な密度の高い教育が行われなければならないことが基本であることに鑑み、一の授業科目について同時に授業を行う学生数が、この観点から適切な規模に維持されていること。

（基準3-1-1に係る状況）

少人数教育は、本研究科の教育理念の1つの柱である《別添資料5 平成30年度学生ハンドブック1頁》。本研究科の入学定員は80人（平成22年度以降）であり、そのうち法学未修者コースは25人程度としている。これに再履修者が若干名加わるが、少人数教育が可能な学生数である。2年次は2クラスに編成し、法律基本科目や法律実務基礎科目の必修科目は、2クラス開講している。これにより、双方向的又は多方向的な密度の高い教育が行われる規模を維持している。

必修科目以外は、複数クラスの開講を行っておらず、授業科目毎の受講学生数に幅があるが、平成29年度に開講したすべての授業科目、クラスにおいて、受講者数50名以下を実現している。各授業科目、クラスの受講者数は20名～45名程度であり、適切な規模を維持している。授業科目によっては、適正な規模の授業を維持するために、人数の要件を設定することを認めている《資料3-1-1-①》《資料3-1-1-②》。【解釈指針3-1-1-1】

資料3-1-1-①シラバス記載事項（抜粋）

（5）履修条件・受講要件

履修条件・受講要件を設ける場合には、以下の中から選択して記載する

（略）

人数についての要件

- ・受講希望者のうち、履修済み科目による成績上位から〇〇名
- ・受講希望者のうち、提出された事前レポートの評価によって上位から〇〇名

*「履修済み」とは、「単位取得済み」の場合のほか、当該科目について履修登録をしたうえ、欠席回数が規程の回数を超過しておらず、期末試験も受験したが、単位認定を受けられなかった場合を含むものである。

（出典：別添資料8-② シラバス記載事項）

資料3-1-1-② 平成30年度「法社会学」履修条件・受講条件

クラスの人数が50名を超える場合には、受講希望者のうち上位学年、履修済み科目による成績上位者を優先して人数調整を行う。

(出典：高等司法研究科シラバス)

他研究科の学生の履修・聴講は、法律基本科目や法律実務基礎科目については、認めていない。それ以外の科目群についても、授業担当教員が必要と認め、教務委員会で承認された場合に限り許可することを、教員ハンドブックに記載し、授業担当教員に周知している。科目等履修生は、適正な受講者数が維持できる場合に限り、選考により決定する。

【解釈指針3-1-1-3】

在学生に対しても、履修登録をせずに聴講することを認めていない旨を、学生ハンドブックに記載している。

本研究科では、すべての授業科目について適正な受講者数を維持するために、本研究科に在学する受講生のほか、科目等履修生、他研究科受講生、聴講生を含めた、受講者数一覧を作成し、把握している。再履修者等があることを想定してクラス編成を行い、他研究科学生や科目等履修生の履修・聴講に限定的な運用を行うことにより、平成29年度の実受講者数で見ても、いずれの科目も、本研究科が維持しようとする授業規模に支障はない。

【解釈指針3-1-1-2】

資料3-1-1-③ 他研究科学生の履修・聴講

9 他研究科学生の履修・聴講

本研究科授業は、特に、法律基本科目や法律実務基礎科目については、他研究科学生の履修・聴講を認めていません。また、それ以外の科目群についても、少人数教育であることを柱としていることなどから、授業担当教員が必要と認め、教務委員会で承認された場合に限り、許可をしております。その場合でも、本研究科の履修期間内に申し出ていただくことや、成績評価について、本研究科のルールに合わせていただくなど様々な制限がございますので、学生からの問い合わせがあった場合は、ひとまず教務係に連絡するようご指導ください。

(出典：別添資料7 2018年度教員ハンドブック7頁)

資料3-1-1-④ 履修一般事項（抜粋）

8 聴講

本研究科授業については、少人数教育であることを柱としていることや履修上限を設けていることに鑑み、必修・選択必修・選択科目すべてにおいて、在学生が履修登録をせずに聴講することを認めていません。

(出典：別添資料5 平成30年度学生ハンドブック5頁)

資料 3-1-1-⑤ 平成 29 年度受講者数一覧

同時 開講	曜日 時限	開講科目名	科目責任者教員	必修区	配当年	LS受講	科目等 履修	他研究科 受講	聴講	受講者 合計
	火4	会社法応用1E	松尾 健一	必修	2	22				22
	火1	会社法応用1F	松尾 健一	必修	2	19			2	19
	月3	環境法	松本 和彦	選択必修	3	12				12
	水4	企業課税法	谷口 勢津夫	選択必修	3	4		3		7
	水2	技術知的財産法	茶園 成樹	選択必修	3	2				2
	木1	行政法応用2E	野呂 充	必修	2	24			1	24
	木2	行政法応用2F	野呂 充	必修	2	22			2	22
	水1	経済法1	武田 邦宣	選択必修	2又は3	12			7	12
	金3	刑事訴訟法応用E	水谷 規男	必修	2	27				27
	金2	刑事訴訟法応用F	水谷 規男	必修	2	22				22
	金2	刑事法応用E	奥谷 千織	必修	2	21				21
	金3	刑事法応用F	奥谷 千織	必修	2	19				19
	金2	刑事法総合演習	松田 岳士、品田 智史	選択	3	32				32
	火2火3	刑事法律文書作成1・2	上坂 和央	選択必修	2又は3	37				37
	火2	刑法基礎1	安田 拓人	必修	1	28				28
★	火5	現代政治学	上川 龍之進	選択必修	1,2又は3	0				0
	水4	憲法応用E	松本 和彦	必修	2	20				20
	水2	憲法応用F	松本 和彦	必修	2	21				21
	火5	憲法基礎1	片桐 直人	必修	1	28				28
	金1	公法総合演習	野呂 充、高井 裕之	選択	3	29				29
	水5	国際私法2	野村 美明	選択必修	2又は3	6				6
	火5	国際法1	村上 正直	選択必修	2又は3	5				5
	金3	国際法3	村上 正直、内記 香子	選択必修	3	0				0
	水1	国際民事訴訟法	長田 真里	選択必修	3	5			1	5
	月2	裁判実務基礎(民事)E	世森 亮次	必修	2	20				20
	月3	裁判実務基礎(民事)F	世森 亮次	必修	2	21				21
	火3	商法基礎	清水 真希子	選択必修	2又は3	14				14
	水5	情報法	片桐 直人	選択必修	3	23				23
	火6	信託法	堀野 桂子	選択必修	3	6				6
	水5	税法1	谷口 勢津夫	選択必修	2又は3	3			1	3
★	火4火5	知的財産法1	茶園 成樹	選択必修	2又は3	4				4
	月5月6	知的財産法2	茶園 成樹	選択必修	2又は3	10	1			11
★	水1	知的財産法演習	青江 秀史	選択必修	3	1				1
	水6	倒産法応用	藤本 利一	選択必修	3	12			1	12
	火2	倒産法基礎1	藤本 利一	選択必修	2又は3	15			2	15
	木3木4	導入演習	片桐 直人、松井 和彦、 品田 智史	必修	1	25				25
★	火6	特殊講義A(政策実践と法)	野呂 充	選択	2又は3	6				6
	月5	特殊講義A(民事裁判実務演習)	吉野 孝義	選択	3	19				19
	月4	比較法史	三阪 佳弘	選択必修	1,2又は3	19				19
	水3	ベンチャー社会と法	青江 秀史	選択必修	1,2又は3	13				13
	木3	法と経済学	座主 祥伸	選択必修	2又は3	13				13
	水2	法理論	三阪 佳弘	選択必修	1	21				21
	木6	保険法	松田 敬	選択必修	2又は3	17				17
	月2	民事回収法	下村 眞美	選択必修	2又は3	16				16
	水3	民事訴訟法応用2J	藤本 利一	必修	3	27			1	27
	水4	民事訴訟法応用2K	藤本 利一	必修	3	28				28
	火4	民事手続法概論1	仁木 恒夫	選択	1又は2	7				7
	木3	民事手続法概論2	川上 良	選択	2	11				11
	水2	民法応用1E	千葉 恵美子	必修	2	20			1	20
	水3	民法応用1F	千葉 恵美子	必修	2	19				19
	木2	民法応用3	高橋 智也	選択必修	3	45				45
	水4金4	民法基礎1	齋藤 由起	必修	1	29				29
	月2木1	民法基礎2	松井 和彦	必修	1	28				28
	火1木1	模擬裁判(刑事)	水谷 規男	選択必修	3	28				28
	金1	リサーチ&ライティング1	有吉 雅子	選択必修	1	22				22
	金1	リサーチ&ライティング2	山浦 美紀	選択必修	2	12				12
	水1	労働法演習	水島 郁子	選択必修	3	13			2	13
	月1	労働法基礎	水島 郁子	選択必修	2又は3	26			2	26

大阪大学大学院高等司法研究科法務専攻 第3章

同時 開講	曜日 時限	開講科目名称	教員氏名	必修区分	配当 年次	LS	科目等 履修生	他研究科	聴講生	受講者 合計
	月2	刑法基礎2	安田 拓人	必修	1	29				29
	月2	民事訴訟法応用1E	下村 真美	必修	2	22				22
	月2	会社法応用2F	松尾 健一	必修	2	19				19
	月2	模擬裁判(民事)	世森 亮次、本岡 文恵、山田 尚史	選択必修	3	28				28
	月3	会社法応用2E	松尾 健一	必修	2	19			1	20
	月3	環境訴訟	大久保 規子	選択必修	2又は3	1				1
	月3	刑法応用2	豊田 兼彦	選択	3	18				18
	月4木2	民法基礎3	高橋 智也	必修	1	29				29
	月4	民事訴訟法応用1F	下村 真美	必修	2	28				28
	月6	債権保全・回収の実務	大川 治、奥津 周	選択必修	3	6				6
☆	月6	特殊講義C(特許・著作権訴訟)	岩谷 敬昭、飯島 歩、重富 貴光	選択	2又は3	3				3
	火1木1	会社法基礎	久保 大作	必修	1	29				29
	火1	法曹倫理Y	後岡 良和、水谷 規男、福田 健次、 船岡 浩、吉野 孝義	必修	2	15				15
	火1	裁判実務基礎(刑事)J	水谷 規男、上坂 和央、設楽 大輔、 大川 治、後藤 真人、奥津 周	必修	3	20				20
	火2	法曹倫理Z	後岡 良和、水谷 規男、福田 健次、 船岡 浩、吉野 孝義	必修	2	10				10
	火2	裁判実務基礎(刑事)K	水谷 規男、上坂 和央、設楽 大輔、 大川 治、後藤 真人、奥津 周	必修	3	13				13
	火2	金融法	千葉 恵美子	選択必修	2又は3	16			1	17
	火2	倒産法基礎2	藤本 利一	選択必修	2又は3	9			2	11
	火3	行政法基礎	長谷川 佳彦	必修	1	28				28
	火3	裁判実務基礎(刑事)L	水谷 規男、上坂 和央、設楽 大輔、 大川 治、後藤 真人、奥津 周	必修	3	22				22
	火3	財務報告戦略	八ツ尾 順一	選択必修	2又は3	4				4
☆	火3	特殊講義C(アジア知的財産法)	陳 思勤、申 賢哲	選択	2又は3	2	1			3
	火4	金融商品取引法	松尾 健一	選択必修	3	20				20
	火4	消費者法	平田 健治	選択必修	3	0	1			1
	火5	労働法応用	水島 郁子	選択必修	2又は3	11			2	13
	火6	公法訴訟	野呂 充、片桐 直人、坂本 団、 赤津 加奈美、針原 祥次、藤原 精吾、 岡 千尋、岡 正人、永嶋 靖久	選択必修	3	10				10
	水1	経済法2	武田 邦宣	選択必修	2又は3	5			1	6
	水1	国際私法1	長田 真里	選択必修	2又は3	10				10
☆	水1	社会保険法	水島 郁子	選択必修	3	7				7
	水2	民事訴訟法基礎	名津井 吉裕	必修	1	27				27
	水2	法理学	中山 竜一	選択必修	1,2又は3	8				8
☆	水2	ローマ法	林 智良	選択必修	1,2又は3	0				0
☆	水2	生命倫理と法	瀬戸山 晃一	選択必修	2又は3	19				19
	水2	経済法演習	武田 邦宣	選択必修	3	16			7	23
☆	水2	国際知的財産法	茶園 成樹、山尾 憲人、堀井 豊、 中山 健一	選択必修	3	0				0
	水3	刑法応用1E	品田 智史	必修	2	19				19
☆	水3	国際法2	真山 全	選択必修	2又は3	0				0
	水4	刑法応用1F	品田 智史	必修	2	18				18
	水4	税法演習	谷口 勢津夫	選択必修	3	3				3
	水4	民法応用4	千葉 恵美子	選択必修	3	15			1	16
☆	水4	特殊講義C(高度情報通信社会における知的財産戦略論)	青江 秀史、荒島 尊、錦織 憲治、 甲野 正道、北村 英隆、陳 思勤、 長谷川 亨	選択	1又は2	3				3
	水5	憲法基礎2	村西 良太	必修	1	32				32
	水5	少年法	水谷 規男、岩本 朗、横山 巖	選択必修	2又は3	12				12
	水5	税法2	谷口 勢津夫	選択必修	2又は3	2				2
	水6	倒産法演習	藤本 利一、川上 良、大川 治、 出水 順、宮本 圭子、阿部 秀一郎、 福田 正毅、小野 昌史、木村 真也、 菅 聡一郎、高橋 敬信、野村 祥子、 濱田 雄久、北井 歩、三浦 綾子、 山本 和彦、林 祐樹	選択必修	3	10			1	11
	木1	行政法応用1E	野呂 充	必修	2	18				18
	木1	ベンチャー法ワークショップ	青江 秀史	選択必修	3	1				1
	木2	行政法応用1F	野呂 充	必修	2	19				19
	木2	民事法総合演習	藤本 利一、千葉 恵美子、川上 良、 松尾 健一、山中 健児	選択	3	6				6
	木4	法曹倫理X	後岡 良和、水谷 規男、福田 健次、 船岡 浩、吉野 孝義	必修	2	11				11
	木6	弁護実務	川上 良、塩野 隆史、福田 健次、 吉村 信幸、岩谷 敬昭	選択必修	3	11				11
	金1	民法応用2F	松井 和彦	必修	2	21				21
	金2	民法応用2E	松井 和彦	必修	2	21			1	22
	金2	国際取引法	高杉 直	選択必修	2又は3	7				7
	金3	刑事訴訟法基礎	松田 岳士	必修	1	28				28
	金3	法社会学	福井 康太	選択必修	1,2又は3	31				31
	金4	民法基礎4	二宮 周平	必修	1	28				28
	金5	特殊講義A(企業再建の実務)	小畑 英一	選択	3	6				6
	金6	コーポレート・ガバナンス	池田 裕彦	選択必修	2又は3	16				16
他	他	特殊講義C(外国文献研究2)	教務委員会	選択	2又は3	0				0
他	他	課題研究2	教務委員会	選択	3	0				0

(出典：高等司法研究科教務係保管資料)

基準 3-1-2

法律基本科目について同時に授業を行う学生数は、50人を標準とすること。

(基準 3-1-2 に係る状況)

基準 3-1-1 で述べたとおり、1 年次の授業では再履修者が発生しても学生数が 50 人を超えることはなく、2 年次以降の法律基本科目の必修科目を 2 クラス開講することで、学生数が 50 人を超えるクラスが発生しないようにしている。平成 29 年度の法律基本科目の受講者数は、下記のとおりであり、受講者数がもっとも多いクラスは「民法応用 3」の 45 人である。受講者数が 10 名を下回るクラスは 2 つにとどまり、ほとんどのクラスで教員・受講者間の双方向的な議論だけでなく、受講者相互間も加えた多方向的な議論が可能である。

資料 3-1-2-① 平成 29 年度春～夏学期、秋～冬学期 法律基本科目受講者数一覧

科目名	受講者数
憲法基礎 1	28 人
憲法基礎 2	32 人
憲法応用 E	20 人
憲法応用 F	21 人
行政法基礎	28 人
行政法応用 1 E	18 人
行政法応用 1 F	19 人
行政法応用 2 E	24 人
行政法応用 2 F	22 人
公法総合演習	29 人
民法基礎 1	29 人
民法基礎 2	28 人
民法基礎 3	29 人
民法基礎 4	28 人
民法応用 1 E	20 人
民法応用 1 F	19 人
民法応用 2 E	21 人
民法応用 2 F	21 人
民法応用 3	45 人
民法応用 4	15 人
会社法基礎	29 人
会社法応用 1 E	22 人
会社法応用 1 F	19 人
会社法応用 2 E	19 人
会社法応用 2 F	19 人

商法基礎	14 人
コーポレート・ガバナンス	16 人
民事訴訟法基礎	27 人
民事訴訟法応用 1 E	22 人
民事訴訟法応用 1 F	28 人
民事訴訟法応用 2 J	27 人
民事訴訟法応用 2 K	28 人
民事手続法概論 1	7 人
民事手続法概論 2	11 人
民事法総合演習	6 人
刑法基礎 1	28 人
刑法基礎 2	29 人
刑法応用 1 E	19 人
刑法応用 1 F	18 人
刑法応用 2	18 人
刑事訴訟法基礎	28 人
刑事訴訟法応用 E	27 人
刑事訴訟法応用 F	22 人
刑事法応用 E	21 人
刑事法応用 F	19 人
刑事法総合演習	32 人
導入演習	25 人

(出典：高等司法研究科教務係保管資料)

3-2 授業の方法

基準 3-2-1

法科大学院における授業の実施に当たっては、次の各号を満たしていること。

- (1) 専門的な法知識を確実に修得させるとともに、批判的検討能力、創造的思考力、事実に即して具体的な問題を解決していくために必要な法的分析能力及び法的議論の能力その他の法曹として必要な能力を育成するために、授業科目の性質に応じた適切な方法がとられていること。
- (2) 当該授業科目において設定されている到達目標の内容が学生に示され、それを踏まえて、授業の進行及び自習の指示等がされ、学生が当該教育を受ければ到達目標を達成できるものであること。
- (3) 1年間の授業の計画、各授業科目における授業の内容及び方法、成績評価の基準と方法があらかじめ学生に周知されていること。
- (4) 授業の効果を十分に上げられるよう、授業時間外における学習を充実さ

せるための措置が講じられていること。

(基準3-2-1に係る状況)

(1) 本研究科の授業の実施に当たっては、「基準2-1-1に係る状況」から「基準2-1-4に係る状況」で記述した教育課程に基づき、授業において判例や設例を積極的に使用するとともにこれらの前提条件を変化させる場合について問うなどの方法により、批判的検討能力を養っている。【解釈指針3-2-1-1】【解釈指針3-2-1-2】専門的な法知識の修得が確実に行われ、法曹として必要な能力を育成するために、各授業科目を担当する教員は、シラバスにおいて詳細な授業計画を事前に示す。授業・試験の終了後は、授業を振り返り、使用した教材等が適切であったか等を検証し、総括するために、授業科目担当教員はコメントを作成し、提出する。【解釈指針3-2-1-5】

授業科目の性質に応じた適切な授業を実現するための方策として、「基準3-1-1に係る状況」及び「基準3-1-2に係る状況」で記述したとおり、双方向又は多方向の授業が実現できる最大の条件として、少人数教育を重視し、適切な受講者数の維持のため最大限の配慮をしている。いずれの授業科目も、事前に一定の課題を与えた上で、その課題について応答的・双方向的に授業を進めるなど、学生との質疑応答や対話を重視した授業方法を採る。ただし、1年次の科目では、必要に応じて講義形式の比重を高めるなど、授業方法を工夫している。【解釈指針3-2-1-3】【解釈指針3-2-1-4】

エクスターンシップの実施にあたっては、募集の際に提示する実施要領で、研修内容に加え、法令順守義務及び守秘義務について説明を行う。受入決定後、受講前の準備として「秘密保持等誓約書」の提出を課す。実務家教員である弁護士と本研究科教員の2名がエクスターンシップのオリエンテーションを行い、重ねてエクスターンシップの受講にあたっての注意事項を説明する。エクスターンシップに参加する受講生の全員がオリエンテーションを受講する。エクスターンシップの成績評価は、派遣先の担当者が研修学生より提出された「研修についての報告書」を参考にして作成した研修指導報告書の提出を受け、本研究科教務委員会（本研究科の教員で構成）が責任をもって合否判定（単位認定）を行う。なお、受講生は研修先からの報酬を一切受け取っていない。【解釈指針3-2-1-6】《別添資料11-①～11-⑦ エクスターンシップ実施要領、書式等》

(2) 「基準2-1-2に係る状況」で記述したとおり、各授業科目で修得すべき到達目標は、シラバスにおいて学生に事前に示される。シラバスには、詳細な授業計画のほか、授業外における学習（予習、復習）の内容とそれに要する時間の目安を示す。法律基本科目では、授業計画の毎回の授業内容に、特段の事情がある場合を除き、コアカリキュラム対応箇所を明記する。コアカリキュラムは学生が学ぶべき項目が細かく列挙され、そのすべてを授業で扱うことは予定されていない。そこで本研究科では、コアカリキュラム対応箇所を明示することによって、授業で学ぶことができる項目と自学自習により修得しなければならない項目とを区別できるようにしている。なお、コアカリキュラムは、大阪大学授業支援システム（CLE）に、シラバスとの対応表とともに掲載し、学生に周知している。【解釈指針3-2-1-7】

(3) 1年間の授業の計画、各授業科目における授業内容及び方法、成績評価の基準と方法については、学生ハンドブック及びシラバスにおいて、学生に周知している。また、実際に担当する教員の具体的な教育方針あるいは教育方法を受講生に十分理解をさせるために、授業を担当する教員に対してシラバス記載事項において指示を行い、教員はそれにしたがってシラバスを作成する。念のため、シラバス公開前にシラバス記載事項に漏れが

ないか、教務委員会と教務係が確認する。学生はシラバスを確認して履修登録を行うので、あらかじめ授業の計画や、授業の内容及び方法、後述の成績評価の基準と方法を知ったうえで、履修することになる。

成績評価では GPA 制度を導入し、原則として、筆記試験による期末試験の評点と平常点によって評価する。期末試験の評点と平常点の割合は授業科目ごとに異なり、その割合はシラバスに明記する。各授業科目の成績は、100 点を満点として、S、A、B、C を合格とし、F を不合格とする。受講者が次の段階に進むことができるかどうか、法曹を目指す者として適切なレベルに達しているかどうかを客観的かつ公正に、絶対評価により可否を決定する。合格者のうち、S 及び A は合格者の 30%～20%、B は合格者の 55%～40%、C は合格者の 35%～25% となるよう（合格者数が少ないなど特段の事情がある場合は逸脱を認める）、相対評価により評価する。以上の成績評価の基準と方法は、学生ハンドブックにおいてあらかじめ学生に周知している。

資料 3-2-1-① 成績評価

本研究科では GPA 制度を導入しています。これにより、下記の履修放棄の手続きをとらずに受講等の放棄した科目の成績も、最終成績評価の平均値の算定の対象とします。そのため、通常の履修登録期間、履修登録変更期間以外に「履修放棄期間」を設けます。これは、一定の期間を受講し、「授業内容が期待していたものとは違う」「授業を理解するための知識がなかった」等の理由により皆さんが履修を取り止めることが適当と判断した科目については、当該科目の履修を放棄することができる制度です。申請期間は、4 週目終了後の 1 週間を予定しています。期間およびその手続き方法等については、別途通知します。なお、申請期間後の変更は一切認められませんので注意して下さい。

※春～夏学期に履修を放棄した単位数分を、秋～冬学期に追加登録することはできません。

【GPA の算出方法】

$$4.0 \times S + 3.5 \times A + 3.0 \times A + 2.5 \times B + 2.0 \times B + 1.5 \times C + 1.0 \times C$$

総履修登録単位数

※S=100～90 点、A+=89～85、A=84～80、B+=79～75、B=74～70、C+=69～65、C=64～60

※総履修単位数には「F」の単位数は含み、「合」「認定」の単位数は含まれません。

(出典：別添資料 5 平成 30 年度学生ハンドブック 31 頁)

なお、本研究科においては、集中講義形式で開講する授業科目はきわめて例外的であり、休業期間中に実施する実習系科目である「エクスターンシップ 1」及び「エクスターンシップ 2」のみであるため、事前事後の学習時間の確保や試験の実施等における問題は生じていない。【解釈指針 3-2-1-8】

資料 3-2-1-② 集中講義開講科目・期間一覧

平成 25 年度	エクスターンシップ 2	夏季休業期間中	平成 25 年 8 月 19 日（月）～9 月 27 日 （金）の間の実質 10 日間
	エクスターンシップ 1	春季休業期間中	平成 26 年 2 月 17 日（月）～3 月 20 日 （木）の間の実質 10 日間
平成 26 年度	エクスターンシップ 2	夏季休業期間中	平成 26 年 8 月 18 日（月）～9 月 24 日 （水）の間の実質 10 日間

	エクスターンシップ 1	春季休業期間中	平成 27 年 2 月 16 日（月）～3 月 20 日（金）の間の実質 10 日間
平成 27 年度	エクスターンシップ 2	夏季休業期間中	平成 27 年 8 月 17 日（月）～9 月 18 日（金）の間の実質 10 日間
	エクスターンシップ 1	春季休業期間中	平成 28 年 2 月 15 日（月）～3 月 25 日（金）の間の実質 10 日間
平成 28 年度	エクスターンシップ 2	夏季休業期間中	平成 28 年 8 月 17 日（水）～9 月 23 日（金）の間の実質 10 日間
	エクスターンシップ 1	春季休業期間中	平成 29 年 2 月 13 日（月）～3 月 24 日（金）の間の実質 10 日間
平成 29 年度	エクスターンシップ 2	夏季休業期間中	平成 29 年 8 月 17 日（木）～9 月 22 日（金）の間の実質 10 日間
	エクスターンシップ 1	春季休業期間中	平成 30 年 2 月 13 日（火）～3 月 23 日（金）の間の実質 10 日間

（出典：高等司法研究科教務係保管資料）

（４）学生が効果的に授業時間外に学習を行うために、１日に受講する必修科目が原則として２科目以内になるよう、時間割を工夫している。

資料 3-2-1-③ 平成 30 年度春～夏学期 必修科目時間割

曜日	1 年次	2 年次
月曜	民法基礎 1	民事訴訟法応用・裁判実務基礎（民事）
火曜	民法基礎 2・刑法基礎 1	会社法応用 1
水曜	憲法基礎 1	憲法応用・民法応用
木曜	民法基礎 1・導入演習	行政法応用
金曜	民法基礎 2	刑法応用・刑事訴訟法応用

（出典：平成 30 年度授業時間割（春～夏学期））

双方向的な授業を効果的に行うためには、授業で用いる教材・資料等を、確実に事前に配付することが必要である。本研究科では原則として、授業で使用するレジュメ及び資料は大阪大学授業支援システム（CLE）に掲載する。CLE には、授業ごとにレジュメをアップロード・ダウンロードできる機能があり、授業担当教員が CLE に資料を掲載すると、受講生は CLE を通じて資料の閲覧・印刷が可能である。使用する教科書や参考文献は、シラバスに記載することで、あらかじめ学生に周知している。

資料 3-2-1-④ 授業用教材（資料）の配布について

3 授業用教材（資料）の配布について

高等司法研究科では、必修、選択必修・選択科目全ての科目について、授業で使用するレジュメおよび資料は原則として CLE への掲載によって行いますが、特に教員より配布依頼があった場合は、豊中総合学館 7 階の専用スペースにて配布します。この場合の配布期間は、配布依頼日から 1 週間とし、配布期間が終了した配布物については、原本を貸出しますので、各自でコピーをしてください

(配布期間は、授業日・実際に資料を使用する日付に関係なく、配布依頼日から1週間ですので注意してください)。

(出典：別添資料5 平成30年度学生ハンドブック37頁)

授業時間外の学習の場所として、基準10-1-1にかかる状況において詳細に記述するように、本研究科では、24時間利用可能な法科大学院専用自習室を開設し、学生一人ひとりに固定席を割り当てている。自習室と同一建物内に、院生談話室1・2、基本文献や基本雑誌を配架した法科大学院専用図書室(ローライブラリー4)を設置し、また、セミナー室の自習用の使用を認めている。【解釈指針3-2-1-7】

3-3 履修科目登録単位数の上限

基準3-3-1：重点基準

法科大学院における各年次における履修登録可能な単位数の上限が以下の各号を満たしていること。

- (1) 最終年次を除く各年次においては、36単位を原則とし、これを超える単位数が設定されている場合には、その理由が合理的なものであることが明らかにされている必要がある。ただし、次の各号に掲げる授業科目については、36単位とは別にそれぞれの単位を限度として履修登録させることができる。

ア 法学未修者1年次及び2年次に配当される基準2-1-3(1)に定める法律基本科目に当たる授業科目

8単位

イ 基準4-2-1(1)ウに定める者の認定において、法学未修者1年次に配当される授業科目のうち履修免除の対象とならない授業科目及び法律科目試験で合格点に達せず履修免除されなかった授業科目

6単位

- (2) (1)のただし書にかかわらず、いずれの年次においても、44単位を超える単位数の設定はすることができない。

(基準3-3-1に係る状況)

- (1) 基準3-3-1中の(1)について

本研究科では、本研究科規程第8条《資料3-3-1-①》にあるように、中央教育審議会大学分科会法科大学院特別委員会報告(平成21年4月17日、平成26年10月9日)に沿ったカリキュラムの編成を行っている。

それによれば、学生が本研究科を修了するために必要な修得単位数98単位のうち、1年次の履修登録単位数は40単位を、2年次のそれは36単位をそれぞれ上限としている。

(「基準2-1-5に係る状況」の記述を参照)【解釈指針3-3-1-1】【解釈指針3-3-1-2】なお、本研究科は、法学既修者に対して、法学未修者1年次に配当されるすべての授業科目につき履修を免除しており、他方、法学既修者認定試験の結果により履修を免除しない授業科目を設定していない。【解釈指針3-3-1-3】

また、本研究科では、進級制度に基づいて原級留置となった場合には、再履修科目単位数及び基準4-2-1(1)アで履修が認められる授業科目単位数について、すべて前述

の履修上限単位数の中に含めている。進級を認められた場合で、再履修科目がある場合についても、当該学年の履修上限単位数の中に含めて履修登録を行うものとしている。【解釈指針3-3-1-4】

資料3-3-1-① 本研究科規程の履修方法に関する規定

(修了要件および履修方法)

第8条 学生は、本研究科の課程に3年以上在学し、別表の授業科目の中から、次の各号に掲げる単位を含む98単位以上を修得しなければならない。

(1) 法律基本科目のうち必修科目58単位および選択必修科目2単位以上

(2) 法律実務基礎科目のうち必修科目6単位および選択必修科目6単位(模擬裁判(民事)または模擬裁判(刑事)のいずれか1科目2単位を含む。)以上

(3) 基礎法学・隣接科目のうち選択必修科目4単位以上

(4) 展開・先端科目のうち選択必修科目12単位以上

2 学生は、1学年においてそれぞれ次の単位を超えて授業科目を履修登録することができないものとする。

第1年次 40単位

第2年次 36単位

第3年次 40単位

3 第4条の2第1項または第2項の規定により第2年次または第3年次に進級することができなかった学生に係る第1年次または第2年次における履修単位の上限は、前項の規定にかかわらず、同項に規定する履修単位の上限に相当する単位数から当該年次においてB以上の成績評価を受けた授業科目の単位数を減じた単位数とする。

4 学生は、教授会の承認を得たときは、大学院横断教育科目(学部学生が履修できる授業科目を除く。)を履修し、これを当該授業科目の内容に応じ別表の基礎法学・隣接科目又は展開・先端科目に属する選択科目として第1項に規定する単位に充当することができる。この場合において、第1項に規定する単位に充当することができる単位は、次条の規定により充当する単位と合算して8単位を超えないものとする。

(出典：別添資料16-① 大阪大学大学院高等司法研究科規程)

資料3-3-1-② 各年次の履修上限単位数

1 学年において履修登録することのできる単位数は以下のとおりです。

年次	1年次	2年次	3年次
単位数	40単位	36単位	40単位

[注1]履修方法その他の注意事項の詳細については、次ページ「4 履修方法」の項を参照してください。

(例) 2年次の春～夏学期に24単位を履修登録した場合、秋～冬学期は、12単位(36単位-24単位)を履修登録することができます。春～夏学期に「F(不可)」もしくは「X(欠席)」評価を受けた科目の単位数分および履修放棄手続をした単位数分を、秋～冬学期分にプラスして履修登録することはできません。

[注2]進級できなかった学生の年間履修登録単位の上限について

1年次から進級できなかった学生の上限

40単位-前年度に「B」以上(「合格」を含む)の成績評価を受けた授業科目の単位数

(例)例えば、前年度に修得した単位数30単位のうち、B以上の単位数が18単位Cの単位数が12単位(修得できなかった単位数が10単位)の学生の場合、上限は、22単位(40単位-18単位)となります。

2年次から進級できなかった学生の年間履修登録単位の上限

36単位-前年度に「B」以上(「合格」を含む)の成績評価を受けた授業科目の単位数

(出典：別添資料5 平成30年度 学生ハンドブック7頁)

(2) 基準3-3-1中の(2)について

上掲の本研究科規程第8条《資料3-3-1-①》にあるように、本研究科では、3年次(最終年次)の履修登録単位数の上限を、40単位と定めている。【解釈指針3-3-1-4】

2 特長及び課題等

1) 特長

本研究科は、双方向的・多方向的に授業を行うための必須の条件が適正な受講者数の維持であることに鑑み、法律基本科目や法律実務基礎科目の必修科目については複数クラスを開講し、少人数教育を可能な限り実現するように配慮してきた。現在も、50人までの規模を維持している。そのことは、授業方法として双方向対話的形式を徹底し、少人数教育に見合った工夫と実践を行うことについての認識を、教員間で共有することにつながっている。

シラバス記載事項の遵守を授業科目担当教員に徹底し、授業の計画や授業の内容、授業時間における学習等を、あらかじめ学生に周知することを可能にしている。とくに、コアカリキュラムと本研究科における授業内容との対応関係を綿密に調査し、コアカリキュラムを意識した授業を実施すると同時に、授業で直接扱う部分と学生が自学自習をする必要がある部分を学生に明示し、基礎的な法知識に関しては網羅的な学習ができるよう配慮している。授業時には、全学システムであるCLEを積極活用することにより、事前に授業レジュメや資料の配布を効率的に行っている。

2) 課題

特になし。

第4章 成績評価及び修了認定

1 基準ごとの分析

4-1 成績評価

基準4-1-1：重点基準

学修の成果に係る評価（以下「成績評価」という。）が、次の各号を満たしていること。

- （１）成績評価が、各授業科目において適切に設定された達成度に照らして、学生の能力及び資質を正確に反映する客観的かつ厳正なものとして行われていること。
- （２）成績評価の基準が設定され、かつ、学生に周知されていること。
- （３）成績評価の基準にしたがって成績評価が行われていること。
- （４）成績評価の結果が、必要な関連情報とともに学生に告知されていること。
- （５）期末試験を実施する場合には、実施方法についても適切に配慮されていること。
- （６）再試験又は追試験を実施する場合には、受験者が不当に利益又は不利益を受けることのないよう特に配慮されていること。
- （７）期末試験において筆記試験を実施しない場合には、筆記試験を実施せずに成績評価を行うことが授業科目の性質に照らして適切であるとする理由が明らかにされていること。

（基準4-1-1に係る状況）

（１）基準4-1-1中の（１）について

各授業科目の担当教員は、修了時点において法曹となるに必要な基本的学識を修得するとの観点から、当該授業科目の配当学年、配当学期、授業科目の性質を考慮して到達目標を設定し、この到達目標の達成度に応じて、客観的かつ厳正に成績評価を行っている。到達目標及び成績評価については、各授業科目のシラバスの、「授業の目的と概要」「学習目標」「成績評価」の欄、及び期末試験に関する講評書に明記している。《別添資料8-①平成30年度授業科目の概要（シラバス）》【解釈指針4-1-1-1】

（２）基準4-1-1中の（２）について

本研究科は、全授業科目に共通する成績評価基準を設定し、『学生ハンドブック』にこれを掲載して学生に周知している《資料4-1-1-①》。【解釈指針4-1-1-2】

資料 4-1-1-① 試験および成績

（１）成績評価の原則

成績は、原則として、筆記試験による期末試験の評点と平常点によって評価します。期末試験の評点と平常点の割合は授業科目ごとに異なり、その割合はシラバスに記載します。

ただし、法律基本科目以外の科目によっては、期末試験の方法としてレポート試験の場合もあります。ここでいうレポート試験とは、教務委員会によって設定された、授業期間終了後に提出しなければならないものをいい、提出時期が授業期間中に設定されたものは、その形式・内容を問わずレポート試験には含めません。

また、オムニバス科目（「法律基本科目」にあたらないうものに限る。以下同じ。）であって、かつ、受講生が10人以下であるもの、及び「導入演習」は、平常点のみで評価することがあります（受講人数確定後に期末試験を行うかどうかをお知らせします。）。いずれの場合においても、授業期間中にレポート提出を最低限1回は課し、レポートに対する評価を含めて平常点を評価します。

各授業科目の成績は、100点を満点として次の評価をもって表し、S、A、B及びCを合格、Fを不合格とします。

S（90点以上）

A（80点以上90点未満）

B（70点以上80点未満）

C（60点以上70点未満）

F（60点未満）

受験者が次の段階に進むことができるかどうか、または法曹を目指す者として適切なレベルに達しているかどうかを客観的かつ公正に絶対評価により合否を決定します。合格者のうち、SおよびAは合格者の30%～20%（Sは0%～5%未満）、Bは合格者の55%～40%、Cは合格者の35%～25%の範囲として相対評価により評価します。なお、Sは特に優れた学業成績を修めた学生にのみ与えられるべき評価であるため、「該当者なし」と判定することもあります。

（2）平常点の評価

平常点は、授業への出席、授業時の質疑応答の際の発言内容、臨時試験（小テスト）、提出したレポート等により評価します。評価項目については各科目のシラバスに記載しています。

（出典：別添資料5 平成30年度 学生ハンドブック 31頁）

各授業科目の「シラバス」において、期末試験の方法、期末試験の評点と平常点の割合、平常点において考慮する評価項目を明示している。平常点の客観性、透明性を確保するため、平常点において考慮する評価項目は、出席状況以外に1つ以上の客観的項目（例えば授業での発言内容や臨時試験（小テスト）、レポートなど）を含むことを要し、主観的な評価項目のみによる平常点の評価を禁じている《資料4-1-1-②》。【解釈指針4-1-1-2】【解釈指針4-1-1-7】

資料 4-1-1-② シラバス記載事項

（12）成績評価

〈成績評価の申合せを参照のこと〉

成績評価の基準：期末試験の評点と平常点との割合を明記する

例）期末試験の評点：平常点＝8：2

期末試験の評点：平常点＝9：1 など

期末試験の方法：必ず明示する

例）期末試験（筆記試験）を実施する など

ただし、「法律基本科目」以外の科目でレポート実施の可否につき教務委員会の議を経た科目の場合

例）期末試験（レポート試験）を実施する など

なお、受講生の人数が確定した後、期末試験の方法に変更がある場合は、直ちに受講生に通知するものとする。

平常点として加減する要素：評価対象とするものを明記する

出席以外に1つ以上の客観的項目（たとえば授業での発言内容や臨時試験（小テスト）、レポートなど）も含むものとする（たとえば「授業時の態度」などの主観的な評価項目だけでは足りない）。

（出典：別添資料8-② シラバス記載事項）

（3）基準4-1-1中の（3）について

本研究科では、成績評価の基準にしたがった成績評価を行うため、以下のような措置をとっている。

成績発表と同時に、採点済みの答案用紙のコピーを学生に返却している。これは、学生の復習を促す目的とともに、答案の評価を学生に説明し、適切な採点を行っていることを学生に示す目的がある《資料 4-1-1-③》。

資料 4-1-1-③ 答案の返却・保管

1) 期末試験の答案の添削・返却

答案を添削するかどうかは、各教員の任意とするが、採点后、答案用紙の写しを受験者本人に返却する。

2) 評点の記入

期末試験の答案用紙には、小間ごとの点数及び合計点を必ず記入する。

3) 答案等の保管

教務係は、成績評価に対する異議申立期間経過後、教員から成績評価の基礎となった期末試験の答案、臨時試験（小テスト）の答案用紙およびレポート等（いずれも写しでよい）を回収し、5年間保存する。

（出典：別添資料 13-① 成績評価の申合せ）

すべての授業科目を対象に、成績に対する異議申立制度を設けている。異議申立てをした学生に対して審査結果を書面で交付することを通じ、成績評価について適切に説明を行っている《資料 4-1-1-④》《資料 4-1-1-⑤》《別添資料 13-② 異議申立書様式》。【解釈指針 4-1-1-3（1）】

資料 4-1-1-④ 授業科目の成績に対する異議申立制度

授業科目の成績に対して異議がある場合は、所定の期間内に教務係に異議申立書を提出することができます。担当教員は、異議申立てがあったときは、異議を審理し、提出日より2週間以内に審査結果を異議申立書の「審理結果」欄に記載し、回答します。異議申立書所定用紙は教務係にあります。

（出典：別添資料 5 平成 30 年度 学生ハンドブック 32 頁）

資料 4-1-1-⑤ 成績に対する異議申立ての審査

1) 処理の手順

① 教務係は、学生から提出された異議申立書の写しを作り、原本を当該教員に交付する。

② 教員は、異議事由を審査のうえ、結果を原本に記載し、教務係に提出する。

③ 審査においては、まず、異議事由として記載された内容が成績に対する異議に該当するか否かを判断する。

（i）成績に対する異議に該当しない（例えば、素点や平均点等の詳細な点数の開示の要求それ自体）と判断する場合には、その理由を理由欄に記述する。

（ii）成績に対する異議に該当すると判断する場合には、その記載内容を審査し、審査結果として、素点を変更するか否か、

また成績評価（評語）を変更するか否かについて記載するとともに、その理由を理由欄に記載する。

④ 教務委員会は、異議申立書に記載された審査結果が不適切なものである場合には、当該教員に

対して審査結果の記載の修正を求める。

当該教員は、原本における審査結果の記載を修正し、これを教務係に提出しなければならない。

- ⑤ 教務係は、審査結果が記入された異議申立書の写しを保管し、原本を学生に交付する。

2) 審査の結果、成績を変更する場合の事由

成績評価の客観性、透明性、公平性を損なう事由による変更はできない。

例) 事後にレポートを提出させて、評価の対象とするなど

(出典：別添資料 13-① 成績評価の申合せ)

前述のように、客観的な成績評価を行っているため、担当教員が最終的な成績分布を予測し相対評価の割合を遵守することが困難である。そこで、本研究科では、「成績評価換算ソフト」を導入し、評価の偏りをなくしている。また、「成績評価換算ソフト」を用いても相対評価の割合を逸脱する場合には、担当教員は、そのようにせざるを得ない特段の理由を講評書に明記しなければならない《資料 4-1-1-⑥》《別添資料 13-③ 成績評価換算ソフト》。

資料 4-1-1-⑥ 相対評価および相対評価の割合を逸脱する場合について

素点が 60 点以上の者（合格者）については、以下の(i)(ii)の手順により相対的に決定した評点を KOAN に入力する。

- (i) S、A、B 又は C と判定された受験者の評点は、一定の合理的な方法により相対的に決定する。

評点については小数点以下を切り捨てるものとする。

- (ii) S・A・B・C の割合はそれぞれ以下の範囲を厳守する。

S は合格者の 0%～5%未満

S と A の合計は合格者の 20%～30%の範囲

B は合格者の 40%～55%の範囲

C は合格者の 25%～35%の範囲

上記各割合の範囲から逸脱する場合（S 評価は除く）には、当該科目の担当者は、特段の理由を成績評価に関する講評書の中に明記し、教務委員会が教授会に報告する。

※「特段の理由」として想定される場合とは、「合格者が 20 人以下までの科目」または「演習あるいは実技的な内容を持ち、平常点の割合が大きい科目」であるために、同点者が多くなるなど、調整ソフトを使っても所定の割合におさまらないような場合を考えている。

(出典：別添資料 13-① 成績評価の申合せ)

以上のような成績評価のプロセス及び諸制度を、教員に周知徹底するため、教員ハンドブックによる周知とともに、毎学期、授業担当教員に最新の「成績評価の申合せ」を配布している。《別添資料 7 2018 年度教員ハンドブック》

各授業科目の成績評価に関するデータ（履修者数、合格率、成績分布等）は、本研究科教授会において配布し、教員間で共有している。《別添資料 13-④ 成績分布データ（29-1）（29-2）》【解釈指針 4-1-1-3（2）】

(4) 基準 4-1-1 中の (4) について

本研究科では、答案のコピーを学生に返却するとともに、講評書を作成して大阪大学授業支援システム（CLE）に掲載し（同時に紙媒体を教務係で閲覧に供する）、期末試験の出題の意図、採点基準、解答への道筋ないしポイント、目立った誤りや留意点、成績分布等を学生に告知している。なお、試験問題も CLE に掲載している《資料 4-1-1-⑦》《資料 4-1-1-⑧》。【解釈指針 4-1-1-4】

資料 4-1-1-⑦ 期末試験の講評

6 講評

成績評価の確定後、科目によって、授業内容の総まとめおよび試験の講評・解説を実施する場合があります。実施の有無・詳細については、シラバスに記載します。

また、講評については、併せて CLE（大阪大学授業支援システム）上の「高等司法研究科一学生向け教育情報」欄にも掲載します。

法律基本科目については、模範となる優秀答案がある場合には、当該答案を講評に付して公表します。

なお、講評書集は教務係で閲覧に供します。

7 期末試験問題の公表

期末試験の問題については、学期ごとに CLE 上の「高等司法研究科一学生向け教育情報」欄に掲載します。

（出典：別添資料 5 平成 30 年度 学生ハンドブック 32 頁）

資料 4-1-1-⑧ 成績評価に関する講評

平成 29 年度秋～冬学期 成績評価に関する講評

○科目名：

○担当教員名：

1 成績評価の基本方針

シラバス記載の成績評価の割合

採点の方針（減点法、加点法）

どのような点に注目して、減・加点するのか など

2 期末試験の出題の趣旨

別途講評回を実施しない科目については、この項目または 3 の項目内に解説を記載もしくは別紙で添付してください。

3 期末試験の答案についての講評

4 成績分布（期末試験の評点と平常点による成績評価をする科目にあつては最終成績の分布）
（略）

5 その他

* 期末試験を行わない科目については、2 及び 3 の項目については記載しない。

* 受講生が 10 名以下の科目については、4 の項目については記載しない。また、3 の項目の記載に当たっては、特定の受講生の成績が推測されることのないように注意する。

* 法律基本科目については、模範となる優秀答案がある場合には、当該答案を講評に付して公表する。公表する優秀答案は、一部の小問に対するものだけでもよく、また小問ごとに別の学生のものもよい。

（出典：別添資料 13-⑤ 成績評価に関する講評（ひな形））

（5）基準 4-1-1 中の（5）について

期末試験の実施にあたっては、答案用紙の様式について匿名性を徹底することにより、期末試験の実施においても公正さに配慮している。具体的には、学期ごとにアトランダムに割り振られた受験者記入票番号を各学生に発行し、答案には、その受験者記入票番号が記載される。学生は、答案に氏名や学生番号を記してはならず、教員は期末試験採点時に答案がどの学生のものかを知ることができない。さらに、期末試験後に恣意的に平常点を

操作することができないよう、期末試験実施前に平常点を提出させ確定している。そして、期末試験の採点后、教員は、採点票の提出と引換えに受験者記入票番号と氏名の対応表を教務係から受け取り、期末試験前に確定した平常点と期末試験の採点結果を合算して合格者（60 点以上）を確定したうえ、合格者を対象に相対評価の割合を勘案して最終的な成績評価を行っている。《別添資料 13-① 成績評価の申合せ》《資料 4-1-1-⑨》

また、期末試験の実施に際しては、学生の勉学上の便宜に配慮して、必修科目の試験実施の日時をできる限り分散させるなど、より適切な試験時間割を作成している。

筆記試験における文献等の参照やその種類等については、各授業科目の担当教員に委ねているが、少なくとも法律基本科目の大部分は、参照物を「大学が有する有斐閣ポケット六法（平成 29 年版）を貸与する」条件の下で、実施している。《別添資料 13-⑥ 期末試験の体制（平成 29 年度）》

資料 4-1-1-⑨ 期末試験の公正性

1 期末試験

本研究科では、学生の成績評価の透明性・客観性を確保するために、期末試験（筆記試験及びレポート試験）の答案には、受験者はその氏名を記載せず、「受験者記入票番号」だけを記載することになっています。各学生には、期末試験ごとに 1 つの受験者記入票番号が配布されます。

（出典：別添資料 5 平成 30 年度 学生ハンドブック 29 頁）

（6）基準 4-1-1 中の（6）について

本研究科では、再試験は実施していない。

本研究科では、病気・事故等やむを得ない理由で期末試験を受験できなかった学生に対しては、追試験の制度（レポート試験の場合には提出期限の猶予）を設け、受験生が不当に不利益を受けないように配慮している。ただし、単なる体調不良や自己都合を理由とする追試験を安易に認めることは、学生間の公平を欠くため、一定の感染症の罹患や近親者の死亡又は葬儀など追試験を受験できる事由を適切に限定している《資料 4-1-1-⑩》。

【解釈指針 4-1-1-5】

追試験においては、本試験とは異なる問題を出題することなどにより、成績評価の点で期末試験受験者と追試験受験者の間で不公平が生じないようにしている《資料 4-1-1-⑪》。

資料 4-1-1-⑩ 追試験の要件及び再試験

1 期末試験

（略）

（1）筆記試験

（略）

（2）レポート試験

（略）

* レポート提出期限の猶予について

期末試験としてのレポートが正規のレポート提出期限までに提出できなかった場合におけるレポート提出期限の猶予は、「3 追試験」に記載されている、正規の試験を受けることができなかった場合の追試験と同様の取扱いをします。そのため、レポートの提出期限の猶予を求める学生は、レポート提出期限日に教務係に連絡をしたうえで、所定の「レポート提出猶予願」およびその理由を証明するに足る書類を、正規のレポート提出期限から起算して 1 週間以内に提出してください。郵送の場合は、高等司法研究科教務係宛に簡易書留にて提出期限から起算して 1 週

間以内に到着するように送ってください。

2 臨時試験（小テスト） （略）

3 追試験

次の各号の一に該当する理由によって期末試験を受験できなかった場合、当該科目の期末試験日に教務係に連絡をしたうえで、当該試験終了時から起算して1週間以内に「追試施行願」を提出することができます。郵送の場合は、高等司法研究科教務係宛に簡易書留郵便で上記期間内に到着するように送ってください。当該試験終了時から起算して6日以内に発送したことが消印その他書類から確認できるときは、上記提出期限後に到着したものも受理します。

- (1) 公共交通機関の途絶により当該試験開始後 30 分以内に入室できなかった場合において、他に
取り得る交通手段が存在しなかったとき。
- (2) 学校保健安全法施行規則第 18 条に定める学校において予防すべき感染症（感染性胃腸炎（ノ
ロウイルス）を含む）にかかり、医師から出席停止の指示を受けたとき。
- (3) 配偶者、一親等または二親等の親族の死亡、葬儀。
- (4) 居住地及び通学経路に係る特別警報が発令された場合。
- (5) その他本研究科がやむを得ないと認める事情があるとき。

追試施行願には、上記(1)ないし(5)の一に該当することを証明するに足る書類を添付してくだ
さい。

なお、(2)に該当する場合は、出席停止期間が記載された診断書を提出すること。
本研究科が、特に必要と認めたときに限り、本研究科の科目の追試験を行います。

4 再試験

再試験（成績評価の結果、合格点に達しない者に対する救済措置）は、実施しません。

（出典：別添資料 5 平成 30 年度 学生ハンドブック 30 頁）

資料 4-1-1-⑪ 追試験願申請一覧表

種類	年度・学期	科目	申請理由	承認の可否	問題
追試験	平成 25 年度第 2 学期	裁判実務基礎（刑事）	感染性胃腸炎（ノロウイルス）	承認	別
追試験	平成 25 年度第 2 学期	民事訴訟法応用 1	感染性胃腸炎（ノロウイルス）	承認	別
追試験	平成 25 年度第 2 学期	法曹倫理	インフルエンザ	承認	別
追試験	平成 25 年度第 2 学期	行政法応用 2	インフルエンザ	承認	別
追試験	平成 25 年度第 2 学期	民事回収法基礎	インフルエンザ	承認	別
追試験	平成 25 年度第 2 学期	刑法応用 1	インフルエンザ	承認	別
追試験	平成 25 年度第 2 学期	民事回収法基礎	祖母の葬儀	承認	別
追試験	平成 25 年度第 2 学期	刑法応用 1	祖母の葬儀	承認	別
追試験	平成 25 年度第 2 学期	会社法応用 2	祖母の葬儀	承認	別
追試験	平成 26 年度第 2 学期	倒産法基礎 2	通学途中の交通事故による入院	承認	別
追試験	平成 26 年度第 2 学期	民事訴訟法応用 1	通学途中の交通事故による入院	承認	別
追試験	平成 26 年度第 2 学期	刑法応用 1	通学途中の交通事故による入院	承認	別
追試験	平成 26 年度第 2 学期	民法応用 2	通学途中の交通事故による入院	承認	別
追試験	平成 26 年度第 2 学期	行政法応用 2	通学途中の交通事故による入院	承認	別
追試験	平成 28 年度第 2 学期	公法訴訟	インフルエンザ	承認	別
追試験	平成 28 年度第 2 学期	裁判実務基礎（刑事）	インフルエンザ	承認	別
追試験	平成 28 年度第 2 学期	公法訴訟	インフルエンザ	承認	別
追試験	平成 28 年度第 2 学期	裁判実務基礎（刑事）	インフルエンザ	承認	別
追試験	平成 28 年度第 2 学期	弁護実務	インフルエンザ	承認	別

（出典：高等司法研究科教務係保管資料）

（7）基準 4-1-1 中の（7）について

本研究科では、期末試験における筆記試験の実施を原則としている。レポート試験の実

施は、受講生の数が10人を下回る場合以外は、「法律基本科目」以外の科目に限定される。また、平常点のみで評価できる科目は、「法律基本科目」以外のオムニバス科目で、かつ、受講生が10人以下であるもの、及び「導入演習」に限られる《資料4-1-1-⑫》《資料4-1-1-⑬》。レポート、平常点等の評価は、個々の学生の能力及び資質を適正に評価している。【解釈指針4-1-1-7】

資料 4-1-1-⑫ 成績評価の原則

(1) 成績評価の原則

成績は、原則として、筆記試験による期末試験の評点と平常点によって評価します。期末試験の評点と平常点の割合は授業科目ごとに異なり、その割合はシラバスに記載します。

ただし、法律基本科目以外の科目によっては、期末試験の方法としてレポート試験の場合もあります。ここでいうレポート試験とは、教務委員会によって設定された、授業期間終了後に提出しなければならないものをいい、提出時期が授業期間中に設定されたものは、その形式・内容を問わずレポート試験には含めません。

また、オムニバス科目（「法律基本科目」にあたらぬものに限る。以下同じ。）であって、かつ、受講生が10人以下であるもの、及び「導入演習」は、平常点のみで評価することがあります（受講人数確定後に期末試験を行うかどうかをお知らせします。）。いずれの場合においても、授業期間中にレポート提出を最低限1回は課し、レポートに対する評価を含めて平常点を評価します。

（出典：別添資料5 平成30年度 学生ハンドブック 31頁）

資料 4-1-1-⑬ 筆記試験による成績評価の原則

3) 期末試験の方法

教員は、原則として、期末に筆記試験を実施するものとする。ただし、「法律基本科目」以外の科目において、教務委員会の議を経た場合、又は、「法律基本科目」を含むすべての科目において、受講生が10人以下となった場合には、レポート試験を行うことができる（ここでいうレポート試験とは、教務委員会によって設定された、授業期間終了後の提出日に提出しなければならないものをいい、提出日が授業期間中に設定されたものは、その形式・内容を問わずレポート試験には含めない。）。

教員は、シラバスに記載された成績評価の方法と異なる方法で成績評価をしてはならない。ただし、受講生が10人以下となったため、筆記試験をレポート試験に変更し、又はオムニバス科目について、平常点のみで成績評価を行うように変更する場合は、この限りでない。この場合には、受講生の人数が確定した後、直ちに受講生に通知するものとする。

なお、原則として筆記試験による期末試験を行うことや、受講生の人数が10人以下の場合に成績評価の方法がシラバス記載のものとは異なる場合があることについて、学生ハンドブックに記載するなどの方法で学生にあらかじめ周知しなければならない。

（出典：別添資料13-① 成績評価の申合せ）

資料 4-1-1-⑭ レポート試験科目及び平常点のみで成績評価を行った科目一覧（平成29年度）

学期	レポート試験科目	平常点のみで評価する科目
平成 29 年度 春～夏学期	・ 法理論 ・ 技術知的財産法 ・ 知的財産法演習 ・ 特殊講義 A（政策実践と法）	・ 導入演習 ・ 模擬裁判（刑事） ・ リサーチ＆ライティング 1 ・ リサーチ＆ライティング 2
平成 29 年度 秋～冬学期	・ ベンチャー法ワークショップ ・ 法社会学 ・ 生命倫理と法 ・ 特殊講義 C（アジア知的財産法） ・ 環境訴訟	・ 模擬裁判（民事） ・ 特殊講義 C（高度情報通信社会における知的財産戦略論）

（出典：高等司法研究科教務係保管資料）

基準 4－1－2

一学年を終了するに当たって学修成果が一定水準に達しない学生に対し、次学年配当の授業科目の履修を制限する制度（以下「進級制」という。）が原則として採用されていること。

（基準 4－1－2 に係る状況）

本研究科では、段階的な積み上げ式の学修を徹底するため、進級制を採用している。各学年の進級要件は、次のとおりである。

まず、第 1 年次から第 2 年次に進級するためには、第 1 年次配当の必修科目について 30 単位以上修得し、かつ、第 1 年次に修得した単位の総数について、「C」判定の単位が 10 分の 7 以下であるという要件を満たす必要がある。

また、第 2 年次から第 3 年次に進級するためには、第 1 年次配当の必修科目について 34 単位全部を修得し、第 2 年次配当の授業科目を 22 単位以上修得し（この中には、公法系必修科目 4 単位以上、民事系必修科目 6 単位以上及び刑事系必修科目 4 単位以上並びに法律基本科目以外の選択必修科目 2 単位以上を含まなければならない。）、かつ、第 2 年次に修得した単位の総数について「C」判定の単位が 10 分の 7 以下であるという要件を満たす必要がある《資料 4-1-2-①》。

「C」判定の単位に関する要件を設けているのは、たとえ全部又は大部分の単位を修得していても、「C」判定が多い場合には十分な学力が身についておらず次学年の授業を十分に理解できない可能性が高いと考えられるからである。また、第 2 年次から第 3 年次への進級要件に、各法分野の最低修得単位を設定しているのは、偏りのない学修が重要であるとの教育的配慮に基づく。

進級できなかった場合、当該学生が当該年次において修得した授業科目の単位のうち、「C」判定を受けた授業科目の単位を無効としている。すなわち、原級留置の学生は、修得できなかった必修科目に加えて、「C」判定を受けた必修科目を再履修しなければならない。これは、原級留置に至った学生には、十分な学力を修得して進級させることが長期的には当該学生にとって有益であるという教育的配慮に基づく。

以上のように、本研究科では、進級要件（進級に必要な修得単位数及び成績内容）、原級留置の場合の取扱い（再履修を要する授業科目の範囲）を適切に設定している。

資料 4-1-2-① 本研究科規程の進級制についての規定

(進級)

第4条の2 第1年次配当の必修科目の単位を30単位以上修得した学生は、第2年次に進級することができる。ただし、第1年次において修得した授業科目の単位の総数（以下この項において「単位総数」という。）のうちCの成績評価を受けた授業科目の単位数が単位総数の10分の7を超えるときは、進級することができない。

2 次に掲げる授業科目の単位を修得した学生は、第3年次に進級することができる。ただし、第2年次において修得した授業科目の単位の総数（以下この項において「単位総数」という。）のうちCの成績評価を受けた授業科目の単位数が単位総数の10分の7を超えるときは、進級することができない。

(1) 第1年次配当の必修科目34単位

(2) 第2年次において第2年次配当の授業科目22単位（別表の法律基本科目のうち公法系必修科目4単位以上、民事系必修科目6単位以上および刑事系必修科目4単位以上ならびに法律基本科目以外の選択必修科目2単位以上を含む。）以上

3 第1項または前項の規定により進級することができなかったときは、当該学生が当該年次において修得した授業科目の単位のうちCの成績評価を受けた授業科目の単位は、無効とする。

（出典：別添資料16-① 大阪大学大学院高等司法研究科規程）

以上の規程の内容は、『学生ハンドブック』に記載して、学生にわかりやすく周知している《資料4-1-2-②》。【解釈指針4-1-2-1】

資料 4-1-2-② 進級制についての学生への説明

進級制は、各学年の学業成績について、以下の要件を満たさない者には進級を認めない制度です。また同一年次には2年を超えて在学することはできません。

進級することができなかったときは、当該学生が当該年次において修得した授業科目の単位のうちCの成績評価を受けた授業科目の単位は、無効となります。ただし、最終年次を留年した者には適用されません。

年次	2年次進級	3年次進級
要件	1年次配当の必修科目につき30単位以上修得していること + 1年次に修得した単位の総数について「C」判定の単位が10分の7以下であること	1年次配当の必修科目につき34単位全部修得していること + 2年次配当の授業科目を22単位以上修得していること（※） + 2年次に修得した単位の総数について「C」判定の単位が10分の7以下であること

※ 2年次に修得した22単位には、公法系必修科目4単位以上、民事系必修科目6単位以上および刑事系必修科目4単位以上並びに法律基本科目以外の選択必修科目2単位以上を含まなければなりません。

（出典：別添資料5 平成30年度 学生ハンドブック7頁）

ところで、本研究科では、平成23年度からGPA制度を導入し、全学生のGPA値を算出している《資料4-1-2-③》。GPA値を進級要件と直結させてはいないが、①本研究科では、各授業科目における相対評価を徹底しているため、素点平均点による学生の順位付けが有効に機能している、②取得単位数だけでなく「C」判定の割合が多い学生について原級留置

とする進級制により、GPA 値を進級要件とする場合と同じ結果を得られている、という評価をしている。【解釈指針 4-1-2-2】

資料 4-1-2-③ GPA 制度の内容

本研究科では GPA 制度を導入しています。

これにより、下記の履修放棄の手续をとらずに受講等を放棄した科目の成績も、最終成績評価の平均値の算定の対象とします。

《中略》

【GPA の算出方法】

$$\frac{4.0 \times S + 3.5 \times A^+ + 3.0 \times A + 2.5 \times B^+ + 2.0 \times B + 1.5 \times C^+ + 1.0 \times C}{\text{総履修登録単位数}}$$

※ S=100～90 点、A⁺=89～85、A=84～80、B⁺=79～75、B=74～70、C⁺=69～65、C=64～60

※ 総履修単位数には「F」「欠」の単位数は含み、「合」「認定」の単位数は含まれません。

(出典：別添資料 5 平成 30 年度 学生ハンドブック 31 頁)

以上のような進級制の運用実績は、概ね次のとおりである。

まず、第 1 年次から第 2 年次への進級状況は、《資料 4-1-2-④》の通りである。

資料 4-1-2-④ 第 1 年次から第 2 年次への進級状況

1 年次							計
判定年	進級者		留年者				
			留年	休学	計		
H25	29	(0)	10	8	18	(1)	47
H26	35	(0)	5	11	16	(6)	51
H27	28	(0)	7	5	12	(5)	40
H28	13	(0)	8	6	14	(5)	27
H29	23	(0)	6	6	12	(3)	35

※ () 内は進級判定後退学した人数

(出典：高等司法研究科教務係保管資料)

次に、第 2 年次から第 3 年次への進級状況《資料 4-1-2-⑤》の通りである。

資料 4-1-2-⑤ 第 2 年次から第 3 年次への進級状況

		2 年次						計
		進級		留年				
判定年	所属コード			留年	休学	計		
H25	既修	52	(0)	1	0	1	(0)	53
	未修	27	(0)	5	2	7	(2)	34
合計		79	(0)	6	2	8	(2)	87
H26	既修	42	(0)	0	3	3	(0)	45
	未修	29	(0)	3	1	4	(1)	33
合計		71	(0)	3	4	7	(1)	78

H26	既修	48	(0)	0	1	1	(0)	49
	未修	27	(0)	8	3	11	(2)	38
合計		75	(0)	8	4	12	(2)	87
H28	既修	26	(1)	3	0	3	(0)	29
	未修	29	(0)	4	4	8	(2)	37
合計		55	(1)	7	4	11	(2)	66
H29	既修	22	(0)	1	2	3	(1)	25
	未修	12	(0)	3	4	7	(2)	19
合計		34	(1)	4	6	10	(3)	44

※ () 内は進級判定後退学した人数

(出典：高等司法研究科教務係保管資料)

4-2 修了認定及びその要件

基準4-2-1：重点基準

法科大学院の修了要件が、次の各号を満たしていること。

- (1) 3年(3年を超える標準修業年限を定める研究科、専攻又は学生の履修上の区分にあっては、当該標準修業年限)以上在籍し、93単位以上を修得していること。

この場合において、次に掲げる取扱いをすることができる。

- ア 教育上有益であるとの観点から、他の大学院(他の専攻を含む。)において履修した授業科目について修得した単位を、30単位を超えない範囲で、当該法科大学院における授業科目の履修により修得したものとみなすこと。

ただし、93単位を超える単位の修得を修了の要件とする法科大学院にあっては、その超える部分の単位数に限り30単位を超えてみなすことができる。

- イ 教育上有益であるとの観点から、当該法科大学院に入学する前に大学院において履修した授業科目について修得した単位を、アによる単位と合わせて30単位(アのただし書により30単位を超えてみなす単位を除く。)を超えない範囲で、当該法科大学院における授業科目の履修により修得したものとみなすこと。

また、上記に定めるところにより、当該法科大学院に入学する前に修得した単位(学校教育法第102条第1項の規定により入学資格を有した後、修得したものに限る。)を当該法科大学院において修得したものとみなす場合であって当該単位の修得により当該法科大学院の教育課程の一部を履修したと認めるときは、当該単位数、その修得に要した期間その他を勘案し、1年を超えない範囲で当該法科大学院が定める期間在学したものとみなすことができる。

- ウ 当該法科大学院において必要とされる法学の基礎的な学識を有すると認める者(以下「法学既修者」という。)に関して、1年を超えない範囲で当該法科大学院が認める期間在学し、アとイによる単位と合わせて

30単位（アのただし書により30単位を超えてみなす単位を除く。）を超えない範囲で当該法科大学院が認める単位を修得したものとみなすこと。

ただし、93単位を超える単位の修得を修了の要件とする法科大学院にあつては、その超える部分の単位数に限り30単位を超えてみなすことができる。

- （2）次のアからカまでに定める授業科目につき、それぞれアからカまでに定める単位数以上を修得していること。ただし、3年未満の在学期間での修了を認める場合には、当該法科大学院において、アからウまでに定める授業科目について合計18単位以上並びにエからカに定める授業科目についてそれぞれエからカに定める単位数以上を修得していること。

なお、入学時に既に十分な実務経験を有する者であつて、当該法科大学院において実務経験等を評価した上で適当と認められる場合には、カに属する授業科目のうち当該実務経験等に相当すると認められるものに代えて法律基本科目の履修を認め、これによる単位数をカに定める単位数に算入することができる（算入することのできる単位数は4単位を上限とする。）。

ア	公法系科目	8単位
イ	民事系科目	24単位
ウ	刑事系科目	10単位
エ	法律実務基礎科目	10単位
オ	基礎法学・隣接科目	4単位
カ	展開・先端科目	12単位

- （3）法律基本科目以外の科目の単位を、31単位以上修得していること（なお、（2）においてカに算入した法律基本科目の単位数は、この号に関する限り、展開・先端科目の単位数と読み替える。）。

（基準4-2-1に係る状況）

本研究科における修了要件は、次のとおりである《資料4-2-1-①》。

【基準中の（1）について】

本研究科の標準修業年限は3年であり、修了するためには、98単位以上を修得しなければならない。これについて、以下のような取扱いをしている《資料4-2-1-①》。

（ア）教授会の議を経て研究科長が必要と認めたときは、他の研究科、他の大学院又は外国の大学院の授業科目を履修し、これを当該授業科目の内容に応じ、基礎法学・隣接科目又は展開・先端科目に属する選択科目として、8単位を限度に、修了要件たる98単位に充当することができる。

具体的には、既修得単位の認定を希望する学生から成績証明書、単位数・配当年次に関する資料、講義内容に関する資料等の提出を受けたうえで、教務委員会において当研究科の科目と同等の内容を有しているかどうかを判断し、認定すべきとした場合には教授会の議を経て認定することとしている。なお、既修得単位の認定の願出は、平成18年度以降行われておらず、今回の認証評価の対象期間には存在しない。

（イ）教授会の議を経て研究科長が教育上有益と認めるときは、学生が本研究科に入学する前に大学院において履修した授業科目について修得した単位を、上記（ア）の単位と

は別に、当該授業科目の内容に応じ、基礎法学・隣接科目又は展開・先端科目に属する選択科目として、8単位を限度に、修了要件たる98単位に充当することができる。ただし、この場合において、当該単位の修得により本研究科の教育課程の一部を履修したと認めるときに当該単位数やその修得に要した期間その他を勘案して1年を超えない範囲で本研究科が定める期間在学したものとみなすことができる旨の規定は、設けていない。

(ウ) 本研究科の課程において必要とする法学の基礎的な学識を有すると教授会の議を経て研究科長が認めた者（法学既修者）については、第1年次配当の必修科目34単位を修得したものとみなしている。【解釈指針4-2-1-1】 なお、法学既修者については、上記（ア）に基づく他の研究科等での修得単位及び上記（イ）に基づく入学前の既修得単位を本研究科における修了要件たる98単位に含めることを認めていない。

資料4-2-1-① 本研究科規程の修了認定に関する規定

（修業年限及び在学年限）

第3条 本研究科の標準修業年限は、3年とする。

2 本研究科には、6年（同一年次においては、2年）を超えて在学することはできない。

（修了要件及び履修方法）

第8条 学生は、本研究科の課程に3年以上在学し、別表の授業科目の中から、次の各号に掲げる単位を含む98単位以上を修得しなければならない。

（1）法律基本科目のうち必修科目58単位及び選択必修科目2単位以上

（2）法律実務基礎科目のうち必修科目6単位及び選択必修科目6単位以上（模擬裁判（民事）または模擬裁判（刑事）のいずれか1科目2単位を含む。）以上

（3）基礎法学・隣接科目のうち選択必修科目4単位以上

（4）展開・先端科目のうち選択必修科目12単位以上

2 学生は、1学年においてそれぞれ次の単位を超えて授業科目を履修登録することができないものとする。

第1年次 40単位

第2年次 36単位

第3年次 40単位

3 第4条の2第1項又は第2項の規定により第2年次または第3年次に進級することができなかった学生に係る第1年次又は第2年次における履修登録単位の上限は、前項の規定にかかわらず、同項に規定する履修登録単位の上限に相当する単位数から当該年次においてB以上の成績評価を受けた授業科目の単位数を減じた単位数とする。

4 学生は、教授会の議を経て研究科長が必要と認めたときは、大学院横断教育科目（学部学生が履修することができる科目を除く。）を履修し、これを当該授業科目の内容に応じ別表の基礎法学・隣接科目または展開・先端科目に属する選択科目として第1項に規定する単位に充当することができる。この場合において、第1項に規定する単位に充当することができる単位は、次条の規定により充当する単位と合算して8単位を超えないものとする。

（他の研究科における授業科目の履修等）

第9条 学生は、教授会の議を経て研究科長が必要と認めたときは、他の研究科、他の大学院又は外国の大学院の授業科目を履修し、これを当該授業科目の内容に応じ別表の基礎法学・隣接科目又は展開・先端科目に属する選択科目として8単位を限度に前条第1項に規定する単位に充当することができる。

（入学前の既修得単位の認定）

第10条 教授会の議を経て研究科長が教育上有益と認めるときは、学生が本研究科に入学する前に大学院において履修した授業科目について修得した単位（大学院設置基準（昭和49年文部省令第28号）第15条に規定する科目等履修生として修得した単位を含む。）を、前条の規定により修得した単位とは別に当該授業科目の内容に応じ別表の基礎法学・隣接科目または展開・先端科目に属する選択科目として8単位を限度に第8条第1項に規定する単位に充当することができる。

（法学既修者）

第11条 本研究科の課程において必要とする法学の基礎的な学識を有すると教授会の議を経て研究科

長が認めた者（以下「法学既修者」という。）については、別表の第1年次配当の必修科目 34 単位を修得したものとみなす。ただし、別に定める基準に達しない場合は、この限りでない。

- 2 法学既修者については、第8条第4項、第9条及び前条の規定は適用しない。
- 3 法学既修者の修了に要する在学期間は、1年を超えない範囲で、研究科長が認める期間在学したものとみなすことができる。

（出典：別添資料 16-① 大阪大学大学院高等司法研究科規程）

【基準中の（2）について】

本研究科は、修了に必要な単位を、法分野ごとに定めている。まず、法学未修者については、次のとおりである《資料 4-2-1-②》。

ア 公法系科目 12 単位（全て必修）

イ 民事系科目 32 単位（同上）

ウ 刑事系科目 12 単位（同上）

なお、上記以外に、公法・民事法・刑事法の全てを扱う「導入演習」（2 単位）を必修科目としているほか、ア～ウを問わず選択必修科目として 2 単位の修得を要する。

エ 法律実務基礎科目 14 単位（必修 6 単位、選択必修 8 単位）

オ 基礎法学・隣接科目 4 単位（全て選択必修）

カ 展開・先端科目 12 単位（同上）

他方、法学既修者については、次のとおりである。

ア 公法系科目 6 単位（全て必修）

イ 民事系科目 12 単位（同上）

ウ 刑事系科目 6 単位（同上）

なお、上記以外に、ア～ウを問わず選択必修科目として 2 単位の修得を要する。

エ 法律実務基礎科目 14 単位（必修 6 単位、選択必修 8 単位）

オ 基礎法学・隣接科目 4 単位（全て選択必修）

カ 展開・先端科目 12 単位（同上）

このように、いずれも適正な修了要件を設定している。

資料 4-2-1-② 修了に必要な最低必要単位数

修了するためには、3 年以上（法学既修者は 2 年以上）在学し、かつ、次に掲げる単位を修得しなければなりません。

【平成 30・29・28・27・26 年度以降入学者対象】

科 目 群		未修者	既修者
法律基本科目 公法系科目 民事系科目 刑事系科目 その他	必 修	58 単位	24 単位
		12 単位	6 単位
		32 単位	12 単位
		12 単位	6 単位
		2 単位	—
	選択必修	2 単位	2 単位
法律実務基礎科目	必 修	6 単位	6 単位
	選択必修	8 単位 * 1	8 単位 * 1
基礎法学・隣接科目	選択必修	4 単位	4 単位
展開・先端科目	選択必修	12 単位	12 単位
その他、各科目群の中の選択必修・選択科目		8 単位 * 2	8 単位 * 2

合 計	98 単位	64 単位
【平成 25 年度入学者対象】略 ＊1 選択必修必要単位には、「模擬裁判（民事）」「模擬裁判（刑事）」のどちらか1科目を含むこと。 ＊2 法律基本科目以外の選択必修・選択科目2単位以上（25 年度以前入学者は4単位以上）を含むこと。（法律基本科目の選択必修・選択科目のみで要件を満たすことはできません。） （出典：別添資料 5 平成 30 年度 学生ハンドブック 6 頁）		

なお、本研究科では、入学時において実務経験を有する者であっても、上記に属する授業科目の一部に代えて法律基本科目を履修することは認めていない。【解釈指針 4－2－1－3～5】

【基準中の（3）について】

前述のとおり、本研究科では、法律基本科目以外の授業科目から 32 単位以上を修得することを修了要件としている。修了に必要な修得単位数は 98 単位であるが、このうち法学未修者 1 年次に配当される必修の法律基本科目 4 単位（基準 2－1－5 ただし書による単位数）を除くと 94 単位であり、法律基本科目以外の授業科目（32 単位）は、この 3 分の 1 以上である。

ところで、本研究科では、平成 23 年度から GPA 制度を導入し、全学生の GPA 値を算出している《資料 4-1-2-③》。GPA 値を修了判定に直結させてはいないが、「基準 4－1－2 に係る状況」で述べたとおり、①本研究科では、各授業科目における相対評価を徹底しているため、素点平均点による学生の順位付けが有効に機能している、②取得単位数だけでなく「C」判定の割合が多い学生について原級留置とする進級制により、GPA 値を進級要件とする場合と同じ結果を得られている、という評価をしている。【解釈指針 4－2－1－2】

基準 4－2－2

修了の認定に必要な修得単位数は、102 単位が上限とされていること。ただし、基準 2－1－5 のただし書による単位数については、102 単位の上限を超えることができる。

（基準 4－2－2 に係る状況）

本研究科は、修了の認定に必要な修得単位数を、法学未修者 1 年次に配当される法律基本科目を含め、98 単位以上としている《資料 4-2-2-①》。

資料 4-2-2-① 本研究科規程の修了の認定に必要な修得単位数に関する規定

（修了要件及び履修方法）

第 8 条 学生は、本研究科の課程に 3 年以上在学し、別表の授業科目の中から、次の各号に掲げる単位を含む 98 単位以上を修得しなければならない。

（出典：別添資料 16-① 大阪大学大学院高等司法研究科規程）

4－3 法学既修者の認定

基準 4－3－1：重点基準

法科大学院が、当該法科大学院において必要とされる法学の基礎的な学識を有する者であると認める（法学既修者として認定する）に当たっては、適切に法律科目試験が実施されるとともに、その他の教育上適切な方法がとられていること。

（基準４－３－１に係る状況）

法学既修者の認定は、一般選抜（法学既修者コース）及び特別選抜（法学部３年次生）において行っている。後者は、法曹養成制度改革推進会議決定「法曹養成制度改革の更なる推進について」（平成２７年６月３０日）により示された、「早期卒業・飛び入学制度を活用して優秀な学生が学部段階で３年間に在学した後に法科大学院の２年の既修者コースに進学できる仕組みの確立及び充実を推進する」という方針に沿って、平成３０年度入試から新設したものである。

一般選抜（法学既修者コース）における入学者選抜は、適性試験の点数、大学の成績、志望理由書等の書類審査の点数に加え、法律科目試験（憲法、行政法、民法、商法、民事訴訟法、刑法、刑事訴訟法の７科目）の点数を総合して行っている。

法科大学院の入学者選抜に求められる公平性、開放性、多様性は、適性試験の点数（平成３０年度まで）、志望理由書、学部を問わない大学での成績を総合評価に当たって考慮することで、既修者認定にあたっても確保している。《別添資料４-① 平成３０年度大阪大学大学院高等司法研究科（法科大学院）学生募集要項》【解釈指針４－３－１－１】

一般選抜（法学既修者コース）の法律科目試験の試験科目は、法学既修者コース入学者が履修を免除される１年次の法律基本科目と一致する憲法、行政法、民法、商法、民事訴訟法、刑法、刑事訴訟法の７科目とし、このうち学修が十分でないと認められる科目がある場合は、法学既修者としては入学を認めない方針で臨んでいる。《別添資料４-① 平成３０年度大阪大学大学院高等司法研究科（法科大学院）学生募集要項》 法学既修者として入学を許可した場合の在学期間は標準２年であり、これは未修１年次の法律基本科目の必修科目７科目を一括認定することと見合ったものである。【解釈指針４－３－１－２】

【解釈指針４－３－１－３】 【解釈指針４－３－１－４（３）】 【解釈指針４－３－１－７】 既修者認定に当たり履修免除単位数を減少させる措置は取っていないため、【解釈指針４－３－１－４（１）ア】は該当しない。また、前述のとおり、法学未修者１年次に配当される必修の法律基本科目をすべて法律科目試験の出題範囲に含めているため、【解釈指針４－３－１－４（１）イ】も該当しない。

特別選抜（法学部３年次生）は、法学部３年次生であって、修得単位及び成績について一定の要件を充たす者を対象に、適性試験の点数、大学の成績、志望理由書等の書類審査の点数に加え、法律科目試験（憲法、民法、商法、刑法）の点数を総合して法学既修者としての合否判定を行っている。法律科目試験を実施しない科目（行政法、民事訴訟法、刑事訴訟法）につき既修者科目認定試験を実施し、不合格科目については、法学未修者１年次に配当される必修の法律基本科目の履修を免除しないこととしている。【解釈指針４－３－１－４（２）イ】 その他の点は、一般選抜（法学未修者コース）と同様である。

《別添資料４-① 平成３０年度大阪大学大学院高等司法研究科（法科大学院）学生募集要項》《別添資料４-③ 平成３１年度大阪大学大学院高等司法研究科（法科大学院）学生募集要項》

各科目の出題、採点は、本研究科又は法学研究科の専任教員が責任を持って行っており、他機関の実施した法律科目試験の結果等を合否判定にあたって考慮することはない。【解

【解 積指針 4-3-1-6】 また、出題は本研究科 1 年次配当科目を履修したのと同等の実力を判定できる難易度とすることとし、採点委員にはこの方針を文書で通知し、周知を図っている《別添資料 14-⑥ 法律科目試験出題・採点にあたってのお願い》。出題、採点にあたっては、受験生の出身大学等の情報は、採点者に知らされず、また、高等司法研究科アドミッション委員会において、本学法学部期末試験と類似した問題が出題されないよう注意を払っている。このため、法律科目試験において本学法学部出身者が優遇されることはなく、結果的にも本学法学部出身者は多数とはなっていない《資料 4-3-1-①》。【解 積指針 4-3-1-5】

資料 4-3-1-① 法学既修者コース入学者選抜実施状況

	志願者	第一次選抜合格者	最終合格者	入学者（本学法学部出身者）
H26 年度	328 名	300 名	124 名	45 名（6 名）
H27 年度	332 名	300 名	133 名	49 名（11 名）
H28 年度	267 名	267 名	96 名	28 名（3 名）
H29 年度	231 名	231 名	102 名	26 名（5 名）
H30 年度	237 名	237 名	102 名	42 名（12 名）

（出典：別添資料 14-① H26～H30 入学者選抜実施状況）

既修者認定を受けた者に対する教育上の配慮としては、法学部の卒業者又はそれと同等の能力を有すると認定された者であり、すでに法律科目に相当の知識を有するとはいえ、将来法律実務に携わることを前提に学修してきたとは限らないことに鑑み、実務科目を十分に学べるようにする配慮をしている。具体的には、「刑事法律文書作成 1」、「刑事法律文書作成 2」や「リサーチ&ライティング 2」の履修を推奨している。

2 特長及び課題等

1) 特長

（1）成績評価プロセスにおいて匿名化を徹底することにより、客観的かつ厳正な成績評価を確保している。

（2）「成績評価の申合せ」を作成し、可否及び合格者のうち特に優秀な「S」については絶対評価を用い、「A」「B」「C」については相対評価を用いることを明記するとともに、「S」「A」「B」「C」の割合についても明示している。この相対評価の割合を遵守するため、「成績評価換算ソフト」を導入している。

（3）期末試験の答案（コピー）を学生に返却し、講評書を作成して公表することにより、出題・採点の適切さを確保するとともに、学生に復習の機会を提供している。

（4）成績不良者を救済するような再試験を行っておらず、進級制度は、厳格な成績評価に基づき、適正に実施している。しかも、進級できなかった者には、単位を取得できなかった科目だけでなく、留置される年次において「C」評価であった授業科目の認定単位も取り消して翌年度に再度履修させることとしており、積み上げ型のプロセスとしての学修を徹底させる、法科大学院の理念に沿った進級制度を構築している。

2) 課題

特になし。

第5章 教育内容等の改善措置

1 基準ごとの分析

5-1 教育内容等の改善措置

基準5-1-1

教育の内容・方法等の改善を図るための研修及び研究が、組織的かつ継続的に行われていること。

(基準5-1-1に係る状況)

1. 教育内容・方法等の改善を図るための体制

本研究科は、教育の内容・方法等の改善を図るための活動を担当する組織として、平成22年度より、FD・教育企画委員会を設置している。同委員会は、教務委員会とも連携を図りながら、ファカルティ・ディベロップメント（FD）活動を実施するとともに、カリキュラムの点検、改善及びeラーニングの整備等を担当している。すなわち、FD・教育企画委員会において、FD活動と教育企画活動とを有機的に結合させるとともに、FD・教育企画委員会が企画立案機能を担い、教務委員会が実施機能を担うという形で教務委員会との間で役割分担を明確化している《資料5-1-1-①》《資料5-1-1-②》。

平成28年度から平成30年度におけるFD・教育企画委員会の活動状況（開催日と主要な議題）は、《資料5-1-1-③》のとおりである。【解釈指針5-1-1-4】

資料5-1-1-① 本研究科 管理運営に関する内規

第12条 教務委員会は、学生の身分に関する事項、カリキュラムの実施に関する事項、開講科目及び担当教員を含む学務に関する事項並びにティーチング・アシスタントの採用に関する事項を審議し、カリキュラムを実施する。

第13条 FD・教育企画委員会は、FDに関する事項、カリキュラム改革に関する事項、教育プログラム及び教材開発に関する事項を審議し、教員研修を行う。

(出典 別添資料16-② 大阪大学高等司法研究科 管理運営に関する内規)

資料5-1-1-② 本研究科 FD・教育企画委員会内規

(設置)

第1条 大阪大学大学院高等司法研究科の管理運営に関する内規第9条第2項の規定に基づき、FD・教育企画委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(目的および所掌事項)

第2条 委員会は、ファカルティ・ディベロップメント（教員の教育活動の改善を図るために組織的に取り組む活動をいい、以下「FD」という。）を推進し、またカリキュラムおよび教育内容を点検・改善することにより、高等司法研究科の教育の質を高めるとともに、学生の自学自修のための環境を整備することを目的とする。

2 委員会は、次の事項を所掌する。

- 一 授業見学会の企画および実施
- 二 FDに関する調査および研究
- 三 FDに関する報告書の作成
- 四 カリキュラムの点検および改善
- 五 eラーニングの整備
- 六 その他FD、教育企画に関する事項

(組織)

第3条 委員会は、次に掲げる委員をもって組織する。

- 一 運営委員のうち研究科長が指名する者
- 二 教授会構成員であって、研究科長が委嘱する者 若干名

(出典：大阪大学大学院高等司法研究科 FD・教育企画委員会内規)

2. 教育の内容・方法等の改善を図るための活動

教育内容及び方法の改善を図るための活動として、本研究科は、以下のものを実施している。

(1) 講義資料の収集・保管

本研究科は、各学期終了時に、授業担当教員が学生向けに配布した資料等のすべての提出を求めるほか《資料 5-1-1-③》、各教員が教材の作成・利用についてどのような工夫をしたか、それがどのように奏功したのか、あるいはどのような課題が残されているのかについてコメントを求めることにしている《資料 5-1-1-④》。このように、FD・教育企画委員会が各教員の教材の作成・利用上の工夫について、情報を組織的に収集している。【解釈指針 5-1-1-1】

資料 5-1-1-③ 平成 29 年度秋～冬学期 学生向け教材資料等提出書

平成 30 年 2 月 16 日

高等司法研究科

平成 29 年度秋～冬学期授業担当教員 各位

高等司法研究科長

下 村 眞 美

学生向け教材資料等の提出について（依頼）

時下、ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。

平素より本研究科の教育活動にご協力いただき、厚くお礼申し上げます。

さて、本研究科では、法科大学院第三者評価への準備ならびに FD 研究等のための教学基礎資料として、各学期の開講科目において使用された学生向けの教材資料を収集しております。

つきましては、以下の要領でご提出くださいますようお願い申し上げます。

【提出資料】

1. 平成 29 年度秋～冬学期の開講科目において、学生に配布・提示したすべての資料

(例) 予習・復習のために配布した資料、レジュメ類

授業中に配布した資料・レジュメ類
パワーポイントのスライド など

2. 科目ごとのコメント（別添様式）

授業の進め方をどのように構想し、どのような教材を有機的に組み合わせて実施されたかについて振り返っていただき、効果的だったと思える点、思ったほどの効果が得られなかった点などを、ざっくりばらんに書いていただければ結構です。

（出典：高等司法研究科教務係保管資料）

資料 5-1-1-④ 平成 29 年度秋～冬学期 教材コメント様式

平成 29 年度秋～冬学期 科目名

担当者

コメント

① 授業の進め方との関連で、どのような種類の教材（事前指定教科書、事前配布資料・レジュメ、授業中配布した資料・レジュメ。以下同じ）をどのような形で組み合わせたか。

※たとえば、「関連文献・論文を資料として事前予習用に配布、当日はパワーポイントで事前学習内容の整理と知識の確認、授業中に発展的な関連文献を紹介するために、一部をコピーして追加資料として配布」など

② 実際に上記の教材を授業で活用したときに、作成時に留意・工夫した点について想定通りの効果があったかどうか、なかったとすればどのような点に改善の余地があるかなど。

※「前回講義した知識の確認のために配布した〇〇の資料は、応答的に授業を進める上で効果的だった」など

（出典：高等司法研究科教務係保管資料）

（2）学生からの意見の聴取

本研究科は、教育内容・方法等に関する学生からの意見の収集手段として、毎学期、授業改善アンケート及び研究科アンケートという2種類のアンケートを実施している。

授業改善アンケートは、授業開始後1か月ほど経過した頃（ただしオムニバス講義は最終回）にすべての授業について実施している。回収したアンケートは高等司法研究科教務係においてコピーし、保管するが、授業担当教員に原本を返却し、当該授業の改善のため活用するとともに学生へのリプライを行うことを求めている。また、FD・教育企画委員会もこれを参照し、必要に応じて授業担当教員に対して注意喚起し、さらに、次に述べる学期末の研究科アンケートにおいて、改善のあった授業を把握するようにしている《資料 5-1-1-⑤》《資料 5-1-1-⑥》。

研究科アンケートは、期末試験がほぼ終了する頃に一括して実施し、カリキュラムや設備等を含め、高等司法研究科の教育全体についての意見を聴取するものである。《資料 5-1-1-⑦》 研究科アンケートの集計結果及び自由記載欄の記述内容はすべて教授会で配布

し、次年度以降のカリキュラム編成・授業内容の改善に役立てることができるよう、教員間で共有意見交換を行うとともに意見交換を行っている《資料 5-1-1-⑧》。また、優れた授業について問う投票において、上位となった授業（必修科目・選択必修科目につき各3位まで）の担当教員を表彰している。《別添資料 17 研究科アンケート集計結果（29-春～夏）（29-秋～冬）》 研究科アンケートの回収率を、直近の平成 29 年度秋～冬学期で見ると、1 年次生 92.9%、2 年次生 89.5%、3 年次生 80.0%で、3 学年全体では、86.0%となっており、回収率は良好といえることができる。《別添資料 17 研究科アンケート集計結果（29-春～夏）（29-秋～冬）》

その他の意見聴取の方法として以下のものがある。意見箱を設置して学生がいつでも意見や提案を行うことができるようにしている。運営委員会が、本研究科の学生が組織する学生委員会と毎年面談し、意見や要望を聴取するとともに意見交換をしている。さらに、年に2回、コンタクト・ティーチャーが全学生と個別面談をし、きめ細かな意見聴取を行っている（コンタクト・ティーチャー面談について詳細には「7-1 学習支援」を参照されたい。）。【解釈指針 5-1-1-1】

資料 5-1-1-⑤ 平成 29 年度秋～冬学期 授業改善アンケート実施依頼文

授業担当者各位

高等司法研究科 FD・教育企画委員会

平成 29 年度秋～冬学期授業改善アンケートの実施について（通知）

本研究科では、授業改善を目的として、学期ごとに学生を対象としたアンケートを実施しております。つきましては、秋～冬学期の授業アンケートを下記の要領で実施いたしますので、ご協力方よろしくお願い申し上げます。

【アンケート対象科目および実施期間について】

《通常科目》 10 月 31 日（火）～11 月 6 日（月） 原則、第 6 回目の授業

※ただし、以下の科目については 11 月 10 日（金）に実施

民法基礎 4

コーポレート・ガバナンス

特殊講義 A（企業再建の実務）

国際取引法

《オムニバス科目等》 1 月 15 日（月）～19 日（金） 原則、第 15 回目の授業

公法訴訟

裁判実務基礎（刑事）

少年法

倒産法演習

特殊講義 C（アジア知的財産法）

特殊講義 C（高度情報通信社会における知的財産戦略論）

弁護実務

民事法総合演習

《4名以下の少人数科目》

個人が特定されやすいため、下記①②のいずれかを授業担当教員においてご判断願います。
いずれの場合も、アンケート用紙は通常科目と同時期にお渡しいたします。

①アンケート結果のフィードバックを受ける

通常科目と同様、第6回目の授業でアンケートを実施してください。

この場合、アンケート結果は通常科目と同様に返却いたします。

②アンケート結果のフィードバックを受けない

第15回目の授業でアンケート用紙を配布し、授業内での回収は行わず、
学生自ら教務係事務室前のメールボックス No.5 に提出するよう指示してください。

回収したアンケートは担当教員には返却せず、組織的対応のための資料としてのみ用いることといたします。

【アンケート用紙のお渡し方法について】

《常勤の先生方》 各授業のアンケート実施日が近づきましたら、メールボックスに
アンケート用紙（別紙サンプル参照）を投函します。

《非常勤の先生方》 アンケート実施当日にお渡ししますので、お手数ですが
授業開始前に教務係窓口までお立ち寄りください。

【アンケートの実施（配布・回収）方法について】

- ・ 授業時間を5分程度早めに切り上げていただき、
学生にアンケート用紙を配布してください。
- ・ 教員が目の前にいると学生が書きにくいと、記入時間中、教員は退席し、
指名した学生に回収させるなどの配慮をお願いいたします。
- ・ 回収したアンケート用紙は封筒に入れ、高等司法研究科教務係にお持ちください。
- ・ 時間内に書けなかった学生については、教務係事務室前メールボックス No.5 に
翌日までに提出するようご指導ください。

【アンケート結果について】

- ・ 教務係でコピーをとった後、原本を各担当の先生方にお返しいたします。

結果をご検討いただき、授業改善にお役立てください。

（アンケート結果の集計はいたしません。）

なお、期末試験期間中に実施予定の「研究科アンケート」において、
授業改善アンケート実施前と実施後の変化について問う項目を設定しています。

- ・ 自由記載欄に記載された内容について、対応するしないは先生方のご判断に
お任せいたしますが、いずれの場合も学生に対してコメントを加えるなど、
必ずリプライをお願いいたします。
- ・ オムニバス科目については取りまとめ教員に原本を返却いたします。
他の担当教員へ写しの返却をご希望の場合は、予め教務係までご連絡いただくか、
アンケート封筒にチェック欄を設けていますので、そちらへご記入をお願いします。

（出典：高等司法研究科教務係保管資料）

資料 5-1-1-⑥ 平成 29 年度秋～冬学期 授業改善アンケート用紙

平成 29 年度秋～冬学期 高等司法研究科 授業改善アンケート

授業科目名	クラス	授業担当教員名	

(記号) A=強くそう思う、B=そう思う、C=どちらともいえない、D=そう思わない、E=全く
 そう思わない

〔1〕授業運営について

この授業の教材は、シラバスに記載された学習（予習・復習）時間で自習を終わらせるのに適切な量
 ですか。

A B C D E D・E の場合、その理由

〔2〕教授方法について

授業内容について、分かり易くする工夫がされていましたか。

A B C D E D・E の場合、その理由

〔3〕質問について

授業担当者は、履修者の質問に的確に対応しましたか

A B C D E D・E の場合、その理由

〔4〕学習成果について

シラバスの到達目標に照らして、求められる法的知識や思考力を習得できたと思いますか。

A B C D E D・E の場合、その理由

〔5〕受講姿勢について

あなたの受講態度を振り返って、この授業に積極的に取り組むことができたと思いますか。

A B C D E D・E の場合、その理由

〔6〕自習時間について

(記号) A=4時間以上、B=3～4時間、C=2～3時間、D=1～2時間、E=1時間以下

①予習のために平均してどのくらいの時間を使いましたか。

A B C D E

②復習のために平均してどのくらいの時間を使いましたか。

A B C D E

〔7〕自由記述欄

授業に対する意見・感想・希望等があれば、以下に記載して下さい。問題を指摘する場合には、その
 点を具体的に示した上で、建設的な改善案を記載して下さい（記載欄が不足する場合は、裏面を使用
 して下さい。）

(出典：高等司法研究科教務係保管資料)

資料 5-1-1-⑦ 研究科アンケート実施要項

高等司法研究科 研究科アンケート実施要項

1. 研究科アンケートは、原則として、各学年の最終の必修科目の筆記試験終了後に行います。ただし、同一試験日の2限の時間帯に当該学年の必修科目の筆記試験があるときは、当該試験の終了後に行います（なお、アンケート回収率を向上させる目的で、上記の基準にかかわらず、アンケート実施科目を調整させていただく場合がございます）。
2. 試験監督者は、教務係において研究科アンケート用紙の入った封筒を受け取って下さい。
3. 試験監督者は、試験終了後に研究科アンケートを実施する旨をあらかじめ学生に告知し、解答用紙の回収後、研究科アンケート用紙を配布し、その場で記入させていただきます。なお、時間に余裕があるときは、試験開始前に配布していただいてもかまいません。
4. 試験監督者は、研究科アンケート用紙を配布する際、学生に対し、試験会場で記入できなかった場合には、教務係前のメールボックスでも研究科アンケート用紙を回収しているので、試験日の翌日（試験日が金曜日の場合には、翌週月曜日）までに投函して提出するようにアナウンスしてください。
5. 試験終了前に退場する学生がいるときは、退場の際にアンケート用紙を配布し、教務係に提出するように指示して下さい。ただし、試験開始前に研究科アンケート用紙が配布されている場合には、退場の際に記入済みの研究科アンケート用紙を回収して下さい。
6. 試験監督者は、記入済みの研究科アンケートを封筒に戻して教務係に提出して下さい。

(出典：高等司法研究科教務係保管資料)

資料 5-1-1-⑧ 研究科アンケート質問項目

高等司法研究科アンケート 2017 年度秋～冬学期

年度入学	年	クラス
------	---	-----

*以下の項目について、A～Dまたは「その他」のいずれかに○を付してください。

*C, D, 「その他」に○を付したときは、括弧内にその理由を記載してください。

*将来の法曹を目指す者として、相応しい文章で記載してください。

*A「そう思う」、B「どちらかと言えばそう思う」、C「どちらかと言えばそう思わない」、D「そう思わない」、E「その他(A～Dに該当しない場合)」

- | | | | | | | |
|----------------------------|---|---|---|---|-----|-----|
| 1. カリキュラム編成は、学習しやすいものでしたか。 | A | B | C | D | その他 | () |
| 2. 時間割編成は、学習しやすいものでしたか。 | A | B | C | D | その他 | () |
| 3. シラバスの記載内容は、役立ちましたか。 | A | B | C | D | その他 | () |
| 4. 学生ハンドブックは、分かりやすいですか。 | A | B | C | D | その他 | () |

5. 資料室・図書館に、必要な文献がそろっていますか。 A B C D その他
()

6. TKCローライブラリーは、勉学に役立ちますか。 A B C D その他
()

7. 自習室は、勉強しやすいですか。 A B C D その他
()

8. 全体として、本研究科の学生生活に満足していますか。 A B C D その他
①期末試験，②成績評価，③コンタクトティーチャー，④設備，⑤教務係，⑥その他 について問題等がある場合には、その事実及びその改善についての具体的な意見を記載してください。
()

[2] キャリアデザインサポートについて
キャリアデザインに関わって、研究科に対してどのような内容のサポートを期待するかなど、ご意見等があれば記載してください。（全学年を対象としています。）
()

<2017 年度秋～冬学期 優れた授業（科目）について>
◆選択必修・選択科目・配当年次に関係なく、科目名 50 音順に並んでいます。
◆集中講義は、授業が終了していないため、この一覧に含まれていません。

設問 1 今学期に受講した全ての科目のうち、学習効果が大きく、後輩に推奨できるもの 3 つに○を付けてください。
(必修・選択必修・選択は問いません)
…授業のリストは省略…

設問 2 「授業改善アンケート」実施前・実施後を比べて大きな変化があった科目があれば、下記にその番号と具体的な変化の内容をご記入ください。
()

ご協力ありがとうございました。

このアンケートは、教員表彰および皆さんの学習環境の改善に役立てるために実施していますので、アンケート回収にご協力ください。時間内に提出できなかった場合は、教務係メールボックス No. 5 に投函してください。

(出典：高等司法研究科教務係保管資料)

(3) 授業見学会の実施

本研究科は、平成 24 年度から平成 27 年まで、前年度の研究科アンケートで高く評価された授業を見学対象とする形で授業見学会を実施した。平成 28 年度からは、見学対象とする授業が固定化されないよう、対象授業を FD・教育企画委員会が前年度までの実施状況

を勘案して選定する方式に変更した《資料 5-1-1-⑨》。実施に当たっては、必修科目と選択必修科目についてそれぞれ3科目を見学対象とし、見学会に参加した教員には、見学した授業のすぐれた点や自己の授業の改善点について参考にすべき点を記載した授業見学会参加報告書を提出することを求め《資料 5-1-1-⑩》、提出されたすべての報告書を教授会に提示し、情報を共有するとともに、授業改善に向けた意見交換を行っている。さらに、平成27年度から、関西大学法科大学院と連携を行うことになり、同法科大学院との間でも相互の授業を見学できるようにした《資料 5-1-1-⑪》。【解釈指針 5-1-1-1】
【解釈指針 5-1-1-2】

《資料 5-1-1-⑨》 平成29年度秋～冬学期 授業見学会 開催要領

高等司法研究科 FD・教育企画委員会

平成29年度秋～冬学期 授業見学会 開催要領

1. 目的

FD・教育企画委員会選定の授業に参加し、授業の進め方、教授方法、配布資料等を実際に見学・見聞することにより、各自の授業を改善する手がかりを得る。

2. 開催期間

11月第3～第4週

3. 見学の対象とする授業科目

参加者氏名（ ）

【必修科目系】

科目名	候補日の担当者	候補日	曜日	時限	教室	参加希望
憲法基礎2	村西 良太	11月15日	水	5	L3	
民法応用2E	松井 和彦	11月17日	金	2	L1	
民法応用2F		11月17日	金	1	L1	
刑法応用1E	品田 智史	11月15日	水	3	L1	
刑法応用1F		11月15日	水	4	L1	
法曹倫理X	船岡 浩	11月16日	木	4	L4	
法曹倫理Y	船岡 浩	11月14日	火	1	L4	
法曹倫理Z	船岡 浩	11月14日	火	2	L4	

【選択必修科目系】

科目名	候補日の担当者	候補日	曜日	時限	教室	参加希望
倒産法基礎2	藤本 利一	11月14日	火	2	L1	
労働法応用	水島 郁子	11月21日	火	5	L4	
少年法	岩本 朗	11月22日	水	5	L7	

4. 参加教員・報告書等

		参加教員	
		LS 授業担当者（法研・国際公共に所属する教員を含む）	関西大学法科大学院に所属する教員
1	期間中に少なくとも1回、見学	○	—
2	報告書の作成・提出（※1）	○	○
3	見学予定の科目の報告（※2）	○	○

※1 所定の報告書（別添）を授業終了後に回収させていただきます。

後日、紙または電子データで提出いただく場合は、11月27日（月）までに高等司法研究科教務係（houkou-kousikyomu@office.osaka-u.ac.jp）へお願いいたします。

※2 11月9日（木）17:00 までに高等司法研究科の教務係（上記）に報告してください（教室の収容定員を超過する場合、ご相談させていただきます）。

※3 【報告書の取扱い】FD・教育企画委員会で取りまとめるうえ、教員会議の資料とします。教員会議における意見交換の結果は、FD・教育企画委員会が検討の上、まとめる予定です。

※4 【教員会議の開催】今回は、12月21日（木）の高等司法研究科教授会に併せて開催します。

（出典：高等司法研究科教務係保管資料）

《資料 5-1-1-⑩》 平成 29 年度秋～冬学期 授業見学会 参加教員 報告書

授業見学会 参加教員 報告書

・報告者名：

・日時：2017 年 11 月 日 時限

・科目名：

・担当教員名：

1. 見学した授業について

見学した授業について工夫されていると感じた点、参考になると評価された点など、これはよいと思われたことをお書き下さい。

2. 自己の授業の改善点について

見学した授業と比較することによって自己の授業の改善点が明らかになったと思われた場合、その点を具体的にお書き下さい。

（出典：高等司法研究科教務係保管資料）

《資料 5-1-1-⑪》 平成 29 年度秋学期関西大学公開授業 案内文

高等司法研究科

授業担当教員（非常勤講師を除く）各位

高等司法研究科
FD・教育企画委員会

2017 年度秋学期関西大学授業見学会について

標記のことについて、関西大学法科大学院 FD 委員会から別添のとおり案内がありました。

参加を希望される方は、別添により 11 月 9 日（木）までに高等司法研究科教務係へ希望授業をお知らせください。

関西大学法科大学院 公開授業のお知らせ（参加調査）

関西大学法科大学院 FD 委員会

2017 年度秋学期の公開授業を下記のとおり実施することとなりました。

大阪大学法科大学院の先生方におかれましても、ぜひご参加いただき、ご意見やご感想を承りたく存じます。

つきましては、ご出席いただける場合は、下記一覧表にて、参加を希望される公開授業の「参加希望」欄に○を付し、**【11 月 9 日（木）】**までに**高等司法研究科教務係**へご提出ください。

なお、来学の際は裏面のキャンパスマップをご参照ください。

参加者ご氏名（ ）

記

< 全員参加型公開授業 >

参加希望	担 当 者	科 目	実施日・時限	教室
	由喜門 眞治 教授	行政法演習〔T1〕	11 月 22 日（水）4 限	25 教室

※関西大学法科大学院専任教員全員参加予定

※終了後（20 分程度）、質疑応答・意見交換会を予定しています。

< 希望者参加型公開授業 >

参加希望	担 当 者	科 目	実施日・時限	教室
	木下 智史 教授	憲法 2	11 月 13 日（月）2 限	B1 教室
	栗原 宏武 名誉教授	法と社会（少年法）	11 月 14 日（火）3 限	24 教室
	森 宏司 教授	民事訴訟法演習〔T2〕	11 月 15 日（水）3 限	23 教室
	大住 洋 特別任用教授	知的財産法演習	11 月 15 日（水）3 限	21 教室
	川口 美貴 教授	労働法演習	11 月 16 日（木）1 限	28 教室

	中島 洋樹 教授	刑事訴訟法演習 [T1]	11 月 16 日 (木) 2 限	23 教室				
※授業時間：1 限 9：00-10:30／2 限 10:40-12:10／3 限 13:00-14:30／4 限 14:40-16:10								
【参加実績】								
年度	学期	大阪大学授業見学会			関西大学公開授業			合計
		大阪大学	関西大学	小計	関西大学	大阪大学	小計	
平成 28 年度	第 1 学期	28	1	29	18	3	21	50
	第 2 学期				38	6	44	44
平成 29 年度	春～夏学期				34	3	37	37
	秋～冬学期	23	3	26	12	1	13	39

(出典：高等司法研究科教務係保管資料)

(4) 他大学の教員によるモデル授業及び意見交換会の実施

平成 25 年度からは、教育内容・方法等の改善のための研修会として、他大学の法科大学院等で優れた教育実践を行っている教員を毎年 2 名招いて、本研究科の学生を相手にモデル授業を行っていただき、これを本研究科教員が見学の上、講師と見学した教員との間で教育方法に関する意見交換をするという、全国的に見てもおそらくユニークな研修企画を実施している。この企画には、本研究科と連携する関西大学法科大学院の教員にも参加を認め、共同で意見交換を行っている《資料 5-1-1-⑫》《資料 5-1-1-⑬》。【解釈指針 5-1-1-1】 【解釈指針 5-1-1-2】

《資料 5-1-1-⑫》 他大学の教員によるモデル授業及び意見交換会の案内文

高等司法研究科
授業担当教員 各位

高等司法研究科教務係の大石です。いつもお世話になっております。
FD・教育企画委員会の企画によるモデル授業ならびに意見交換会を下記のとおり開催いたします。
参加を希望される方は、末尾の回答フォームにより 11 月 24 日 (金) までにお知らせください。

記

(私法系)

講 師：笠原 武朗 准教授 (九州大学 商法)

日 時：2017 年 12 月 11 日 (月) 5 限 (16:20-17:50) 【モデル授業】

(テーマ：閉鎖会社における内紛と少数株主の締め出し)

2017 年 12 月 11 日 (月) 6 限 (18:00-19:30) 【意見交換会】

場 所：大阪大学豊中キャンパス豊中総合学館 6 階 L7 講義室

※本企画は、大阪大学高等司法研究科と関西大学法科大学院の連携によるファカルティ・ディベロッ

プメントの一環であり、両校の教員が参加可能です。

-----回答フォーム-----

氏名：

モデル授業（2017年12月11日（月）5限）： 出席 ・ 欠席

意見交換会（2017年12月11日（月）6限）： 出席 ・ 欠席

（出典：高等司法研究科教務係保管資料）

《資料 5-1-1-⑬》 他大学の教員によるモデル授業及び意見交換会の実施状況

開催年月日	講師（所属）	科目	参加者数 （教員）
平成 25 年 10 月 31 日（木）	小山 剛 教授（慶應義塾大学）	憲法	5
平成 25 年 12 月 6 日（金）	松井秀征 教授（立教大学）	商法	5
平成 26 年 11 月 21 日（金）	長谷部由起子 教授（学習院大学）	民事訴訟法	5
平成 26 年 12 月 5 日（金）	宍戸常寿 教授（東京大学）	憲法	4
平成 27 年 12 月 7 日（月）	中原茂樹 教授（東北大学）	行政法	6
平成 27 年 12 月 11 日（金）	藤原正則 教授（北海道大学）	民法	5
平成 28 年 11 月 25 日（金）	長谷部恭男 教授（早稲田大学）	憲法	11
平成 28 年 12 月 16 日（金）	中舎寛樹 教授（明治大学）	民法	11
平成 29 年 11 月 24 日（金）	中川孝博 教授（國學院大學）	刑事訴訟法	5
平成 29 年 12 月 11 日（月）	笠原武朗 准教授（九州大学）	商法	5

（出典：高等司法研究科教務係保管資料）

（5）教育方内容・方法に関する講演会・研修会等

その他に、教育方法に関する講演会・研修会・シンポジウムとしては、本研究科主催のもの、法学研究科や全学主催のものを含めると、主なものとして、以下のものを実施している《資料 5-1-1-⑭》。【解釈指針 5-1-1-1】 【解釈指針 5-1-1-2】

《資料 5-1-1-⑭》 教育方法に関する講演会・研修会・シンポジウム開催状況

平成 25 年 9 月 3 日（火）・平成 25 年 9 月 4 日（水）

平成 25 年度大阪大学ファカルティ・ディベロップメント(FD)研修

平成 26 年 2 月 13 日（木） 法学研究科・高等司法研究科・国際公共政策研究科・知的財産センター
FD 委員会主催

宇佐美誠氏（京都大学大学院地球環境学堂教授）「討論型授業のすゝめ——法学教育の新たな一形態」

平成 26 年 7 月 17 日（木） 法学研究科 FD 委員会主催

「演習・少人数教育の工夫にかんする懇談会」

平成 26 年 9 月 4 日（木）・平成 26 年 9 月 9 日（火）

平成 26 年度大阪大学ファカルティ・ディベロップメント(FD)フォーラム

平成 27 年 9 月 7 日（月）・平成 27 年 9 月 8 日（火）

平成 27 年度大阪大学ファカルティ・ディベロップメント(FD)フォーラム

平成 28 年 2 月 11 日（木） 大阪大学教育学習支援センター主催

コースデザインワークショップ

平成 28 年 9 月 12 日（月）・平成 28 年 9 月 13 日（火）

平成 28 年度大阪大学ファカルティ・ディベロップメント(FD)フォーラム

平成 29 年 9 月 20 日・平成 29 年 9 月 21 日（木）

平成 29 年度大阪大学ファカルティ・ディベロップメント(FD)フォーラム

（出典：高等司法研究科 FD・教育企画委員会保管資料）

（6）研究者教員の実務上の知見や実務家教員の教育上の知見を補うための機会の確保

本研究科においては、研究者教員が実務上の知見を得るため、また、実務家教員が教育方法に関する知見を得るため、授業見学会における研究者教員・実務家教員の相互の授業見学の機会を設ける他、実務家教員と研究者教員が授業を共同で担当することを通じて実践的な研鑽としている。また、研究者教員に対し、法科大学院協会が毎年司法研修所と協力して実施する、司法修習における集合修習の授業見学及び司法研修所との意見交換を内容とする教員研修について全員にアナウンスし、実務上の知見を補う機会を保障している。

【解釈指針 5－1－1－1】 【解釈指針 5－1－1－3】

2 特長及び課題等

1) 特長

（1）授業改善のための取組として、学生のアンケート等の意見聴取や教員相互の見学会を本研究科の創設以来継続的に実施していることに加え、関西大学の法科大学院との連携による相互の授業見学会を導入し、さらに、他大学の教員を講師として招へいし、そのモデル授業を見学した上で意見交換を行うといった研修会を定期的を開催するなど、先進的な取組を行っている。

（2）学生アンケートや授業見学会・モデル授業による研修会の成果を教授会や教員会議の場で提示し、全教員で情報を共有している。

2) 課題

学生による授業改善アンケートや授業見学会の実効性確保又はいわゆるマンネリ化防止が、今後取り組むべき課題である。授業に対する学生の評価は年の経過とともに変化していることが確かめられている。以前であれば高い評価を受けた授業が、数年後に評価が下がることがある。その変化を的確につかみ取るのに、学生アンケートや授業見学会が役に立たないわけではないとしても、それだけではなお十分ではない。今のところ、学生アンケートの様式に手を加えたり、授業見学会において教員が留意すべき視点の変更を試みたりすることで、状況の変化に対応しようと努めているが、既存の手法を修正するだけにとどまらず、新たな手法を開発する必要がある。

第6章 入学者選抜等

1 基準ごとの分析

6-1 入学者受入

基準6-1-1

法科大学院は、公平性、開放性及び多様性の確保を前提として、各法科大学院の教育の理念及び目標に照らして、入学者受入方針（アドミッション・ポリシー）を設定していること。

（基準6-1-1に係る状況）

本研究科は、本研究科の理念及び目標に照らして、入学者受入方針（アドミッション・ポリシー）を設定している。《別添資料 14-⑤ アドミッション・ポリシー》本研究科の入学者受入方針は、本研究科ウェブサイト（<http://www.lawschool.osaka-u.ac.jp/entrance/index.html>）において公表するとともに、学生募集要項への掲載や学内外で実施する入試説明会を通じて周知に努めている《別添資料 4-① 平成 30 年度大阪大学大学院高等司法研究科（法科大学院）学生募集要項》《資料 6-1-1-①》。

本研究科の入学者受入方針は、教育理念、それを実現するための教育プログラムや求める学生像を設定したうえで、出身学部等を問わず、広く法曹志望者に門戸を開き、「多面的・総合的評価」による選抜を行い、また、多様な知識と経験を有する学生を確保することである。特に、多様性の確保のため、社会人や他学部等出身者を対象にする「特別選抜（社会人等）」を実施してきたが、それに加え、平成 31 年度入試から、外国語能力に優れた者を対象にする「特別選抜（グローバル法曹）」を実施することにしている。以上の入学者受入方針は、「公平性」「開放性」「多様性」の確保を重視するものである。

資料 6-1-1-① 入試説明会実施状況（平成 29 年度実施分）

日程	内容（実施場所）	参加者数
平成 29 年 4 月 3 日	法科大学院説明会（箕面キャンパス）	80 人程度
平成 29 年 4 月 13 日	法学既修者向け入試ガイダンス（豊中キャンパス）	18 人
平成 29 年 4 月 28 日	法学既修者向け入試ガイダンス（豊中キャンパス）	33 人
平成 29 年 5 月 24 日	入試説明会（鹿児島大学）	5 人
平成 29 年 6 月 16 日	入試説明会（静岡大学）	個別ブース 4 人
平成 29 年 6 月 24 日	ロースクール進学合同説明会（辰巳法律研究所東京本校）	個別ブース 6 人
平成 29 年 6 月 25 日	法学未修者・社会人向け入試ガイダンス（大阪市北区）	16 人
平成 29 年 6 月 25 日	新聞社主催の合同説明会への参加（大阪市北区）	個別ブース 27 人
平成 29 年 7 月 1 日	入試説明会（京都女子大学）	個別ブース 5 人
平成 29 年 7 月 4 日	入試説明会（熊本大学）	個別ブース 11 人

平成 29 年 7 月 5 日	模擬授業・入試説明会（島根大学）	模 擬 授 業：120 人程度、入 試 説 明 会：40 人程度
平成 29 年 7 月 8 日	ロースクール進学合同説明会（辰巳法律研究所名古屋本校）	個別ブース 0 人
平成 29 年 7 月 8 日	ロースクール進学合同説明会（辰巳法律研究所大阪本校）	個別ブース 7 人
平成 29 年 9 月 14 日	入試説明会・施設見学ガイド（豊中キャンパス）	15 人
平成 29 年 12 月 15 日	法学部 3 年次特別選抜 B 日程説明会（豊中キャンパス）	0 人
平成 29 年 12 月 22 日	法科大学院進学相談会（豊中キャンパス）	3 人

（出典：高等司法研究科教務係保管資料）

基準 6－1－2

法科大学院には、入学者の適性及び能力等の評価、その他の入学者受入に係る業務（法学既修者の認定に係る業務を含む。）を行うための責任ある体制が整備されていること。

（基準 6－1－2 に係る状況）

本研究科は、入試業務（一般選抜・法学既修者コース入試における法学既修者の認定に係る業務を含む）の実施体制として、高等司法研究科アドミッション委員会を設置したうえ、同委員会が作成し、教授会において周知している各選抜の実施要領によって、責任体制と業務分担を明確にしている。すなわち、研究科長を総括責任者とし、副研究科長を実施責任者、事務部の事務長を事務実施責任者とすることで、研究科全体で取組む体制を確立している。《別添資料 14-④ 本研究科アドミッション委員会内規》《別添資料 14-② 平成 30 年度入学者選抜実施要領関係資料（特別選抜実施要項、一般選抜実施要項）》

基準 6－1－3

各法科大学院の入学者受入方針に照らして、入学者選抜における公平性及び開放性が確保されていること。

（基準 6－1－3 に係る状況）

（1）入学者選抜の方法

本研究科は、本研究科の入学者受入方針に照らし、入学者選抜の方法として、適性及び能力等を的確かつ客観的に評価するために、公平性及び開放性を確保しつつ多面的で総合的に判定する方法をとっている。

具体的には、平成 29 年度入学者選抜（平成 28 年度実施）まで、入学定員 80 人のうち、20 人を特別選抜（社会人等）の募集定員、残り 60 人を一般選抜（法学未修者コース及び法学既修者コース）の募集定員として、多様な知識・経験を有する学生の確保に努めてきた。

特別選抜（社会人等）は、本研究科の入学者選抜試験の特徴をなす選抜方法であり、入学者受入方針に沿って、多様な知識・経験を有する学生を確保するため、社会人・他学部出身者を対象として入学者選抜を行うものである。特別選抜及び一般選抜のいずれにおいても、自校出身者に係る優遇措置は一切設けず、公平性及び開放性を確保している。また、一般選抜の第 2 次選抜試験の実施時期についても、近隣国立大学法科大学院の入試日程と

競合しないようにすることで、他大学出身者を含め、できるだけ広い受験機会を保障している。《別添資料 4-① 平成 30 年度大阪大学大学院高等司法研究科（法科大学院）学生募集要項》

また、平成 30 年度入学者選抜（平成 29 年度実施）から、意欲のある優秀な法学部生が早期に法曹の道を目指せるよう、特別選抜（法学部 3 年次生）を導入した。平成 30 年度入学者選抜における募集定員は 10 人（特別選抜（社会人等）は 15 人、一般選抜は 55 人）である。特別選抜（法学部 3 年次生）においても自校出身者に係る優遇措置は一切設けていない。《別添資料 4-① 平成 30 年度大阪大学大学院高等司法研究科（法科大学院）学生募集要項》

以上のように公平性及び開放性を確保した入学者選抜の結果、入学者に占める自校出身者の割合が著しく高くなるような状況はない。（《別添資料 14-① H26～H30 入学者選抜実施状況》中の出身大学学部別入学者数一覧を参照）【解釈指針 6－1－3－1（1）】

（2）入学者に対する寄附等の募集

本研究科は、入学者に対する寄附等の募集は行っていない。【解釈指針 6－1－3－1（2）】

（3）身体に障害がある受験者への配慮

身体に障害がある者の受験については、事前に申し出てもらうことにより、別室での受験、座席の配慮、試験時間の延長、試験問題用紙の拡大などの措置を講じることとしており、このような措置を講じることについては、募集要項にも明示している《資料 6-1-3-①》。【解釈指針 6－1－3－1（3）】

具体例として、腕に障害のある学生についてのパソコンによる答案作成の許可、視覚障害のある学生についての試験時間の延長・最寄り駅への付き添い、下肢障害のある学生に対する座席・椅子・手洗いの配慮などを実施した。

資料 6-1-3-① 平成 30 年度学生募集要項

1-2. 障がい等による配慮を希望する方について

平成 30 年度大阪大学大学院高等司法研究科への出願を検討している方の中で、障がい等があることを理由として、受験上及び修学上の特別の配慮を希望する方については、相談を受け付けておりますので、事前にご連絡ください。（連絡先は末尾の「問い合わせ先」を参照してください。）。

（出典：別添資料 4-① 平成 30 年度大阪大学大学院高等司法研究科（法科大学院）学生募集要項）

基準 6－1－4：重点基準

入学者選抜に当たっては、法科大学院において教育を受けるために必要な入学者の適性及び能力等が適確かつ客観的に評価されていること。

（基準 6－1－4 に係る状況）

（1）平成 30 年度入学者選抜（平成 29 年度実施）までの状況

本研究科の入学者選抜は、平成 29 年度入学者選抜（平成 28 年度実施）まで、特別選抜（社会人等）と一般選抜の区別に従い、また、以下の要素を点数化して行った。

特別選抜（社会人等）と一般選抜の双方について、適性試験、大学（学部）の成績、志望理由書等の書類審査を点数化して第 1 次選抜を行う。次に、第 2 次選抜として、特別選抜は面接試験の点数、一般選抜のうち法学未修者コースは小論文試験、法学既修者コースは法律科目試験の点数による選抜を行う。特別選抜（社会人等）においては表現力とコミ

コミュニケーション能力を、一般選抜においては論理的思考力、表現力を重視した入学者選抜を行うものである。面接試験や小論文試験は法律知識を問うものではなく、これを受験者にも周知している。各判定要素の配点は、募集要項等であらかじめ公表している。なお、適性試験が判断力、思考力、分析力、表現力を判定する試験であることから、適性試験の配点を比較的多くしていた。《別添資料 4-① 平成 29 年度大阪大学大学院高等司法研究科（法科大学院）学生募集要項》 各判定要素の点数化は、あらかじめ定めた基準に従って客観的かつ公平に行っている。例えば、《別添資料 14-⑦ 大学成績評価基準》は、大学の成績の点数化の方法であり、《別添資料 14-⑧ 志望理由書採点基準》は、志望理由書等の採点基準である。

以上の選抜方法に加え、平成 30 年度入学者選抜から特別選抜（法学部 3 年次生）を導入した。所定の単位を優秀な成績で修得したものと本研究科が認めた法律系学部 3 年次在学者のみに出願資格を認めるものであるが、選抜方法は従来の一般選抜（法学既修者コース）と概ね同様である。《別添資料 4-① 平成 30 年度大阪大学大学院高等司法研究科（法科大学院）学生募集要項》

【旧解釈指針 6-1-4-1】

なお、平成 29 年度及び平成 30 年度の入学者選抜（平成 28 年度及び平成 29 年度実施）においては、上記の特別選抜・一般選抜に加え、一般選抜にかかる第 2 次募集を実施したが、選抜方法は、未修者コースについて面接試験を行う他は、従来の一般選抜と同様である。《別添資料 4-② 平成 30 年度一般選抜【第 2 次募集】大阪大学大学院高等司法研究科（法科大学院）学生募集要項》【旧解釈指針 6-1-4-1】

適性試験の入学最低基準点として、平成 25 年度入学者選抜から、総受験者の下位から 15%程度の点数を設定し、募集要項において受験者に明示している。《別添資料 4-① 平成 30 年度大阪大学大学院高等司法研究科（法科大学院）学生募集要項》【旧解釈指針 6-1-4-2】

特別選抜や一般選抜（法学未修者）においては、法律学の知識及び能力の到達度を測ることができる試験の結果を加点事由としておらず、また、面接試験や小論文試験は、法律知識を問うものではなく、これを受験者にも周知しており、その他、法律学の知識及び能力の到達度を測ることができる試験の結果を加点事由としていない。《別添資料 4-② 平成 30 年度一般選抜【第 2 次募集】大阪大学大学院高等司法研究科（法科大学院）学生募集要項》《別添資料 14-③ 平成 30 年度入学者選抜試験問題》【旧解釈指針 6-1-4-3】

一般選抜（法学既修者コース）の入試科目（憲法、民法、商法、刑法、行政法、民事訴訟法、刑事訴訟法）及び出題範囲は、法学未修者コース 1 年次教育の科目及び範囲と一致している。特別選抜（法学部 3 年次生）は、法律科目試験としては 4 科目（憲法、民法、商法、刑法）のみで合格判定をするが、行政法、民事訴訟法、刑事訴訟法については既修者科目認定試験を行い、不合格科目については、法学未修者 1 年次に配当される必修の法律基本科目の履修を免除しないこととしている。《別添資料 4-② 平成 30 年度一般選抜【第 2 次募集】大阪大学大学院高等司法研究科（法科大学院）学生募集要項》【旧解釈指針 6-1-4-4】

（2）平成 31 年度入学者選抜（平成 30 年度実施予定）にかかる状況

平成 31 年度入学者選抜から、適性試験を用いないことにしたが、「法科大学院法学未修者等選抜ガイドライン」に配慮しつつ、適性試験が測ろうとした要素、すなわち、論理的判断力、分析的判断力、長文読解力、表現力を選抜試験において確認できるように試みることを予定している。具体的には、大学（学部）の成績、志望理由書に代替するものとし

て、客観的なエビデンスを志向する「法律家としての適性を明らかにする文書（仮称）」等の書類審査に加え、特別選抜（社会人等）については面接試験、一般選抜（未修者コース）については小論文試験、一般選抜（既修者コース）については法律科目試験を実施・工夫することを予定している。また、この年度の入試から、新たに「特別選抜（グローバル法曹）」（仮称）を導入し、外国語能力を重視しつつ、特別選抜（社会人等）と同様に、面接試験を工夫して人材を確保することを予定している。《別添資料 4-③ 平成 31 年度大阪大学大学院高等司法研究科（法科大学院）学生募集要項》【解釈指針 6-1-4-1】

【解釈指針 6-1-4-2】及び【解釈指針 6-1-4-3】に係る状況は、平成 30 年度入学者選抜（平成 29 年度実施）の【旧解釈指針 6-1-4-3】及び【解釈指針 6-1-4-4】に係る記述と同様である。《別添資料 4-③ 平成 31 年度大阪大学大学院高等司法研究科（法科大学院）学生募集要項》

基準 6-1-5

入学者選抜に当たっては、多様な知識又は経験を有する者を入学させるよう努めていること。

（基準 6-1-5 に係る状況）

「基準 6-1-4 に係る状況」で述べた適性試験、面接試験、小論文試験の他に、本研究科の入学者選抜においては、大学（学部）の成績、及び志望理由書等の書類審査を合否判定に用いることで、一般選抜においても多様性の確保のための考慮をしている。

大学の成績は、出身学部にかかわらず、学生としてどれだけ真摯に勉学に取り組んだかを示す指標となるため、選抜にあたって考慮している。点数化にあたっては、法学部出身者を優遇する方法はとらず、学部、出身大学を問わないで優、良、可（A、B、C）の数で客観的に点数化する方法をとっている。《別添資料 14-⑦ 大学成績評価基準》

志望理由書については、法科大学院を志望する理由、将来のキャリア・プランを書かせることにより、志願者の問題関心の広さ、深さを判定する資料として考慮している。なお、志望理由書の評価にあたっては、資格、特技、他者の評価（推薦書）などを考慮している。

また、平成 31 年度入学者選抜（平成 30 年度実施）から、外国語能力に優れた学生を受け入れるため、特別選抜（グローバル法曹）を実施する。《別添資料 4-③ 平成 31 年度大阪大学大学院高等司法研究科（法科大学院）学生募集要項》【解釈指針 6-1-5-1（1）】

志望理由書の採点に際し、「多様性への寄与」を評価項目としているため、社会人の場合、職業経験等に根ざして書かれる志望理由書や資格等が相対的に高く評価され、他学部・他学科出身者の場合には、異なる分野から法曹を志すに至った動機等が明確に述べられている点が高く評価されることになる。そのため、志望理由書を合否判定の資料とすることが入学者の多様性確保につながっている《別添資料 14-⑧ 志望理由書採点基準》

《資料 6-1-5-①》。【解釈指針 6-1-5-1（2）】

今後も、他学部又は社会人出身者が入学を希望するような魅力的なカリキュラムの改革等、入試制度以外の側面でも、多様な知識又は経験を有する者の入学を促してゆく。

資料 6-1-5-① 入学者選抜実施状況

①他学部・ 他学科出身者	②社会人	③入学者	①・②の割合

平成 26 年度	11 人	8 人(8 人)	80 人	23.75%(23.75%)
平成 27 年度	10 人	4 人(4 人)	81 人	17.28%(17.28%)
平成 28 年度	6 人	7 人(7 人)	50 人	26.00%(26.00%)
平成 29 年度	8 人	10 人(10 人)	52 人	34.62%(34.62%)
平成 30 年度	7 人	3 人(5 人)	57 人	17.54%(21.05%)

※社会人であり、かつ、他学部等の出身者については、「②社会人」に算入している。なお、ここでいう社会人とは、出願時に3年以上の職歴を有する者をいい、単に職歴がある者という意味でとらえれば、各年度の社会人経験のある入学者数は、やや増加する（()内の数値）。

(出典：高等司法研究科教務係保管資料)

6-2 収容定員及び在籍者数等

基準 6-2-1

法科大学院の在籍者数については、収容定員を上回ることのないよう努めていること。また、在籍者数が収容定員を上回った場合には、この状態が恒常的なものとならないための措置が講じられていること。

(基準 6-2-1 に係る状況)

本研究科の入学定員は、1 学年 80 人であり、総収容定員は、240 人（ただし、法学既修者は2年次から入学するため、実質収容定員は 190 人）である。

平成 26 年度以降の各年度の入学者数は、平成 26 年度 80 人、平成 27 年度 81 人、平成 28 年度 50 人、平成 29 年度 52 人、平成 30 年度 64 人で、入学定員を上回ったのは、平成 27 年度の 1 人だけである。在籍者数は、平成 26 年度 232 人、平成 27 年度は 206 人、平成 28 年度は 180 人、平成 29 年度 143 人、平成 30 年度 145 人（見込み）であって、総収容定員を上回ったことはない。《別添資料 1-② 学生数の状況（様式 2）》【解釈指針 6-2-1-1】

基準 6-2-2

入学者受入において、所定の入学定員と著しく乖離していないこと。

(基準 6-2-2 に係る状況)

本研究科の入学定員は、平成 22 年度以降 80 人である。平成 26 年度以降の入学者選抜の実施状況は、《資料 6-2-2-①》のとおりである。

本研究科では、あらかじめ募集定員の 2 倍程度の合格者を決定し、辞退者が予測よりも多めに出た場合には、追加合格者を行うことで入学定員通りの入学手続者を確保するよう努めてきた。その結果、入学者数は、平成 27 年度までの各年度の入学者は、入学定員とほぼ同数であった。【解釈指針 6-2-2-1】

しかしながら、全国的な法科大学院志願者数の減少を受け、平成 28 年度以降は入学定員を逆に充足できない状況となっている。5 年の評価期間中に入学定員充足率が 50%を下回った年も、入学者数が 10 名を下回った年もないが、適正な入学者数の確保が急務となって

いる。【解釈指針6-2-2-2】【解釈指針6-2-2-3】

このため、高等司法研究科運営委員会及びアドミッション委員会が中心になって、次のような措置を講じている。まず、広報活動の充実のため、研究科ウェブサイトや研究科案内（別添資料3）の充実、入試ポスターの作成、入試説明会の拡大（特に法科大学院を廃止した大学や他学部での実施）《資料6-1-1-①》を行っている。また、入試制度の改革として、平成28年度から特別選抜（社会人等）につき東京会場入試を開始し、平成29年度から一般選抜にも拡大し、さらに、平成30年度から特別選抜（法学部3年次生）の新設を行った。その結果、平成30年度においては定員の71パーセントの入学者を確保することができた。【解釈指針6-2-2-1】

資料6-2-2-① 入学試験実施状況

	志願者数	第1次選抜 合格者数	受験者数	最終 合格者数	入学者数
平成26年度	419人	385人	392人	195人	80人
平成27年度	421人	376人	397人	190人	81人
平成28年度	312人	312人	288人	144人	50人
平成29年度	374人	374人	329人	164人	52人
平成30年度	355人	355人	298人	149人	57人

<競争倍率>

平成26年度	2.0倍
平成27年度	2.1倍
平成28年度	2.0倍
平成29年度	2.0倍
平成30年度	2.0倍

※「受験者数」は、志願者数から第2次選抜試験の欠席者数を減じた数である。

※「競争倍率」は、合格者に対する受験者数の割合である。

（出典：高等司法研究科教務係保管資料）

基準6-2-3：重点基準

在籍者数、入学者選抜における競争倍率、専任教員数、修了者の進路及び活動状況等を総合的に考慮し、入学定員の見直しを含む入学者選抜の改善への取組が適宜行われていること。

（基準6-2-3に係る状況）

本研究科の入学者選抜における競争倍率は、《資料6-2-2-①》のとおりである。年度ごと、選抜方法ごとのばらつきはあるものの、競争倍率が2倍を下回る年度は5年の評価期間中に1度もなく、競争性を確保している。【解釈指針6-2-3-1】【解釈指針6-

2-3-2】

平成 22 年度に入学定員を 100 人から 80 人に削減したが、ほぼ従前通りの専任教員数を維持している。《別添資料 1-④ 教員一覧（様式 3）》《別添資料 1-⑤ 科目別専任教員数一覧（様式 4）》 また、基準 1-1-2 に係る状況において述べたように、修了生の司法試験合格率をみると、合格率が全国平均を下回った年度はなく、また、累積合格率も 60% に達しており《別添資料 1-③ 司法試験合格状況（様式 2-2）》、多数の修了生が法曹その他の専門的な法律知識を必要とする職域で活動している。

平成 28 年度以降、全国的な法科大学院入学希望者減少の影響で、入学定員を充足しない状況が続いているが、基準 6-2-2 に係る状況においても述べたように、運営委員会及びアドミッション委員会を中心に、入試制度や広報活動の改善の取組を継続的に行っており、平成 30 年度入試選抜においては、定員の 71% の入学者を確保し、上昇傾向にある。

2 特長及び課題等

1) 特長

（1）社会人、他学部・他学科出身者を対象とする特別選抜を実施していることは、多様な人材の確保を目指すアドミッション・ポリシーの具現化である。設立当初に比べればその比率は低下したものの、全国的に他学部・他学科、社会人出身の法科大学院志望者が激減している中でなお、相当の割合の他学部・他学科、社会人出身者を入学者として受け入れている。

（2）受験機会の保障という観点から、本研究科の入試日程は、他の近隣国立大学法科大学院と本学高等司法研究科の両方を受験できるように配慮して設定している。

（3）平成 30 年度入学者選抜より、法学部 3 年と法科大学院 2 年を合わせた 5 年間の法曹養成教育の確立・充実、学部と法科大学院の連携によるより魅力的な法曹養成コースの創設につなげるため、特別選抜（法学部 3 年次生）を新設した。

（4）平成 31 年度入学者選抜より、多様な人材を受け入れ、社会のグローバル化に対応すべく、外国語能力に優れた学生を対象とする特別選抜（グローバル法曹）を実施することとしている。

2) 課題

（1）平成 28 年度から入学者数が入学定員を下回る状態が続いており、入学定員との乖離が生じないよう、引き続き努力する必要がある。

第7章 学生の支援体制

1 基準ごとの分析

7-1 学習支援

基準7-1-1

各法科大学院の教育の理念及び目標に照らして、学生が課程の履修に専念して教育課程上の成果を上げることができるよう、学習支援の体制が十分に整備されていること。

(基準7-1-1に係る状況)

本研究科は、法学研究科と共同で学生支援室を設置し、専門の職員1名を配置、後述する学生に対するキャリア支援、経済的・生活的支援を行っている。そして、高等司法研究科固有の入学前及び入学後の学習支援を企画検討実施する学習サポート委員会（専任教員4名と教務係員1名）を置き、学習支援の体制を整えている。このような体制の下で、以下のような学習支援を行っている。

1. 入学前・入学時・在学中の履修指導全般について

本研究科は、以下のように履修指導を行っている。【解釈指針7-1-1-1】

(1) 入学前の履修指導

本研究科ウェブサイト内に「合格者専用ページ」を開設し、入学前になすべき自主学習の内容、本研究科の教育体制等を案内している《資料7-1-1-①》《資料7-1-1-②》。

特に法学未修者は入学後の授業に不安を抱く者が多いことから、入学前の自主的な学習の指針を提示する目的で、1年生配当の必修科目に関して、授業科目ごとに入学予定者が「事前学習」としてなすべきことを説明している。その内容は、入学後の授業を見据えた学習目標の提示、及び自主学習に適した教科書等の文献の適示を主な内容としている。

《資料7-1-1-③》法学既修者についても、平成24年度より、すべての選択科目について「事前学習」を行っている《資料7-1-1-④》。【解釈指針7-1-1-2】

資料 7-1-1-① 合格者専用ページ（イメージ）

学習の準備

■科目選択の指針3（環境法・国際法・国際私法）

2018/02/23：事務室（教務係）

司法試験の科目選択の指針となるような情報をお知らせします。

今回は「環境法」「国際法」「国際私法」です。

≫続きを読む

事務室からのお知らせ

■【関西大学】科目別集中オリエンテーションについて

2018/02/21：事務室（教務係）

高等司法研究科

入学予定者 各位

入学予定者向けの導入企画として、本学の「スプリングスクール」（入学前準備講座）を既にご案内していますが、関西大学が企画する「科目別集中オリエンテーション」についても受講いただけます。

希望者は下記の要領で申し込んでください。

【日時・科目】

2018年3月24日（土）

10:40～16:10 憲法（木下 智史 教授）

16:20～17:50 要件事実講座（森 宏司 教授）

2018年3月26日（月）

09:00～17:50 民法(1)（下村 正明 教授）

2018年3月27日（火）

09:00～12:10 刑法(1)（川口 浩一 教授）

13:00～16:10 刑事訴訟法（山名 京子 教授）

2018年3月28日（水）

10:40～12:10 刑法(2)（川口 浩一 教授）

13:00～17:50 民事訴訟法（春日 達知郎 教授）

2018年3月29日（木）

09:00～17:50 民法(2)（下村 正明 教授）

2018年3月30日（金）

09:00～17:50 民法(3)（下村 正明 教授）

【場 所】

関西大学千里山キャンパス 以文館（大阪府吹田市山手町3丁目3番35号）

【申込方法】

高等司法研究科教務係(kousikyomu@lawschool.osaka-u.ac.jp)あてメールで申し込んでください。（件名を「関西大学科目別集中オリエンテーション参加希望」とし、本文に「受験番号、氏名、希望科目」を記載）

【申込期限】平成30年3月16日（金）

※実施内容については確定次第お知らせいたします。

※大阪大学高等司法研究科と関西大学法科大学院は、平成27年9月に協定を締結し、相互に連携して皆さんの学習をサポートしています。

事務室からのお知らせ

■【スプリングスクール】「法律文書の書き方」事前課題および懇親会について

（出典：本研究科ウェブサイト合格者専用ページ）

資料 7-1-1-② 平成30年度合格者専用ページ掲載記事一覧（H29.10/24から公開）

月日	カテゴリ	掲載内容
10/24	オリエンテーション	特別選抜（社会人等）合格者のみなさまへ（研究科長挨拶）
10/24	事務連絡	合格者へのみなさまへ
11/21	オリエンテーション	一般選抜・特別選抜（法学部3年次生）合格者のみなさまへ（研究科長挨拶）
12/14	オリエンテーション	在校生からのメッセージ「キャンパスはどんなところ？」
12/14	オリエンテーション	在校生からのメッセージ「法科大学院生(1年生)の日常」
12/14	事務連絡	合格者専用ページを用いた入学に備えた事前学習案内の告知
12/21	オリエンテーション	在校生からのメッセージ「キャンパスの紹介」
12/21	オリエンテーション	在校生からのメッセージ「法科大学院生(2年生)の日常」
12/21	事前学習	1年次科目概要について
12/22	事務連絡	「入学手続完了のお知らせ」について
12/28	オリエンテーション	在校生からのメッセージ「キャンパスの紹介（最寄り駅など周辺情報）」
12/28	オリエンテーション	在校生からのメッセージ「入学までの学習についてのアドバイス」
12/28	事務連絡	入学予定者のみなさんへ
1/11	オリエンテーション	在校生からのメッセージ「ロースクール棟（豊中総合学館）」
1/11	オリエンテーション	在校生からのメッセージ「ロースクールの授業について」
1/11	事前学習	法律や判例の読み方
1/11	事前学習	書籍情報
1/15	事前学習	憲法1
1/18	オリエンテーション	在校生からのメッセージ「ロースクールの授業について」
1/18	オリエンテーション	在校生からのメッセージ「修了生から新入生に伝えたいこと」
1/18	事前学習	憲法2
1/22	事前学習	民法1
1/29	事前学習	刑法1
1/30	事務連絡	2018年スプリングスクール（入学前準備講座）のご案内
2/1	事前学習	刑法2
2/8	事前学習	科目選択の指針1（倒産法・租税法）
2/15	事前学習	科目選択の指針2（知的財産法・労働法・経済法）
2/21	事務連絡	【スプリングスクール】「法律文書の書き方」事前課題および懇親会について
2/21	事務連絡	【関西大学】科目別集中オリエンテーションについて

2/23	事前学習	科目選択の指針3（環境法・国際法・国際私法）
2/28	事務連絡	【スプリングスクール】「憲法」予習事項について

（出典：高等司法研究科教務係保管資料）

資料 7-1-1-③ 合格者専用ページ H29/12/21 公開「1 年次科目概要について」及び具体例としての「民法」

入学予定者のみなさんへ

大阪大学高等司法研究科 アドミッション委員会

1 年次に配当される科目の概要、各科目について入学までの学習準備として何が必要か、といったことがらを紹介します。

今回は

☐ 公法（憲法基礎・行政法基礎）

☐ 民法（民法基礎）

☐ 商法（会社法基礎）

☐ 民事訴訟法（民事訴訟法基礎）

☐ 刑法（刑法基礎）

☐ 刑事訴訟法（刑事訴訟法基礎）

を紹介します。（↑上記の各科目をクリックしてください。）

本研究科のカリキュラムは、法律基本科目について、「基礎→応用→総合」と着実に知識と能力を積み上げていくことができるような段階的履修モデルを提供しています。1 年次の科目だけでなく 2 年次以降の科目の学習内容、各学年での科目配当についても本研究科のホームページで確認しておいてください。

※以下は、上記「☐ 民法（民法基礎）」をクリックした後の画面

☐ 民法（民法基礎）

1. 科目の概要

1 年次では、春～夏学期で民法基礎 1・2 を勉強し、秋～冬学期で民法基礎 3・4 を勉強します。ここで、民法の全体像を概観すると同時に、基礎固めをします。各授業科目で扱う領域は、次のとおりです。

民法基礎 1

民法総則および物権（担保物権を除いた部分）が講義の範囲です。

権利の主体、客体、権利変動原因（法律行為及び時効）を、主に契約を念頭に置いて学びます。さらに所有権と占有権を中心とした物権概念を明らかにし、物権の変動、物権的請求権などについて基礎的な理解が得られるようにします。

民法基礎 2

債権各論が講義の範囲です。

最初に契約をめぐる様々な問題を扱い、次に契約と並んで債権発生原因となる不法行為を扱い、最後に事務管理、不当利得の問題を扱います。

民法基礎 3

債権総論と担保物権が講義の範囲です。

物権と並んで財産法の基礎をなす債権をめぐる問題を体系的に理解ができるようにし、債権の履行確保手段としての担保物権に関する基礎的な理解が得られるようにします。

民法基礎 4

親族と相続が講義の範囲です。

婚姻・離婚といった夫婦の関係、親子の関係のほか、財産の相続をめぐる問題を扱います。

2. あらかじめ読んでおくことが望ましい文献

すでにご存じの方も多いと思いますが、2017年5月26日、「民法の一部を改正する法律」が成立しました（同年6月2日公布）。法律名では「一部」と表記されていますが、改正対象は債権法全体に及び、わが国で民法が制定されてから最大規模の改正となります。下記3. で述べますように、2018年度に未修コースに入学される皆さんは、改正規定を前提として司法試験を受験されることになります（2018年の予備試験に合格し、2019年に司法試験を受験される方を除きます）。ところが、現時点（2017年12月時点）において、改正規定をベースにして執筆された教科書はほとんど刊行されておられません。以下では、これを踏まえて文献紹介を行います。

まず、法学部出身であるなど、すでに民法の教科書をお持ちの方は、その本をしっかりと精読しておかれることをお勧めします。ただし、民法総則・債権総論・債権各論（特に、契約法）については、大幅な改正が行われることにより、教科書の記述が妥当しない箇所が数多く存在します。従って、現時点での入学前学習としては、既存の教科書を読みつつ、潮見佳男『民法（債権関係）改正法の概要』（きんざい・2017年）などを用いて、どこがどう変わるのかを把握する必要があります（ただし、授業は改正規定を前提として行われますので、あまり神経質にならなくてもよいでしょう）。もっとも、民法総則は、債権法分野と比較すると改正の影響が少ない領域です（ただし、意思表示と時効については重要な改正が予定されています）、物権法・担保物権法はほとんど改正の対象となっておりませんので、まずはこれらの分野の教科書から読み、余裕があれば他の分野の教科書に取りかかるという方法もあり得るでしょう。とりわけ、民法総則と物権法は、民法基礎1（春～夏学期）において入学後すぐに学習を開始する分野となりますので、事前に理解を深めておくことは大変に有用です。

次に、これまで民法の勉強をしたことがない方は、手始めに、1冊で民法（またはその中の財産法）の全体をカバーする概説書や、民法の基礎的な考え方や仕組みについて平易に書かれたコンパクトな入門書を通読してみるとよいでしょう。民法改正に対応した書物としては、道垣内弘人『リーガルベイス民法入門（第2版）』（日本経済新聞社・2017年）がありますので、まずはこれを一読することをお勧めします。改正規定の詳細は入学後に勉強するという前提で、まずは、民法の全体像を理解・把握するように努めて下さい。

3. 入学までの学習上のアドバイス

上記2. で述べた「民法の一部を改正する法律」は、2020年1月1日または同年4月1日に施行されることが予想されています（施行日は政令で定められることになりますが、その政令はまだ制定されていません）。そうしますと、2018年度未修者コースに入学される皆さんが司法試験を受験する年（2021年5月）には、改正民法が施行されていることになりますので、司法試験も改正民法から出題されます。これを前提にして、以下で若干のアドバイスをを行います。

民法は条文数も多く、それぞれの条文が複雑に絡み合う世界で、これを完全に理解するためには大変な努力が必要です。そこで、まずは上のような概説書・入門書を通読してみましょう。分からない部分があっても、あまり気にせず、最初から最後まで全部を読んでみて、読み終えたらもう1度、読んでみましょう。そうすると、最初に読んで分からなかったところ分かるようになるかもしれません。このように、漆器に何度も漆を上塗りするように、2度・3度と繰り返し読むうちに、やがて理解が進み、バラバラに理解していたものの関連性が見えてきます。

また、民法（だけに限られませんが）の基本は、当然のことながら、条文です。本を読む際、手元に最新の六法を置いて、条文が出てくるとに内容を確認してください。最初から意識的に条文を暗記する必要はありませんが、これを繰り返すうちに、自然と条文が頭に入っていきます。また、条文を読むことにより、どの条文が改正の対象になっているのかを知ることができ、改正規定を前提として行われる授業を受講する際に注意すべきポイントが見えてくることにもなります。なお、六法はコンパクトなもので構いませんが、有斐閣、三省堂などから出版されている定評のあるものを使用されることをお勧めします（最新版であれば、改正規定も掲載されています）。近時は、スマートフォンのアプリやウェブサイトで条文を確認することができますが、期末試験や司法試験では本の六法しか使用できませんので、ご注意ください。

（出典：高等司法研究科ウェブサイト合格者専用ページ）

資料 7-1-1-④ 合格者専用ページ H30/2/15 公開「科目選択の指針 2（知的財産法・労働法・経済法）」

科目選択の指針 2（知的財産法・労働法・経済法）

2018/02/15：事務室（教務係）

司法試験の科目選択の指針となるような情報をお知らせします。

今回は「知的財産法」「労働法」「経済法」です。

●知的財産法

わが国は、知的財産立国を国家戦略の一つとして位置付け、知的財産の創出、保護と活用を、国をあげて取り組んでいます。その具体的な取り組みとして、実質的な特許裁判所機能の創出、法科大学院の設立による知的財産専門人材の育成などがあげられます。この国策が推進される中で、大阪大学は、わが国初の全学知財教育をする「知的財産センター」を設置し研究者教員に加え官・民から経験豊富な特任教授、非常勤講師を招いています。

この教授陣の最先端の叡知を集めたものが、高等司法研究科の「知的財産法」のカリキュラムとレジュメとなっています。

更に、臨床法実務教育を実施するために、「知的財産臨床法実務カリキュラム」の開発を行うとともに、その実習環境としてのリーガルクリニックとして「智適塾」を中之島センター内に開設しています。これらの教育を効率的・効果的に行うために、学内外の研究者等との連携を図り、得られた成果を基に知的財産法及び知的財産の活用等に必要な知識を修得させるための教育に求められる新たな教材や教育方法の開発を行い、また、情報基盤システムを整備し、e-ラーニングを用いた教育等を実施しうる環境となっています。

さて、知的財産法の科目を履修する心構えとして、各授業とも、2～3時間の予習、2～3時間の復習が行われることを予定して下さい。必ず十分な予習を行い、授業は、初めての知識を得る場ではなく、予習により自分が理解したことを確認し発展する場として臨んでください。予習としては、教科書の該当部分、事前配布資料及び関連する条文を2回は音読し、重要と思われる用語の単語帳を作成し、関連する資料（裁判例や文献）を読解してください。

また、疑問点をノートに記載して、自分なりの解答を用意して授業中に直すようにしてください。予習が十分であったか否かの判断基準は、授業が終わった時点で、自分で授業を担当できるようになっているかどうか（具体的には、自分で授業を行うことができる程度のノートが完成しているかどうか）です。

授業の後は、授業において確認し発展させた知識・理解を「固着」させるために、直ちに復習をしてください。上記の2～3時間の復習は、この復習のことを指すものですが、当然、その後も、継続的に、それまでに習得した知識・理解について復習をしてください。

「知的財産法1」・「知的財産法2」の教科書は、茶園成樹編『特許法』（有斐閣）・同編『著作権法』（有斐閣）ですが、知的財産法の入門書としては、田村善之『知的財産法』（有斐閣）や茶園成樹編『知的財産法入門』（有斐閣）がありますので、興味を持った方は試しに見てください。

（以下省略）

（出典：高等司法研究科ウェブサイト合格者専用ページ）

（2）開講前の履修指導

入学者に対して「新入生オリエンテーション・プログラム」を開催し、法学未修者・法学既修者の双方を対象として、本研究科の教育理念・目的の説明とともに、教育課程全般に関するガイダンスを行っている《資料 7-1-1-⑤》。【解釈指針 7-1-1-1】【解釈指針 7-1-1-2】

資料 7-1-1-⑤ 平成 30 年度新入生オリエンテーション・プログラム概要

大阪大学大学院高等司法研究科

新入生のためのオリエンテーション・プログラム
2018年4月2日(月)

◎ 午前の部

場所：豊中総合学館5階 501 講義室

9:30- 受付および資料配布

10:00-10:30 高等司法研究科長挨拶

知的基盤総合センター長挨拶

大阪大学法曹会長からのご挨拶

高等司法研究科同窓会会長からのご挨拶

法学部同窓会(青雲会)会長からのご挨拶

法学会入会案内

10:30-11:00 配布物についての説明

法科大学院の施設紹介など

◎ 新入生歓迎パーティー

場所：豊中総合学館4階 401 講義室

11:10-12:50 教員(非常勤講師を含む)・職員の紹介

教員・上級生を交えての軽食と歓談

◎ 午後の部

13:00-14:30 法科大学院の教育プログラムの概要の紹介

クラス編成、履修登録、時間割の説明

場所：豊中総合学館5階 501 講義室

14:40-16:40 「リサーチ&ライティング」第1回(情報リサーチ分野)

場所：サイバーメディアセンター豊中教育研究棟3階 CALL 第1教室

「リサーチ&ライティング」第1回(TKC利用ガイダンス)

場所：豊中総合学館5階 501 講義室

16:40-17:40 教科書販売

場所：豊中総合学館4階 401 講義室

(出典：新入生オリエンテーション・プログラム(通知))

(3) 在学中の履修指導

在学中の学生(法学未修者2・3年次、法学既修者3年次)に対しては、《別添資料5 平成30年度学生ハンドブック》を配布して、履修方法等の周知を図っている。これに加えて、次年度の開講科目、成績評価、履修上の重要な変更点に関する情報を、大阪大学学務情報システム(KOAN)の掲示板に掲載するとともに文書で通知している。

2. 在学中の個別の学習相談・助言等

本研究科では、コンタクト・ティーチャー(コンティ)制度を設けている《資料7-1-1-⑥》。この制度においては、原則としてすべての教員が、コンタクト・ティーチャーとして、各学年3~5名の学生を担当し、各教員が、春~夏学期と秋~冬学期に、少なくとも各1回、自らが担当する学生と面談を行う。そして、その結果得た学生の学習状況等を、Web上の「学生カルテ」に該当するコンタクト・チャートに記録し、教員間で共有できるようにしている。コンタクト・チャートは、入試成績、履修状況、成績表、素点順位、GPA、面談記録、個別コメントを含んでおり、これを学生指導のための基礎資料として活用している《資料7-1-1-⑦》。【解釈指針7-1-1-1】

資料7-1-1-⑥ コンティ制度の目的

コンティナー制度は、以下の3点を目的としています。

第一に、学生ひとりひとりが、自身として成り立つことをサポートするための仕組みです。したがって、学生一人ひとりが教員との対話を通じて自分の学習状況を自己点検・評価し、学習の改善を図っていくことが出発点となります。

第二に、コンタクト・ティーチャーは、そうした学生たちの、自己点検・評価を通じて自己を実現しようとする営為に対して、定期面談等を通じてサポートします。

第三に、そうした学生と教員との間の対話を記録し、必要なことがらについては、研究科として適切に共有し、学生の実情に即した教育基盤整備を進めるための材料としていきます。

(出典：平成29年度秋～冬2学期コンティナー定期面談実施要領)

資料 7-1-1-⑦ コンタクトチャート Web 画面

基本情報

基本情報

履歴状況

素点成績表

成績情報

入部成績

備記情報

基本情報

学籍番号

34A19999

氏名

高等 太郎

フリガナ

コトウ タロウ

学年

3年生

在籍時期

在学

所属

高等司法研究科法科大学院の課程法務専攻(法学専修)

担当教員

下村 眞美

性別

男

入学時の年齢

22歳

出身大学・学部

鹿児島大学文学部

法学専修の特別選抜区分

職歴

コメント

登録

最新コメント

履歴

該当の情報が存在しません。

履修状況

科目群	授業コード	授業名	選択/必須	単位	担当教員
法律基本科目 公法系科目	34605E	行政法応用1E	選択必修	2	高橋 明男
法律基本科目 公法系科目	34607N	公法総合演習N	選択	2	棟居 快行
法律基本科目 民事系科目	34625K	民事訴訟法応用2K	必修	2	下村 眞美
法律実務基礎科目	34701N	刑事法律文書作成1	選択必修	2	奥谷 千織
法律実務基礎科目	34702N	刑事法律文書作成2	選択必修	2	奥谷 千織
法律実務基礎科目	34707N	模擬裁判(刑事)	選択必修	2	水谷 規男
法律実務基礎科目	34710N	エクスターニシップ1	選択必修	2	塩野 隆史
基礎法学 隣接科目	34324N	法社会学N	選択必修	2	福井 康太
展開・先端科目 A	34402N	環境法	選択必修	2	松本 和彦
展開・先端科目 A	34909N	労働法演習	選択必修	2	山田 長伸

素点成績表（明細）

科目群	科目 *	単位	素点	評価	修得期
法律基本科目 公法系科目	憲法基礎1	2	71	B	2010年度2学期
法律基本科目 公法系科目	憲法基礎2	2	70	B	2010年度1学期
法律基本科目 公法系科目	憲法応用	2	80	A	2011年度1学期
法律基本科目 公法系科目	行政法基礎	2	81	A	2010年度2学期
法律基本科目 公法系科目	行政法応用2	2	76	B	2011年度2学期
法律基本科目 民事系科目	民法基礎1	4	83	A	2010年度1学期
法律基本科目 民事系科目	民法基礎2	4	70	B	2010年度1学期
法律基本科目 民事系科目	民法基礎3	4	82	A	2010年度2学期
法律基本科目 民事系科目	民法基礎4	2	81	A	2011年度2学期
法律基本科目 民事系科目	民法応用1	2	80	A	2011年度1学期
法律基本科目 民事系科目	民法応用2	2	86	A	2011年度1学期
法律基本科目 民事系科目	会社法基礎	4	79	B	2010年度2学期

成績情報

年目	【学期ごとの素点平均点】						【入学時からの通算成績・順位】						留年等の情報
	1学期		2学期		通年		1学期			2学期			
	素点	GPA	素点	GPA	素点	順位	素点	GPA	順位	素点	GPA	順位	
1年目	69.750	1.81	64.100	1.4	66.611	32/37	69.750	1.81	24/31	66.611	1.58	28/40	
2年目	65.000	1.31	63.889	1.28	64.412	58/65	66.115	1.5	52/56	65.543	1.44	56/66	
3年目	70.625	1.88	70.600	2.0	70.615	45/60	66.488	1.52	51/54	66.917	1.57	54/60	
4年目													

入試情報

入試成績													
適性試験	大学成績	志望理由書	面接	小論文	一般必修・特別選抜総合得点	憲法	行政法	商法	民事訴訟	民法	刑法	刑事訴訟	既修者総合得点
88	6	7	25	0	80	0	0	0	0	0	0	0	38

面談情報

基本情報	履歴状況	素点成績表	成績情報	入試成績	面談情報
面談情報					
面談／所見記録					
法科大学院進学前の学習状況		法科大学院進学前の法学の学習を総括は？ [10文字 / 250文字]			
		法律学習歴 [47文字 / 250文字]			
		出身大学・出身ゼミ等 [40文字 / 250文字]			
法科大学院入試と大阪大学高等司法研究科入試について		法科大学院の入試に向けてどんな準備をしましたか？ [41文字 / 250文字]			
		受験した大学と合格を教えてください [23文字 / 250文字]			
		高等司法研究科の入試のあり方について [41文字 / 250文字]			
所見記録1	面談・教員会議等実施日	2010年05月18日 00時00分 定期面談実施			
	所見記入者名	教員 テスト1			
	面談時の所見				
所見記録2	面談・教員会議等実施日	2010年12月18日 00時00分 定期面談実施			
	所見記入者名	教員 テスト1			
	面談時の所見				
	面談・教員会議等実施日	2011年05月17日 00時00分 定期面談実施			
	所見記入者名	教員 由紀			
	面談時の所見				

(出典：コンタクトチャート Web 画面)

3. 入学時の導入教育及びその後の法学未修者に対する配慮の実施

この点に関しては、以下の3つの取組みを行っている。

(1) スプリングスクール

正課授業への橋渡しとしての入学前教育については、以下のように、憲法・民法・刑法の3基本科目、及び「法律文書の書き方」に関する導入講座を3月に実施している《資料7-1-1-⑧》。

内容は各分野について、学習の進め方などのガイダンス的なものからスタートし、1学期の正課授業との関係を意識して、まずは全体像をとらえることに重点を置いている。法学既修者入学生にも受講を可能な限り受講するよう勧奨し、新入生全体に対する法科大学院教育導入としての役割を持たせている。【解釈指針7-1-1-2】

資料 7-1-1-⑧ スプリングスクール実施状況

対象者	科目名	講師	期日	コマ数	参加者数
平成 26 年度 入学者対象	憲法	丸山 敦裕 教授 甲南大学法科大学院	平成 26 年 3 月 6 日 (木) 平成 26 年 3 月 7 日 (金)	6	46
	民法	大久保 邦彦 教授 大阪大学国際公共政策研究科	平成 26 年 3 月 18 日 (火) 平成 26 年 3 月 19 日 (水)	6	36
	刑法	安田 拓人 教授 京都大学法学研究科	平成 26 年 3 月 10 日 (月) 平成 26 年 3 月 17 日 (月)	6	48
	法律文書の書き方	木山 泰嗣 弁護士 鳥飼総合法律事務所	平成 26 年 3 月 26 日 (水)	2	不明
平成 27 年度 入学者対象	憲法	片桐 直人 准教授 近畿大学法学部	平成 27 年 3 月 4 日 (水) 平成 27 年 3 月 5 日 (木)	4	56
	民法	山本 周平 准教授 北海道大学法学研究科	平成 27 年 3 月 23 日 (月) 平成 27 年 3 月 24 日 (火)	6	37
	刑法	飯島 暢 教授 関西大学法学部	平成 27 年 3 月 17 日 (火) 平成 27 年 3 月 18 日 (水)	4	47
	法律文書の書き方	木山 泰嗣 弁護士 鳥飼総合法律事務所	平成 27 年 3 月 19 日 (木) 平成 27 年 3 月 20 日 (金)	4	51
平成 28 年度 入学者対象	憲法	中山 茂樹 教授 京都産業大学法務研究科	平成 28 年 3 月 18 日 (金) 平成 28 年 3 月 23 日 (水)	4	34
	民法	荻野 奈緒 准教授 同志社大学法学部	平成 28 年 3 月 16 日 (水) 平成 28 年 3 月 17 日 (木)	5	33
	刑法	安田 拓人 教授 京都大学法学研究科	平成 28 年 3 月 15 日 (火) 平成 28 年 3 月 24 日 (木)	4	42
	法律文書の書き方	木山 泰嗣 教授 青山学院大学法学部	平成 28 年 3 月 22 日 (火)	2	28
平成 29 年度 入学者対象	憲法	曾我部 真裕 教授 京都大学法学研究科	平成 29 年 3 月 7 日 (火) 平成 29 年 3 月 8 日 (水)	4	36
	民法	荻野 奈緒 准教授 同志社大学法学部	平成 29 年 3 月 13 日 (月) 平成 29 年 3 月 14 日 (火)	5	24
	刑法	安田 拓人 教授 京都大学法学研究科	平成 29 年 3 月 21 日 (火) 平成 29 年 3 月 24 日 (金)	4	24
	法律文書の書き方	木山 泰嗣 教授 青山学院大学法学部	平成 29 年 3 月 23 日 (木)	2	22

平成30年度 入学者対象	憲法	曾我部 真裕 教授 京都大学法学研究科	平成30年3月6日(火) 平成30年3月7日(水)	4	28
	民法	荻野 奈緒 准教授 同志社大学法学部	平成30年3月12日(月) 平成30年3月13日(火)	5	27
	刑法	安田 拓人 教授 京都大学法学研究科	平成30年3月15日(木) 平成30年3月20日(火)	4	30
	法律文書 の書き方	木山 泰嗣 教授 青山学院大学法学部	平成30年3月22日(木)	4	31

(出典：高等司法研究科教務係保管資料)

(2) 特待修了生による「試験前」学習相談会

法科大学院の教育課程において、初めての定期試験で躓く学生が散見されることから、前年度成績上位20名修了した特待修了生をアドバイザーとして、新入生にとって初めての期末試験の直前に学習相談会（本研究科定期試験の過去問を用いたレクチャー）を開催し、未修者、そして既修者の新入生に対して、法科大学院の学習の進め方について配慮している《資料7-1-1-⑨》。【解釈指針7-1-1-2】

資料7-1-1-⑨ 新入生に対する期末「試験前」学習相談会の実施

平成29年5月25日

高等司法研究科 学生各位

高等司法研究科教務係

特待修了生による「試験前」学習相談会について

標記のことについて、特待修了生が、期末試験に向けた皆さんの学習を支援するため、春～夏学期の授業に関する学習相談会を開催します。

内容は科目により異なりますが、答案添削や答案の書き方についてのレクチャー、質問に対する解説等を行います。相談会の実施スケジュールは後日お知らせいたします。

実施にあたり、参加者には事前課題の提出をお願いしますので、下記にしたがって提出してください。

特に今回初めて期末試験を受ける新入生の方は、ぜひとも有効に活用してください。

【実施科目と事前課題】

配当年次	要件科目名	科目区分	事前課題
1年次	憲法基礎1	法律基本科目	平成28年度第1学期期末試験過去問 (掲載場所)※ 大阪大学授業支援システム(CLE) →コースコンテンツ →期末試験問題(H20-1～) →平成28年度第1学期期末試験問題
	民法基礎1	法律基本科目	
	民法基礎2	法律基本科目	
	刑法基礎1	法律基本科目	
2年次	憲法応用	法律基本科目	※「行政法応用2(行政救済法)」のみ、開講学期が昨年度から変更になっていますので、「平成28年度第2学期期末試験問題」を参照してください。
	行政法応用2※	法律基本科目	
	民法応用1	法律基本科目	
	会社法応用1	法律基本科目	
	刑事訴訟法応用	法律基本科目	
3年次	裁判実務基礎(民事)	法律実務基礎科目	
	民事訴訟法応用2	法律基本科目	

【提出期限・提出先】

平成29年6月9日(金) 午前中 高等司法研究科教務係

【注意事項】

- ・解答用紙は教務係で配布します。
- ・事前答案を提出していなくても学習相談会には参加可能ですが、学習相談会の当日の添削はできません。

(出典：高等司法研究科教務係保管資料)

(3) 弁護士アドバイザーによる法学未修者勉強会支援

社会人・他学部出身の法学未修者にありがちな躓きに対応するため、社会人・他学部出身者を中心とした法学未修者少人数勉強会グループに、弁護士アドバイザーをチューターとして配置して月1～2回の勉強会を行うなど、特段の配慮を行っている。同チューターによるサポートは希望すれば、修了時まで受けることができるように配慮している《資料7-1-1-⑩》。【解釈指針7-1-1-2(2)】

資料7-1-1-⑩ 法学未修者を中心とする勉強会のサポート実績

年度	学期	勉強会グループ数	参加学生数	弁護士アドバイザー数
平成25年度	第1学期	5	29	5
	第2学期	8	44	8
平成26年度	第1学期	13	67	13
	第2学期	16	85	16
平成27年度	第1学期	11	61	11
	第2学期	11	58	11
平成28年度	第1学期	12	57	12
	第2学期	9	44	9
平成29年度	春～夏学期	11	54	11
	秋～冬学期	9	45	9

(出典：高等司法研究科教務係保管資料)

4. オフィスアワーの実施

本研究科は、個別型（通常オフィスアワー）、受講者型（木曜オフィスアワー）という2種類のオフィスアワーを設け、実施にあたっては、その詳細を周知している。【解釈指針7-1-1-3】

(1) 個別型（通常オフィスアワー）

本研究科は、その創設から現在に至るまで、専任教員全員が週1コマ以上、授業時間以外にオフィスアワーを設け、学生の質問等に対応することとしている。各教員のオフィスアワーの時間帯、連絡方法等の一覧は、シラバスを通じて周知している。《別添資料8-①高等司法研究科シラバス》

(2) 受講者型（木曜オフィスアワー）

個別型オフィスアワーに加えて、木曜日午後の専任教員の授業が設定されていない時間帯（第3時限～第5時限）に受講者型のオフィスアワー（木曜オフィスアワー）を設定している。このオフィスアワーは、必修科目の授業担当教員が、当該科目の受講者を対象として行うものである《資料7-1-1-⑪》《資料7-1-1-⑫》。

資料 7-1-1-⑪ 木曜オフィスアワーの告知文（平成 29 年秋～冬学期）

高等司法研究科エクステンション・セミナーについて（秋～冬学期）

高等司法研究科では、授業での学修内容を補完し、かつ確実に定着させるために、下記のエクステンション・セミナーを実施します。

対象となっている学年の学生諸君は、授業内容の復習に役立てるように、積極的に参加してください。

名称	対象・時間	担当者	概要
木曜オフィスアワー 1 (ES-T hr1)	1 年次 木曜 3-6 限	秋～冬学期法律基本科目（必修科目）の担当教員（LS 専任教員のみ）	法律基本科目についてのフォローアップ授業（春～夏学期は「導入演習」で実施） 内容は、授業の進度にあわせ、担当者が決める。 例 1：判例百選の重要判例について、判旨を長めに読ませた上で、授業での基本論点の学習とリンクさせながら解説する。担当学生の報告形式も一部導入する。 例 2：前半は基本的事項に関する質問に充て、後半は応用編として事例問題演習の時間とする。
木曜オフィスアワー 2 (ES-T hr2)	2 年次以上 木曜 3-6 限	秋～冬学期法律基本科目（必修科目）の担当教員（LS 専任教員のみ）	法律基本科目（必修科目）については、通常のオフィスアワー以外に、各担当教員が、授業内容に即した補習・復習セミナーを学期中 3 回程度開催します。詳細については、日程と内容一覧表を別途掲示・配布します。

（出典：高等司法研究科教務係保管資料「高等司法研究科エクステンション・セミナーについて（秋～冬学期）」）

資料 7-1-1-⑫木曜オフィスアワー実施状況（平成 29 年春～夏学期）

2017年度春～夏学期

木曜オフィスアワー・プログラム実施日程について【2年次以上対象】

月日	時限	憲法応用 松本 和彦	行政法応用2 野呂 充	民法応用1 千葉 恵美子	会社法応用1 松尾 健一	民事訴訟法応用2 藤本 利一	刑事訴訟法応用 水谷 規男
対象学年		2年次以上	2年次以上	2年次以上	2年次以上	3年次	2年次以上
受講者数（正規生）		41名	46名	39名	41名	55名	49名
実施予定回数		3回	3回	3回	3回	3回	3回
4月20日(木)	3						
	4						
	5						
	6						
4月27日(木)	3						
	4	①L1					
	5						
	6						
5月11日(木)	3						
	4						
	5						①L7
	6						
5月18日(木)	3			①L1			
	4						
	5						
	6						
5月25日(木)	3		①L2				
	4						
	5						
	6						
6月1日(木)	3						
	4	②L1					
	5						②L7
	6						
6月8日(木)	3						
	4						
	5				①L2	①L7	
	6						
6月15日(木)	3			②L1			
	4						
	5						
	6						
6月22日(木)	3		②L2				
	4						
	5						③L7
	6						
6月29日(木)	3				②L2		
	4					②L7	
	5						
	6						
7月6日(木)	3						
	4	③L1					
	5					③L7	
	6						
7月13日(木)	3			③L1			
	4				③L2		
	5						
	6						
7月20日(木)	3		③L2				
	4						
	5						
	6						

（出典：高等司法研究科教務係保管資料）

5. 各種教育補助者（ティーチング・アシスタント）による学習支援の体制

本研究科は、全学規程に基づく TA・SA 制度と、本学修了生弁護士からなる「弁護士アドバイザー」とによる学習支援体制を整備している。

(1) TA・SA 制度の活用

教育補助者による学生に対する学習支援の体制として、大阪大学全体の TA・TF 制度には、スチューデント・アシスタント (SA)、ティーチング・アシスタント (TA)、ティーチング・フェロー (TF) の3区分がある《資料 7-1-1-⑬》。これらのうち、TF は、大学院生が補助的な教育業務を自ら計画し一定の自主性をもって行うことを想定するものであるため、本研究科では採用せず、SA と TA (平成 28 年度までの旧制度においてはジュニア・ティーチング・アシスタント [JTA]) を採用している。

本研究科における TA (平成 28 年度までの JTA) 及び SA の利用状況は、《資料 7-1-1-⑭》の通りである。なお、SA 及び TA (JTA) は、事務的作業ないし補助的な教育業務を行うにとどまり、また、弁護士アドバイザーも未修者を中心とした学習支援を行うものであり、受験技術の指導は行っていない。【解釈指針 7-1-1-4】 【解釈指針 7-1-1-5】

資料 7-1-1-⑬ 国立大学法人大阪大学 TA・TF 制度の概要

身分区分	業務内容
スチューデント・アシスタント【SA】	授業に付随する内容ではあるものの教育活動そのものには参画しない作業を担当
ティーチング・アシスタント【TA】	教員の教育上の指導のもと、教育活動における補助的な教育業務を支援する
ティーチング・フェロー【TF】	教員の教育上の指導のもと、補助的な教育業務の内容を自ら計画の上、授業等の進行管理をしながら展開して実施する

【TA・TF 制度とは】

大阪大学の TA・TF 制度は、修業年限を 6 年としている学科をおく学部 5 年次以上の学生及び大学院生が補助的な教育支援活動に参画することを通じて、(i) 教育指導能力のトレーニングを行い、(ii) 学部教育や大学院博士前期課程教育を充実させ、(iii) 修学のための経済的支援を行うこと、を目的としております。

【TA 制度改革】

本学のティーチング・アシスタント (TA) 制度については、平成 24 年度よりスチューデント・アシスタント (SA)、ジュニア・ティーチング・アシスタント (JTA)、シニア・ティーチング・アシスタント (STA) から構成される制度を整備・運用し、全学において、その定着と効果が認められておりましたが、一方で学生の教育能力をさらに伸ばすことを望む声も多く、制度全体の見直しを検討して参りました。

このたび、本学の教育のさらなる質向上のため、またより高度な教育能力をもつ人材を育成するため、新たにティーチング・フェロー (TF) の身分を導入することとなりました。加えて、従来の TA 制度の問題点も再検討し、新たな制度となりました。

従来の JTA の業務を引き継ぐ区分として「TA」を、従来の STA の業務に加え教育展開能力を育成するための区分として「TF」を設置し、それぞれの業務内容を明確に区別しています。

(出典：大阪大学ウェブサイト (http://www.osaka-u.ac.jp/ja/education/academic_reform/ta_tf/tatf/))

資料 7-1-1-⑭ TA 等の利用実績（平成 25～29 年度）

年度	学期	JTA		SA	
		採用数	配置科目数	採用数	配置科目数
平成 25 年度	1 学期	11	11	11	10
	2 学期	11	14	16	16
平成 26 年度	1 学期	7	8	13	14
	2 学期	11	14	11	12
平成 27 年度	1 学期	5	5	11	13
	2 学期	11	14	10	10
平成 28 年度	1 学期	6	6	12	13
	2 学期	10	9	12	12
年度	学期	TA		SA	
		採用数	配置科目数	採用数	配置科目数
平成 29 年度	春～夏学期	6	7	7	7
	秋～冬学期	10	10	8	10

（出典：教務委員会資料 ティーチング・アシスタント受入れ決定通知）

（２）弁護士アドバイザー制度

弁護士アドバイザーは、本学法学部及び本研究科修了弁護士の組織である「阪大法曹会」との連携協力関係を前提に、本研究科修了生弁護士を、弁護士アドバイザーとして組織している（平成 29 年現在 23 名登録）。前述した法学未修者勉強会支援、法律文書錬成講座において、学習支援に当たっている。これらの支援の目的は、各科目の理解を深め、法的思考力を高めるとともに、論理的な法的文書の作成能力を養成することであり、受験技術優先の指導に偏したものではない。【解釈指針 7-1-1-4】【解釈指針 7-1-1-5】

7-2 生活支援等

基準 7-2-1

学生が在学期間中に法科大学院の課程の履修に専念できるよう、学生の経済的支援及び学生生活に関する支援体制の整備に努めていること。

（基準 7-2-1 に係る状況）

本研究科は、法学研究科と共同で、学生支援室を設け、これを、専任教員（本研究科教員 2 名、法学研究科教員 3 名）と専任の職員 1 名によって運営することにより、生活支援全般（入学料等の免除、奨学金、学生相談窓口）を行う体制を整えている。このような体制の下で、以下のような支援を行っている《資料 7-2-1-①》。

資料 7-2-1-① 本研究科の管理運営に関する内規

第 27 条 学生支援室は、学生の学習支援、生活相談、就職支援のために必要な事項を審議し、各種相談機関との連携・調整を行う。

2 学生支援室は、青雲会、阪大法曹会、高等司法研究科後援基金等の OB 組織との連絡調整を行い、前項の業務の実質化を図る。

(出典：別添資料 16-② 大阪大学大学院高等司法研究科の管理運営に関する内規)

1. 経済的な支援

学生に対する経済的な支援のうち、入学料・授業料の免除・収納猶予、及び授業料分納に関しては全学的な制度として整備している。また奨学金（日本学生支援機構及びその他の地方公共団体・民間団体の各種奨学金）は、全学の学生センターで、申請・紹介・周知を行っている。以上の概要及び具体的な申請窓口と手続・紹介に関しては、《別添資料 5 平成 30 年度学生ハンドブック 44-46 頁》に明記し、また、本研究科のウェブサイト中の「学費・奨学金」（<http://www.lawschool.osaka-u.ac.jp/scholarship/index.html>）部分、全学ウェブサイト中の「大学案内/学生生活/授業料・授業料免除・奨学金等」部分（<http://www.osaka-u.ac.jp/ja/guide/student/tuition/>）において、さらに、個別の奨学金の申請時期については、大阪大学学務情報システム（KOAN）の掲示板に掲載することによって周知徹底を図っている。これらについて気軽に相談できる窓口を学生支援室（専任職員 1 名の常駐）に設けている。【解釈指針 7-2-1-1】それぞれの申請に必要な教員の推薦は、「基準 7-1-1 に係る状況」2. に前述したコンタクト・ティーチャーが担当し、学生に便宜を図っている。

本研究科学生の入学料・授業料免除ないし奨学金採用の実績は、《資料 7-2-1-②》《資料 7-2-1-③》の通りである。

資料 7-2-1-②入学料・授業料免除実績

入学料免除		
年度	申請者数	免除者数
平成 25 年	27	6
平成 26 年	8	1
平成 27 年	9	3
平成 28 年	9	4
平成 29 年	17	3

授業料免除				
年度	申請者数	免除者数	免除者数の内訳	
			全額免除者数	半額免除者数
平成 25 年	98	91	29	62
平成 26 年	99	89	49	40
平成 27 年	64	56	26	30
平成 28 年	54	54	39	15
平成 29 年	70	65	41	24

(出典：大阪大学学生センター保管資料)

資料 7-2-1-③奨学金採用実績

年度	日本学生支援機構※第1種・第2種重複採用を含む実数					その他地方公共団体・民間の奨学金採用者数
	申請者数	採用者数	採用者数の内訳			
		総数	第1種	第2種	併用	
平成25年	38	37	27	2	8	4
平成26年	31	31	19	6	6	7
平成27年	26	26	22	2	2	8
平成28年	25	24	17	3	4	7
平成29年	17	17	11	1	5	3

(出典：大阪大学学生センター保管資料)

2. 学生生活全般に関わる相談助言体制の整備

本研究科では、全学の相談助言体制を含めて、以下の相談助言体制を整備している。

【解釈指針 7-2-1-2】

(1) コンティナー制度

「基準 7-1-1 に係る状況」2. に前述したコンタクト・ティーチャーは、学習相談のみならず、1. で記載したような各種経済的支援を受けるための推薦書などを作成するなど、学生の研究科で過ごすなかで生じるさまざまなレベルの問題について、もっとも身近な相談窓口としての役割を担っている。さまざまな相談事項やトラブルが生じたときには、コンタクト・ティーチャーとの随時面談の機会等のなかで解決され、そのレベルで解決されない場合には、コンタクト・ティーチャーから運営委員会をはじめとする関係機関に報告・相談され、双方の連携によって解決される仕組みを整えている。

(2) 学生支援室における相談窓口

記述した学生支援室には、相談受付窓口が設けられており、メール、ファックス等でも相談を受け付ける体制が整えられている。この点については、法学研究科・高等司法研究科合同の学生支援室ホームページ (<http://www.law.osaka-u.ac.jp/support/>) を通じて周知されている。

本室で受けた相談については、《資料 7-2-1-④》の取扱い方針にしたがって、学生支援室の教員がまず応対し、その相談内容に応じて、適宜その後の応対を決めることとしている。なお、高等司法研究科の学生については、学生支援室が設けられた平成25年度以降、平成27年度1件（就職活動）、28年度1件（進路について）の相談実績（いずれも学生支援室長が対応）がある。

資料 7-2-1-④ 学生支援室における相談対応

6. その他

8月持ち回りにて、学生からの学生相談について、以下のように取り扱うこととした。

- 1) 学生支援室のメンバーで、まずは面談して相談内容を確認する。
- 2) 最初の応対者は、相談者の所属部局に応じた学生支援室のメンバーとする。
- 3) 相談内容について整理して、室に報告して、必要であれば室として次の対応策を決める。

(出典：2012年8月2日学生支援室2012年度第1回会議議事録 教授会資料)

(3) 全学における相談助言体制

学生支援室の窓口あるいは同室のホームページ (<http://www.law.osaka-u.ac.jp/support/>) を通じて、学生が必要を感じたときに全学の相談助言体制を受けられるように周知徹底している。全学の相談体制の全体像については、全学のウェブサイトの学生生活／生活全般のページ (<http://www.osaka-u.ac.jp/ja/guide/student>) から各種相談窓口へのアクセス方法が周知されている。学業・進路・人間関係の悩み、カルト団体・悪徳商法に関するトラブル、経済上の問題など学生生活上のさまざまな問題については、全学の「キャンパスライフ健康支援センター／相談支援部門」、学生の心身に関わる相談については「キャンパスライフ健康支援センター・保健管理部門」、セクシャル、アカデミック、パワー等ハラスメントに関しては、ハラスメント相談室が対応するとともに、ハラスメント相談室全学相談員として高等司法研究科教員が1名必ず指定される体制をとっている。以上の関連資料についてはすべて、全学のウェブサイトから入手することができる。

7-3 障害のある学生に対する支援

基準7-3-1

身体に障害のある学生に対して、次の各号に掲げる支援体制の整備に努めていること。

- (1) 修学のために必要な基本的な施設及び設備の整備充実。
- (2) 修学上の支援、実習上の特別措置。

(基準7-3-1に係る状況)

1. 本研究科の支援体制

身体に障害のある学生への支援に関しては、学習生活面においては教務委員会・教務係、障害に応じた施設・設備の整備、修学上の支援については前述の学生支援室が、それぞれ連携しながら対応する体制を整えている。

今回の認証評価対象期間内においては、視力に障害のある学生と内部障害のある学生が各1名在学し、支援の具体的内容は以下のとおりである。

修学のために必要な施設及び設備として、下記の身障者用トイレの設置やバリアフリー化に加え、支援を要する学生の入学が予定される段階で、教務委員会・教務係・学生支援室で、当該学生の修学上必要な施設、設備又は措置を検討し、それに必要な予算を大学本部に措置を求めて具体化した。視覚に障害のある学生については、通学路に当たる学内キャンパスに街灯の増設を求め、また、夜間の通学の付き添いサポートやノートテイク補助要員を措置した。内部障害のある学生については、既存の施設で対応可能であった。

修学上の支援については、教務委員会での審議に基づき必要な措置をとった。視覚に障害のある学生については、通常授業における座席位置の配慮、期末試験等における別室での受験、試験時間の延長及び試験問題用紙の拡大の措置をとった。内部障害のある学生については、通常授業における座席位置の配慮及び期末試験等における別室での受験の措置をとった。

なお、双方向対話形式の授業において特別な配慮を要する学生にはその旨を申し出るよう、シラバスに記載することとしている。《別添資料8-② シラバス記載事項》

2. 全学の支援体制

全学のキャンパスライフ健康支援センター・相談支援部門の下に置かれた「アクセシビリティ支援室」が、支援者（通訳者、介助者等）の派遣、学内のアクセスの確保、個々人に適した教材の提供、支援機器の設置・貸与、周囲の教職員への配慮依頼、期末試験や課題における配慮の調整、語学、実習・実験、体育科目における配慮の調整など、障害に応じた支援を提供している。以上、全学のウェブサイト中の「アクセシビリティ支援室」のページを参照のこと。（<http://www.sccl.osaka-u.ac.jp/sasaeru/34aosk>）

3. 施設・設備面での整備状況とその周知

施設面に関して、本学は、障害者が利用できる多目的トイレ、スロープ、エレベーター、車椅子使用者用の駐車スペース等を整備している。本研究科のある豊中キャンパスについては、全学のウェブサイト中の「豊中キャンパスバリアフリーマップ」において、急な坂道、建物玄関まわりのスロープ（斜面）、車イス用駐車スペース、車イスで出入りできる建物入口、エレベーターの所在地が示されている。同マップについては

（<http://www.osaka-u.ac.jp/ja/access/toyonaka/accessibility>）を参照のこと。

本研究科関係施設の多目的トイレ、エレベーターの利用については《別添資料5 平成30年度学生ハンドブック 68頁以下》の案内図において明示し、周知している。

7-4 職業支援（キャリア支援）

基準7-4-1

学生支援の一環として、学生がその能力及び適性、志望に応じて、主体的に進路を選択できるように、適切な相談窓口を設置するなどにより、必要な情報の収集・管理・提供、ガイダンス、指導、助言に努めていること。

（基準7-4-1に係る状況）

全学においては「教育・学生支援部学生・キャリア支援課」（全学ウェブサイト <http://www.osaka-u.ac.jp/ja/guide/career/support> 参照）が設けられ、さまざまな進路相談に応える場が設けられている。全学との連携窓口として、本研究科から就職担当事務窓口と同教員が設けられている（同上ウェブサイト中「就職担当事務窓口・教員」参照）。

本研究科内には、「基準7-1-1に係る状況」で前述した学習サポート委員会と「基準7-2-1に係る状況」で前述した学生支援室を設置し、学生に対するキャリア支援のコア機関としている。

学生支援室は、進路や生活上の問題等についての学生からの相談窓口となるとともに、種々のプログラム実行の事務局を担っている。具体的には、以下のような職業支援（キャリア支援）を行っている《資料7-4-1-①》。

資料7-4-1-① 本研究科の管理運営に関する内規における学生支援室についての規定

第27条 学生支援室は、学生の学習支援、生活相談、就職支援のために必要な事項を審議し、各種相談機関との連携・調整を行う。

2 学生支援室は、青雲会、阪大法曹会、高等司法研究科後援基金等のOB組織との連絡調整を行い、前項の業務の実質化を図る。

（出典：別添資料16-② 大阪大学大学院高等司法研究科の管理運営に関する内規）

1. キャリア支援に関して、第1に、学生支援室は、法学研究科及び同研究科附属連携センターなどと連携して、《資料7-4-1-②》のように、民間企業への就職希望者や公務員志望者に対する説明会を随時実施している。

資料7-4-1-② 平成29年度(2017年)法政実務連携センター等主催 講演会・公開講義一覧

開催日時	題目	講師名	開催場所	主催
7月13日(木) 14:40～17:50	特別公開講義「法律事務所の立ち上げのシミュレーション」	南川博茂氏 新谷俊彦氏 岡本仁志氏 有吉雅子氏	豊中総合学 館302号室	知的財産センター 高等司法研究科 法政実務連携センター
11月10日(金) 13:00～14:30	参議院法制局説明会	伊藤慎一郎 大谷 直之	法経研究棟 大会議室	法政実務連携センター 学生支援室
11月10日(金) 14:40～16:10	衆議院法制局説明会	小野寺容資氏 森繁茉莉子氏	法経研究棟 大会議室	法政実務連携センター 学生支援室
12月14日(木) 13:00～17:50	公開講義「民事模擬法廷」	世森亮次氏 大橋正春氏	豊中総合学 館模擬法廷	知的財産センター 高等司法研究科 法政実務連携センター

(出典：法学研究科附属法政実務連携センター保管資料)

2. 本研究科では、高等司法研究科固有の学習支援と就職支援を行う学習サポート委員会を設置し、法科大学院生に向けたキャリア支援を以下のように展開している。

法曹志望の修了生に対するキャリア支援の一環として、本研究科ウェブサイトにて、「キャリア支援」の項を設け、終了後のキャリアデザインをサポートする情報を提供している(本研究科ウェブサイト <http://www.lawschool.osaka-u.ac.jp/carrier/index.html> 参照)。このなかにさらに「修了生」専用ページを設け、現役学生との交流、講演会、修了生サポートのための企画授業等の情報とともに、就職に関連する情報を掲示している《資料7-4-1-③》。

資料7-4-1-③修了生専用ページ事項概要(平成29年司法試験合格発表後の情報提供実績)

日付	カテゴリ	内容
8/28	オリエンテーション	H29年司法試験合格者祝賀会
8/30	キャリア支援情報	日本司法支援センタースタッフ弁護士・ひまわり基金法律事務所ガイダンス
9/7	キャリア支援情報	司法試験合格者のためのガイダンス(東京弁護士会法友全期会)
9/14	キャリア支援情報	ジュリスティックス/ジュリナビからのお知らせ(メールマガジン)
9/15	オリエンテーション	修了生企画について(第2次リスタートの会)
9/19	キャリア支援情報	TKC 特別セミナー「先輩弁護士に聴く司法修習のすべて」
9/26	キャリア支援情報	東京三弁護士会及び日弁連主催イベントのお知らせ
9/26	開催案内	シンポジウム「企業内弁護士のリアル」
9/26	開催案内	倒産手続で債権・債務はどうなる！？～倒産手続を知ろう～開催
9/28	開催案内	修了生勉強会のご案内
9/29	キャリア支援情報	第71期司法修習予定者対象 大阪弁護士会 就職説明会
10/2	キャリア支援情報	法科大学院協会 企業内法務実務家との交流会

10/6	開催案内	大阪大学・関西大学法科大学院合同セミナー「憲法事例問題の考え方」
10/16	求人案内	消費者庁 任期付職員の募集について
10/20	キャリア支援情報	合同採用説明会（柏原市及び国税不服審判所）
10/30	受講生募集	法律文書錬成講座 受講生の募集について（2, 3 年次、修了生向け）
11/6	求人案内	法テラス・スタッフ弁護士採用情報（第 71 期・第 70 期・法曹実務経験者）
11/6	お知らせ	平成 30 年司法試験受験願書の交付について
11/21	求人案内	消費者庁 任期付職員の募集について
1/29	キャリア支援情報	法科大学院修了者向け就職支援サービスのご案内
2/2	求人案内	事務所説明会 きっかわ法律事務所
2/19	求人案内	法テラス・スタッフ弁護士採用情報（第 71 期・法曹実務経験者）
2/19	お知らせ	平成 30 年度聴講生の募集について
2/23	キャリア支援情報	サマークラーク 弁護士法人淀屋橋・山上合同
3/6	キャリア支援情報	サマークラーク 協和綜合法律事務所
3/20	開催案内	司法試験受験者向け「企業内弁護士セミナー」について
3/26	キャリア支援情報	サマークラーク 弁護士法人神戸シティ法律事務所
3/27	キャリア支援情報	サマークラーク 共栄法律事務所

（出典：高等司法研究科ウェブサイト修了者専用ページ）

学生・修了生に対するキャリア支援活動の一つとして、平成 26 年度及び平成 28 年度にキャリア支援のための授業（特殊講義 A（リーガル・プロフェッションの最先端））を実施した。同科目は、最先端の法分野で卓越した経験と能力を有する外部の講師を招へいし、実務の最前線に立つ有力な研究者・実務家の経験に学び、将来の自己の法曹像をたしかかなものに創造していくことを企図する。「法曹」とは何か、ということをもさに実体験し、そこから得られる知見を「対話」により深化させることを狙いの一つとしている。平成 28 年度の実施概要は、《資料 7-4-1-④》の通りである。

資料 7-4-1-④ H28 年度 特殊講義 A（リーガル・プロフェッションの最先端）シラバス（抜粋）

第 1 回 2016 年 4 月 14 日 題目：法曹像をイメージする

第 1 回目の授業は、受講者が開講前に提出した法曹像に関するレポートに基づき、受講者の間で意見交換を行うことにする。このように、第 1 回目の授業は、事前レポートと意見交換を通じて、次回以降の講義から、多くを吸収できるための準備を目的とする。担当教員：学習サポート委員会

第 2 回 2016 年 4 月 21 日 題目：新しい「弁護士論」の試み

今般の司法改革によって法曹三者の中で一番大きな影響を受けたのは弁護士職であろう。これまででも、いわゆる「弁護士論」は多々論じられてきたが、最近のこのような激変を踏まえた新たな弁護士像の構築は、まだ模索中の状況にある。そこで、このような「新しい弁護士像」の構築を目指しつつ、まずは弁護士職の過去及び現在の状況を確認したうえ、弁護士職の将来を見通す手がかりを探る作業をしたい。

担当教員：清水正憲（弁護士、清水共同法律事務所）

第 3 回 2016 年 5 月 12 日 題目：ベトナムにおける法分野の国際協力と国際業務

ベトナムにおける法分野の国際協力と国際業務に関して、日本人弁護士としての活動について紹介、解説をする。国際協力のうち法学教育に焦点をあて、ハノイ法科大学内の日本法教育研究センターの活動等について紹介するとともに、国際司法支援に関してディスカッションを行う。国際業務の内容として、主に日系企業のベトナム進出、業務展開に対する法的側面からの支援（概要）を解説するとともに、日本人弁護士の役割、キャリアについても意見交換を行う。

担当教員：上東亘（弁護士、渥美坂井法律事務所・外国法共同事業）

第 4 回 2016 年 5 月 19 日 題目：弁護士業務としての労働法実務について ―使用者側の立場から―

外からはあまり窺い知ることができない「裁判官の仕事」について、その実情、特に、裁判官の思考方法、裁判官が職務を遂行する中で日々感じている悩みや喜びなどを紹介するとともに、裁判官の仕事のやりがいや醍醐味を、裁判官志望の学生だけではなく、広く法曹志望の学生諸君に理解してもらうことを目的とする。

担当教員：山中健児（弁護士、石寄・山中総合法律事務所）

第5回 2016年6月2日 題目：事業再生を取り巻く法制度と金融 ～日米比較を通して見る私的整理から法的整理まで～

企業が財務的に苦境に陥った際、いわゆる有事の際に用いられる法制度（私的整理の諸制度並びに倒産法等）やそういった企業を支える金融（プレ DIP ファイナンスおよび DIP ファイナンス等）は平常時のものとは異なる。有事の際に用いられる法制度やファイナンスについて、歴史の異なる日米で比較を行いながら解説を行う。加えて、有事の際に望ましい制度やファイナンスについて考えることを目的とする。最後に事業再生における経験を基に、依頼人の立場から、仕事を共にしたい、望ましい弁護士像や社会人像について考える。

担当教員：堀内秀晃（株式会社ゴードン・ブラザーズ・ジャパン）

第6回 2016年6月23日 題目：USJとファーストリテイリングの法務業務

株式会社ユー・エス・ジェイの法務部長であり、パナソニックとファーストリテイリング（ユニクロ）でも企業内弁護士として活躍したスピーカーが、目下急成長中のふたつのグローバル企業における法務業務について、実際に取扱った案件を題材に検討し、法と弁護士が企業の課題解決にどのような役割を果たしているか、体感する。

担当教員：片岡詳子（弁護士、株式会社ユー・エス・ジェイ）

第7回 2016年6月30日 題目：法テラスで学んだこと～ソーシャルビジネスとしての弁護士業務の可能性～

大阪大学 LS 修了後、法テラス（日本司法支援センター）のスタッフ弁護士として、全国各地で行ってきた活動について紹介するとともに、そうした経験を生かしたソーシャルビジネスとして弁護士業務の新たな可能性について解説していきます。

担当教員：佐藤 力（弁護士、佐藤力法律事務所）

第8回 2016年7月7日 題目：地方自治体内弁護士の実務

1 自治体内弁護士の職務内容・待遇等

自治体内弁護士の一般的な職務内容・待遇や関係法、和歌山市での実際の職務・待遇を紹介する。また、自治体での勤務に必要とされる特有の法的知識を紹介する。

2 法律相談事例

自治体内弁護士の職務内容の多くの割合を占めるのは、法律相談である。事例の検討を通じて、一般的な弁護士との共通点、相違点を紹介する。

3 例規審査事例

自治体内弁護士に特有なものとして、条例審査がある。契約書の審査や、事後的な法文解釈との共通点、相違点を紹介する。

担当教員：常谷麻子（弁護士、和歌山市役所）

第9回 2016年10月13日 題目：検事の職務はこんなに広い

検察官は、具体的事件で発生した事実の筋を推測し、証拠を収集して事実関係を確定し、法を適用して起訴・不起訴の処分をし、公判では起訴された事実を証拠によって立証する。こういった捜査・公判の執務自体が、極めてやりがいのある仕事であるが、検事の仕事はそれだけにとどまらない。法務省で民法、刑法といった基本法を含む法制度の企画立案等の立法手続に関与することもある。また、刑事事件だけではなく、具体的な民事事件、行政事件の訴訟活動を国の代理人として専門に担当することもある。さらに、我が国の刑事政策の基礎的な資料となる犯罪白書等の作成に関与したり、発展途上国に対する法制度整備の支援や国連に協力して国際社会の犯罪防止等の研修に関与するなどの国際協力部門に従事することもある。検事の職域は極めて多岐にわたっており、その魅力を伝えたい。

担当教員：中井隆司（検事正、佐賀地方検察庁）

第10回 2016年10月27日 題目：裁判官の仕事とは

外部にはあまり知られていない「裁判官の仕事」について、その実情、特にどの程度の事件を担当しているか、担当する事件とどのように向き合っているか、どのように事件や研さんを積み重ねて成長していくか、などについて、裁判官の事件に対する見方や思考方法、裁判官が職務を遂行する中で日々感じている悩みや喜び、仕事の背後にある日常生活と併せてあまねく紹介するとともに、裁判官の仕事のやりがいや醍醐味を、裁判官志望の学生だけではなく、広く法曹志望の学生諸君に理解してもらうことを目的とする。

担当教員：吉野孝義（弁護士、大阪本町法律事務所）

第11回 2016年11月10日 題目：震災復興支援と弁護士の役割

震災復興支援において、弁護士をはじめ、法専門職に期待される役割は大きい。震災復興支援に携わるようになった経緯やこれまで携わってきた震災復興支援の経験を踏まえて、災害現場で期待される弁護士の役割について講演する。参考文献：津久井進『大災害と法』（岩波新書、2012年）

担当教員：津久井進（弁護士、芦屋西宮市民法律事務所）

第12回 2016年11月24日 題目：経済社会における競争～独禁法弁護士の観点から～

経済社会における競争のあり方を論じながら、公正取引委員会での執務や独禁法を専門分野にす

る弁護士としての活動を説明する。

担当教員：池田毅（弁護士、森・濱田松本法律事務所）

第13回 2016年12月1日 題目：研究者という進路——元法曹志望者として

法科大学院を経て実務家の道から研究者の道へと変更した者が、何故そのような転向を行ったのかについて自身の経験を語るなかで、実務家に求められる素養と研究者に求められる素養の異同について説明する。また、研究者（大学教員）となるためには、どのようなキャリアを経る必要があるのか、どのような学習をしなければならないのかについて解説すると共に、大学教員が、実際に学内・学外において行っている活動の内容、及び、研究者と立法・司法・行政や法曹界、社会とのかわりについても説明する。

担当教員：品田智史（本学教員）

第14回 2016年12月8日 題目：債権法改正と弁護士業務

国民の日常生活と取引関係の基本ルールを定める債権法の改正にあたり、弁護士が果たすべき役割は何か、改正法案として結実したものは何か、どのような影響があるか、重要論点を取り上げて検証したい。

担当教員：中井康之（弁護士、堂島法律事務所）

第15回 2016年12月22日 題目：総括

第2回～第14回までの各講義を踏まえて、自分のなりたい法曹像を、第1回の事前レポートと比較して見つめ直し、将来のビジョンを明確化する。

担当教員：学習サポート委員会

（出典：平成28年度高等司法研究科シラバス）

3. 本研究科は、阪大法曹会との連携を図りつつ、キャリア支援の充実を図っている。

「大阪大学法曹会」とは、法曹となった大阪大学の卒業生（法学部、他学部及び高等司法研究科出身者）並びに本学高等司法研究科・法学研究科教員により構成される団体であり、毎年度、総会、司法試験合格祝賀会及び就職説明会等を実施している

（<http://www.seiunkai.net/housoukai/index.html> を参照）。

同会の就職支援の取組としては、司法試験合格者を迎えて行われる祝賀会の前に、弁護士の就職に関する情報提供と意識啓発のためのセミナーが行われている《資料7-4-1-⑤》。

資料7-4-1-⑤ 阪大法曹会就職説明会案内

平成29年9月13日

合格者の皆様へ

大阪大学法曹会 会長

梅新法律事務所

弁護士 森信静治

（連絡先：事務局長 弁護士 福田健次）

この度は司法試験合格おめでとうございます。

阪大法曹会では、例年、司法試験に合格され、新たに法曹の門をくぐられた皆様に祝福し、会員相互の親睦をより一層深めるために、合格祝賀会を開催しております。

また、最近の就職難の折から、この2～3年に就職された方との就活懇談会も祝賀会の前に開催いたします。

阪大出身の法曹会諸先輩との交流を深められますようお願い申し上げます。

記

日時 10月24日（火）就活懇談会16：00より、祝賀会18：30より

場所 大阪弁護士会館

(出典：阪大法曹会合格祝賀会、就活懇談会案内)

4. 本研究科では、「基準7-1-1に係る状況」2. に前述のコンティナー制度を通じて、進路希望の相談、進路についての疑問や悩みについて、担当教員からのアドバイスが提供される場を設定し、学生にとって有益な場となっている。

2 特長及び課題等

1) 特長

- (1) 教員を通じた研究科と学生との間のきめ細かなコミュニケーションを確保するためのコンタクト・ティーチャー（コンティナー）制度、学生支援室と学習サポート委員会を設置することによって、学生支援全般（学習支援、生活支援、障害者支援、キャリア支援）に関する諸問題を日常的に把握する体制を整えている。さらに、それらを通じて、研究科の支援策、支援についての考え方を学生に対し周知・浸透・理解を求める体制を整えている。
- (2) 支援に関わる諸問題、新たなニーズを把握できる以上の体制を前提に、学生支援室と学習サポート委員会が核となって、研究科の運営委員会や教務委員会と連携し、日常的に生じうる支援の要請・問題の解決、中長期的な支援政策の企画立案実施を、必要な予算措置を行いながら、責任をもって取組んでいる。
- (3) 学習支援の取組について学習サポート委員会が統括することによって、常に正課の授業との関係での正課外の学習の適切なサポートを可能にし、各種教育補助者に一任された単なる受験指導にとどまることがないように留意している。

2) 課題

キャリア支援については、法曹界へのアプローチについては手当ができていますが、企業や官界へのアプローチは、個別的で単発的な取組にとどまっているため、継続的かつ計画的なキャリア支援方策について検討する必要がある。

第8章 教員組織

1 基準ごとの分析

8-1 教員の資格及び評価

基準8-1-1：重点基準

研究科及び専攻の種類及び規模に応じ、教育上必要な教員が置かれていること。

（基準8-1-1に係る状況）

本研究科の入学定員は80人であり、法科大学院の設置基準により必要とされる専任教員数を上回る23名の法科大学院でのみ専任とされている専任教員（以下「専属専任教員」という。）を配置している。（後述「基準8-2-1に係る状況」を参照。）そのうち、実務家のみなし専任教員は3名である。また、兼担・兼任教員を84名配置している《資料8-1-1-①》。

《資料8-1-1-①》教員の配置状況

教員数（平成30年5月1日現在）

区分	専任教員					兼担 ・兼任教員
	専	専・他	実・専	実・み	合計	
教授	13(0)	0	2(1)	3(3)	18(4)	84
准教授・講師・助教	5(0)	0	0	0	5(0)	

（注）1．括弧内は、内数で法曹としての実務の経験を有する者の人数を示す。

2．「専任教員」欄の「専」は法科大学院のみの専任教員数、「専・他」は法科大学院の専任であり、かつ他の学部大学院（修士課程）の専任教員である者の数、「実・専」は実務家専任教員数、「実・み」は実務家のみなし専任教員（年間4単位以上の授業を担当し、かつ、法科大学院のカリキュラム編成等の運営に責任を有する者）数を示す。なお、准教授1名が長期在外研修のため平成30年度は授業を担当しない。

（出典：高等司法研究科保管資料）

基準8-1-2：重点基準

基準8-1-1に定める教員のうち、次の各号のいずれかに該当し、かつ、その担当する専門分野に関し高度の教育上の指導能力があると認められる者が、専任教員として専攻ごとに置かれていること。

- （1）専攻分野について、教育上又は研究上の業績を有する者
- （2）専攻分野について、高度の技術・技能を有する者
- （3）専攻分野について、特に優れた知識及び経験を有する者

（基準8－1－2に係る状況）

実務家みなし教員以外の専任教員は、各教員が1年間の研究、教育、管理運営及び社会貢献の活動状況について報告し、それを「各教員の活動の自己点検」として本研究科ウェブサイトに掲載している。」

(http://www.lawschool.osaka-u.ac.jp/about/self_check.html)

専任教員は、《資料8-1-2-①》からわかるとおり、コンスタントに研究業績をあげている。専任教員が執筆した著書（共著・分担執筆を含む）は毎年10冊以上である。また論文公表数は毎年45本以上であり、これは教員1人当たり毎年2本以上の論文を公表したことを意味する。

資料8-1-2-① 本研究科専任教員による著書・論文発表数

	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
著書	26	23	19	11	18
論文	89	48	68	70	52

（出典：大阪大学全学基礎データ）

また、後述の《資料8-2-4-①》に示すように、実務家教員として、裁判官9年・訟務検事4年の経験を持つ教員1名、20年近く企業における知的財産権法に関わる法務経験を持つ教員1名が在籍し、理論と実務の架橋を意識した教育課程の構築において重要な役割を果たしている。また、実務家みなし専任教員3名は、いずれも弁護士、裁判官としての十分な実務経験を有している。

専任教員の配置については、《別添資料3 研究科案内 2018～2019 8頁》に記載する通りであり、これによれば、本研究科は、専任教員としてそれぞれの専攻分野について教育上若しくは研究上の業績を有している者、又は高度の技術・技能を有する者を配置している。

なお、【解釈指針8－1－2－1】に係る算入は行っていない。

基準8－1－3

教員の採用及び昇任に関し、教員の教育上の指導能力等を適切に評価するための体制が整備されていること。

（基準8－1－3に係る状況）

本研究科においては、教員の採用及び昇任に関しては、「大阪大学高等司法研究科人事議事規程」《資料8-1-3-①》が定めるように、本研究科教授会の議を経ることが必要である。そして、《別添資料16-③ 教員の昇任及び採用の手続に関する内規》に基づき、昇任と採用を含めた人事が計画的に行われるように、人事計画を策定し、これに基づいて人事を行う体制を整備している。

本研究科は、昇任と採用を含めた人事の計画的な実施については、少なくとも10年タームでの人員構成の変化を想定しなければならないと考えている。そのため、本研究科では、研究科長が人事委員会に教員の年齢（特に採用計画については定年）、研究業績、教育活動、学外での活動などを考慮に入れた具体的な人事計画を策定させ、教授会で決定している。

資料 8-1-3-① 大阪大学高等司法研究科教授会人事議事規程

第1条 この規程は、大阪大学大学院高等司法研究科教授会（以下「教授会」という。）における教員の人事に関する議事の方式について定めることを目的とする。

第2条 教員の任免、昇任、降任その他の教員の人事に関する事項は、教授会の議を経なければならない。

第3条 教授への昇任および採用に係る人事の決定は、3分の2以上の教授および准教授が出席する教授会において、投票により、有効投票の3分の2以上の多数をもって、これを行う。

2 准教授への昇任および採用に係る人事の決定は、3分の2以上の教授および准教授が出席する教授会において、投票により、有効投票の3分の2以上の多数をもって、これを行う。

3 専任講師への昇任および採用ならびに助手の採用に係る人事の決定は、3分の2以上の教授、准教授および専任講師が出席する教授会において、投票により、有効投票の3分の2以上の多数をもって、これを行う。

第4条 前条の規定は、教授、准教授、専任講師または助教の懲戒に係る人事の承認について準用する。この場合において、同条中「3分の2以上」とあるのは「4分の3以上」と読み替えるものとする。

第5条 第3条の規定は、教授、准教授、専任講師または助教の転任、配置換えおよび辞職に係る人事の承認について準用する。この場合において、同条中「3分の2以上」とあるのは「過半数」と読み替えるものとする。

（出典：高等司法研究科教授会人事議事規程）

採用人事を行う場合には、前任者である教員が担当してきた授業科目を専門とする者を引き続き採用するよう固定的に運用するのではなく、本研究科の教育課程上の必要を十分考慮に入れ、別の授業科目あるいは新規科目を担当できる能力のある教員の採用人事を進める可能性を含めて検討している。また採用にあたっては、上記内規に従って、教員の教育上の指導能力等に関する厳格な審査手続に則って、審査を経た上で決定している。昇任人事を行う際も、その審査手続は、採用の場合と同様、厳格な審査を経て決定している。

採用・昇任いずれの場合においても、まず、3名の審査委員が、対象者についての教育・研究等に関する業績調書と関連業績をもとに、担当授業科目に適合した教育上の指導能力、研究能力等を審査し、審査結果に関する報告書を作成することとなっており、教授会はこれをもとに採否を決定している。報告書の様式は《資料 8-1-3-②》の通りである。

兼任教員、兼任教員についても、新規で任用する際に、教授会において、前述した教育・研究等に関する業績調書に基づいて、担当授業科目に適合した教育上の指導能力、研

究能力があることを適切に評価したうえで授業担当の依頼を行っている。

資料 8-1-3-② 昇任と採用に関わる審査結果の報告用紙及び担当者ひな形

○年○月○日

昇任・採用に係る審査結果の報告要旨および担当者

候補者氏名（ ）			
審査委員		(職)	氏 名
	主 査		
	副 査		
	副 査		
審査結果の要旨 1 研究業績（実務家教員にあつては職歴など）に関する審査結果 2 担当予定科目に関する教育実績ないし教育能力に関する審査結果 3 その他の特記事項（学会・社会における活動実績など）			

大阪大学大学院高等司法研究科

（出典：法学研究科・高等司法研究科庶務係保管資料）

8-2 専任教員の配置及び構成

基準 8-2-1：重点基準

法科大学院には、専攻ごとに、平成11年文部省告示第175号の別表第一及び別表第二に定める修士課程を担当する研究指導教員の数の1.5倍の数（小数点以下の端数があるときは、これを切り捨てる。）に、同告示の第2号、別表第一及び別表第二に定める修士課程を担当する研究指導補助教員の数を加えた数又は同告示の別表第三に定める修士課程を担当する研究指導教員1人当たりの学生の収容定員に4分の3を乗じて算出される収容定員の数（小数点以下の端数があるときは、これを切り捨てる。）につき1人の専任教員を置いて算出される数のうちいずれか大きい方の数の専任教員（以下「必置専任教員」という。）が置かれていること。

（基準 8-2-1 に係る状況）

本研究科の必置専任教員は23名（うち、実務家のみなし専任教員3名）であり、法科大学院の設置基準により必要とされる16名を上回る必置専任教員を配置している《資料 8-1-1-①》。必置専任教員23名のうち、その半数以上である18名が教授である《資料 8-1-

1-①》。【解釈指針8-2-1-1】【解釈指針8-2-1-2】

基準8-2-2：重点基準

法律基本科目（憲法、行政法、民法、商法、民事訴訟法、刑法、刑事訴訟法）については、いずれも当該科目を適切に指導できる専任教員（専ら実務的側面を担当する教員を除く。）が置かれていること。

（基準8-2-2に係る状況）

法律基本科目については、《資料8-2-2-①》からわかるように、すべての分野に専任教員（実務家のみなし専任教員を除く）を配置している。これらの専任教員は、「基準8-1-2に係る状況」において記載したように、その業績・経歴から、教育・研究上の業績を有し、又は実務上の技術・技能において高度の能力を有しており、当該授業科目を適切に指導することができる教員である。また、専任教員が担当又はコーディネートしている授業科目の割合（専任カバー率）は、刑事法分野を除き、70%を超えている。刑事法分野については、専任カバー率は42.85%であるが、専任教員が担当していない授業科目のほとんどは、本研究科と密接な連携関係のある法学研究科の専任教員が担当している。なお、本研究科の入学定員は80名であるから、【解釈指針8-2-2-1】は該当しない。

資料8-2-2-① 法律基本科目中の専任教員配置数

科目	公法			民事法				刑事法			総合
	憲法	行政法	公法総合	民法	商法	民事訴訟法	民事法総合	刑法	刑事訴訟法	刑事法総合	導入演習 （憲法・民法・刑法の オムニバス）
専任教員数	3	1	－	4	2	3	－	1	1	－	－
専任カバー率	72.72% （8/11科目）			90.00% （9/10科目）	83.33% （5/6科目）	100% （7/7科目）	100% （1/1科目）	42.85% （6/14科目）			100% （1/1科目）
※専任カバー率＝（専任教員〔みなし専任教員を除く〕が担当又はコーディネートしている科目数）÷（全科目数）×100%											
※平成 30 年度開講科目をもとに積算。コーディネート役が専任教員の場合は専任担当科目としてカウントしている。											

（出典：別添資料1-① 開設授業科目一覧（様式1）、別添資料5 平成30年度学生ハンドブック 21-23頁「平成30年度開講科目および担当教員」）

基準8-2-3

専任教員の科目別配置等のバランスが適正であり、かつ、当該法科大学院が教育上主要と認める授業科目については、原則として専任教員が置かれており、そのうち必修科目については、おおむね7割以上が専任教員によって担当されていること。

（基準8－2－3に係る状況）

「基準8－2－2に係る状況」において記載したように、法律基本科目については、いずれも当該科目を適切に指導できる専任教員（専ら実務的側面を担当する教員を除く）を配置している。法律基本科目以外についても、法律実務基礎科目について7名の専任教員、基礎法学・隣接科目について1名の専任教員、展開・先端科目について11名の専任教員を配置している《資料8-2-3-①》。

「基準8－1－1に係る状況」において記載したように、法律実務基礎科目については、本研究科の教育の理念及び目標を実現するための第2の柱である「理論と実務を架橋する実践的能力の涵養」のために、実務経験の豊富な実務家専任教員、実務家みなし専任教員を配置し、これらが中心となって実務基礎科目を担当しているだけでなく、関連する授業科目に関わる非常勤講師間の連携協力を取りまとめるコーディネーターとしての役割も果たしている。

基礎法学・隣接科目、展開・先端科目については、本研究科の教育の理念及び目標を実現するための第3の柱である「複眼的な視点に基づく洞察力や国際性の涵養」及び第4の柱である「社会の多様な法的ニーズに応じる能力の涵養」に関わって、専任教員が中心となって授業科目を担当し、あるいはその関連科目に関わる他研究科等の教員とのコーディネーターとしての役割を果たしている。特に展開・先端科目については、本研究科の特色である文理融合分野の授業科目に多くの専任教員を配置している。また、司法試験の選択科目8科目のうち、5科目（倒産法、税法、知的財産法、労働法、環境法）について専任教員を配置している。

このように、専任教員の授業科目別配置のバランスは、本研究科の教育の理念及び目標に応じた適正なものであり、かつ、本研究科が教育上主要と認める授業科目の多くについては専任教員が担当している。また、本研究科の専任教員の年齢構成は、教授18名のうち、30代1名、40代4名、50代10名、60代3名であり、准教授5名は30代と40代前半であるから、その年齢構成に著しい偏りはない。【解釈指針8－2－3－1】

資料8-2-3-① 科目別の専任教員数							(平成30年5月1日現在)		
法 律 基 本 科 目							法律実務基礎科目	基礎法学・隣接科目	展開・先端科目
憲法	行政法	民法	商法	民事訴訟法	刑法	刑事訴訟法			
3	1	4	2	3	1	1	7	1	12

(注) 科目別の延べ人数

(出典：別添資料 1-⑤ 様式4)

本研究科が教育上主要と認める授業科目は以下のものである。まず、一般的に法科大学院教育のコアとなる授業科目にあたるものは、法律基本科目（コーポレート・ガバナンスを除く）及び必修科目とされている法律実務基礎科目（「法曹倫理」、「裁判実務基礎（民事）」、「裁判実務基礎（刑事）」）である。次に、本研究科が教育目的と理念に照らしてカリキュラム上重要と考える授業科目にあたるものは、その教育目的と理念を達成するために設定した履修プログラムである①知的財産権プログラム、②企業関係法プログラム、③起業支援法プログラムのコアとなる科目である。具体的には、①について「知的財

産法1」、「知的財産法2」、「技術知的財産法」、「国際知的財産法」、②について、「倒産法基礎1」、「倒産法基礎2」、「倒産法応用」、「民事回収法」、「企業課税法」、「金融商品取引法」、③については、「ベンチャー社会と法」、「情報法」、「税法1」、「税法2」、「労働法基礎」、「労働法応用」、「ベンチャー法ワークショップ」、「環境法」である（法律基本科目にあたるものを除く）。《別添資料5 平成30年度学生ハンドブック》以上の法科大学院教育のコアとなる授業科目には、法律基本科目の一部及び「倒産法応用」を除いて、すべて専任教員が配置されている。

また、法律基本科目50科目（公法系11科目＋民法10科目＋商法6科目＋民事訴訟法7科目＋民事法総合1科目＋刑事系14科目＋導入演習1科目）について、《資料8-2-2-①》からわかるように、37授業科目を専任教員が担当しており、専任カバー率は74%である。すべての必修科目45科目については、専任教員が担当又はコーディネートしている授業科目は35科目であり、専任カバー率は77.77%となっている。

基準8-2-4：重点基準

基準8-2-1に定める必置専任教員の数のおおむね2割以上は、専攻分野におけるおおむね5年以上の実務の経験を有し、かつ、高度の実務の能力を有する者であること。

（基準8-2-4に係る状況）

基準8-2-1に定める本研究科の必置専任教員数は16名である。従って基準8-2-4に定める実務の経験を有しかつ高度の実務の能力を有する者であることが求められる必置専任教員の数はその2割以上の4名であるが、本研究科においては5名配置している。

本研究科の実務家教員は、下表のとおり、いずれも、専攻分野における5年以上の実務の経験を有し、かつ、高度の実務の能力を有する者である。これらの実務家教員5名は、その実務経験を活用するのにふさわしい授業科目を担当している《資料8-2-4-①》。また、本研究科は、実務家専任教員2名に加え、実務家のみなし専任教員3名も、本研究科教授会の正規の構成員とし、教育課程の編成その他の本研究科の組織の運営について責任を負う者としている《資料8-2-4-②》。【解釈指針8-2-4-1】【解釈指針8-2-4-2】

資料8-2-4-① 実務家教員一覧

	実務経験年数	平成30年度担当科目	実務経歴における教育上の特記事項
民事訴訟法分野・実務家・専任教員	裁判官9年 訟務検事4年	民事訴訟法基礎 民事訴訟法応用1 民事法総合演習 民事回収法	裁判所書記官、司法修習生、法務局職員等に対する指導歴（各々、9年、5.5年、4年）
知的財産法分野・実務家・専任教員	知的財産部門に関わる活動歴18年（うち同部門責任者としての勤務6年）	知的財産法演習 ベンチャー社会と法 ベンチャー法ワークショップ	知的財産法についての社内教育経験（18年）知財関係の分野の第一線で活躍。工業所有権審議会臨時委員、弁理士試験審査委員

弁護士・実務家み なし専任教員	弁護士歴 19 年	民事手続法概論 2 民事法総合演習 弁護実務 倒産法演習	大阪弁護士会研修センター運営委 員会委員（5 年） 大阪弁護士会司法修習委員会民事 部会委員（4 年）
弁護士・実務家み なし専任教員	弁護士歴 26 年	法曹倫理	大阪弁護士会司法修習委員会委員 （10 年）
裁判官・実務家み なし専任教員	派遣裁判官、裁判 官 13 年、検察官 （法務省民事局 付）3 年	裁判実務基礎（民 事） 模擬裁判（民事）	

（出典：別添資料 1-① 開設授業科目一覧（様式 1）、別添資料 5 平成 30 年度学生ハンドブック 21-23 頁「平成 30 年度開講科目および担当教員」、平成 30 年度法科大学院認証評価にかかる「教員業績調書」など）

資料 8-2-4-② 教授会構成員に関する規程

第 1 条 大阪大学大学院高等司法研究科教授会（以下「教授会」という。）は、大阪大学大学院高等司法研究科（以下「本研究科」という。）に所属する専任の教授、准教授および講師をもって組織する。

2 前項の規定にかかわらず、非常勤の実務家教員で研究科が専任と認めた教授、准教授及び講師は、教授会の構成員とする。

3 （略）

（出典：別添資料 16-① 高等司法研究科規程）

基準 8-2-5

基準 8-2-4 に定める実務の経験を有し、かつ、高度の実務の能力を有する必置専任教員の少なくとも 3 分の 2 は、法曹としての実務の経験を有する者であること。

（基準 8-2-5 に係る状況）

基準 8-2-4 に定める実務の経験を有しかつ高度の実務の能力を有する必置専任教員 5 名のうち、《資料 8-2-4-①》に示すように、その 3 分の 2 を超える 4 名は、法曹としての実務の経験を有する者である。

8-3 教員の教育研究環境**基準 8-3-1**

法科大学院の教員の授業負担は、年度ごとに、適正な範囲内にとどめられていること。

（基準 8-3-1 に係る状況）

本研究科では、《別添資料 1-④ 教員一覧（様式 3）》から分かるように、専任教員の

授業負担が、本学の他研究科及び学部授業を含めて、年間 20 単位以下となるように努めており、年間 30 単位を超えて授業を負担している教員は存在しない。【解釈指針 8－3－1－1】

基準 8－3－2

法科大学院の専任教員には、その教育上、研究上及び管理運営上の業績に応じて、数年ごとに相当の研究専念期間が与えられるよう努めていること。

（基準 8－3－2 に係る状況）

本研究科は、専任教員に研究専念期間を与えるため、サバティカル制度を整備している。この制度では、教員に等しく研究専念期間を保障する趣旨で、ポイント制を採用し、毎年法学研究科と合わせて 4 名までの教員に研究専念期間が与えられるようにしている。研究専念期間の長さは、原則として 6 か月であるが、制度の更なる充実と利用の促進を図るため、平成 28 年度からは最長 1 年としている《資料 8-3-2-①》。平成 25 年度から平成 30 年度において、6 名（うち 1 名は 1 年間）がこの制度を利用した《資料 8-3-2-②》。また、サバティカル制度とは別に、准教授の長期在外研究（最長 2 年）の制度も設けている《資料 8-3-2-③》。平成 25 年度から平成 29 年度において、3 名の准教授がこの制度を利用した《資料 8-3-2-④》。

いずれの制度についても、研究科として非常勤講師の手当等の措置を講じることとし、教員の利用のしやすさ及び授業不開講等により学生に不利益が生じることの防止に配慮している《資料 8-3-2-①》《資料 8-3-2-②》。

資料 8-3-2-① 法学研究科および高等司法研究科サバティカル制度に関する申し合わせ

1. 申し合わせの趣旨

この申し合わせは、国立大学法人大阪大学サバティカル制度に関する指針第 6 条第 2 項に基づき、大阪大学大学院法学研究科（以下「法学研究科」という。）および大学院高等司法研究科（以下「高等司法研究科」という。）におけるサバティカル制度の実施に関し、必要な事項について定める。

2. 定義

本申し合わせにいうサバティカル制度とは、教員の教育研究能力の向上を目的として、教育および管理運営業務（主として学内委員会、部局内委員会、入試関連業務等）を免除することにより、教員に自己研鑽等の機会を提供する制度をいうものとする。

3. 利用資格等

（1）サバティカル制度を利用することができる者は、法学研究科または高等司法研究科の教授、准教授および講師（ただし、特任教員を除く。）であって、次の各号すべてに該当する者とする。

①法学研究科または高等司法研究科に 5 年以上在職した者

②サバティカル期間終了後、常勤職員として 6 か月以上勤務できる者

（2）研究科長は、任期期間中に、サバティカル制度を利用することができない。

4. 期間および人数

（1）サバティカル制度の利用期間は、1 回につき 6 か月とする。ただし、7. に定めるサバティカル・ポイントが 10 点以上であるときは、1 年のサバティカルを認めることができる。

（2）サバティカル制度の利用人数は、各学期 2 名を標準とする。ただし、前学期からの 1 年間のサバティカルの利用者がいるときは、当該利用者を含む 3 名を標準とする。

5. 活動場所

サバティカル制度の利用者は、サバティカル制度の利用期間中は、学内外・国内外の区別を問わず、任意の場所で自己研鑽を行うことができる。ただし、本来の勤務場所を離れてサバティカル制度を利用する場合は、就業規則等に定める所定の手続を行わなければならない。

6. 利用者の選考基準

- (1) サバティカル制度の利用者は、7. に定めるサバティカル・ポイントを基準として選考する。
- (2) 研究推進室は、原則として第一学期終了後に、当該年度末にサバティカル・ポイントが最上位となる者から順に、次年度のサバティカル制度の利用の意思と利用希望学期を確認し、4名の利用候補者リストを作成して計画室に送付する。利用を希望しないポイント上位者については、次年度以降の利用予定を聴取し、10. に定めるサバティカル・ポイント表に記載する。利用を希望する同点者が5名以上いる場合には、研究推進室は、同点者リストを作成して計画室に送付する。
- (3) 計画室は、サバティカル制度の利用候補者を選考し、当該候補者の所属する教授会に付議する。研究推進室から同点者リストが送付された場合には、利用希望者の教育、研究実績、管理運営業務への貢献度等を総合的に考慮して選考を行う。サバティカル制度の利用者の決定等は教授会が行う。

7. サバティカル・ポイントの計算方法

- (1) サバティカル・ポイントは、2004年度以降に、法学研究科または高等司法研究科において勤務した年数（休暇期間を除く。）を基準として、1年間につき1点を加算する。
- (2) 研究科長の業務に従事した場合には、1年間につき1点を加算する。
- (3) サバティカル制度を利用した場合には、1回につき6点を減算する。
- (4) 准教授の長期在外研修申し合わせに基づく在外研究または外部資金等による在外研究（2004年度以降に限る。）を6か月以上行った場合には、原則として1か月につき1点を減算する。ただし、6か月を超える在外研究機関のうち、計画室が教育および管理運営業務に支障を生じなかったと認める期間については、減算対象から除外することができる。
- (5) 前2項の減算をする場合において、サバティカル・ポイントの下限は0点とする。

8. 研究科として講ずべき措置

法学研究科および高等司法研究科は、授業負担等によりサバティカル制度を利用できない教員がでないようにするため、非常勤講師の手当て等の措置を講ずるよう努めるものとする。

9. 利用計画書および成果報告書の提出

- (1) サバティカル制度の利用者は、別に定める利用計画書を予め計画室に提出しなければならない。
- (2) サバティカル制度の利用者は、サバティカル期間終了後1か月以内に、別に定める成果報告書を計画室に提出しなければならない。

10. サバティカル・ポイント表の作成

研究推進室は、サバティカル・ポイント表を作成し、教員の閲覧に供するものとする。サバティカル・ポイント表は、毎年度末にこれを更新する。

（出典：法学研究科および高等司法研究科サバティカル制度に関する申し合わせ）

資料 8-3-2-② 高等司法研究科教員のサバティカル制度利用状況

利用年度・学期	利用期間	利用者の専門分野
平成 25 年度 1 学期	6 か月	法制史
平成 26 年度 1 学期	6 か月	民事訴訟法
平成 27 年度 1 学期	6 か月	税法
平成 27 年度 2 学期	6 か月	刑事訴訟法
平成 28 年度 1・2 学期	1 年	刑法
平成 30 年度 春～夏学期	6 か月	民事訴訟法

（出典：高等司法研究科専門職員保管資料）

資料 8-3-2-② 准教授の長期在外研修に関する申し合わせ（法学研究科・高等司法研究科共通）

1. 趣旨

これまでも准教授の長期在外研修については、慣行として行われてきたところである。しかし、近年の新任教員の増加などもあって、いかにして研修の機会が得られるのかなどがわかりにくく、戸惑いや躊躇が見られる。そこで、条件などを明確化することで、研修の機会を確実に得られるようにするために、明文の申し合わせを定める。

2. 研修の要件

研究科に専任講師又は准教授として採用後、3年を経過したもの及び前回の長期在外研修の終了から7年を経過したものには、長期在外研修の機会が与えられるものとする。ただし、日本学術振興会、各種財団又は諸外国政府からの期限付奨学金を得ている者については、この限りでない。

本申合せに基づく長期在外研修の期間は、あわせて2年を限度とする。1回の研修期間は1年以内を原則とする。ただし、教授会の承認がある場合には、2年まで期間を延長することができる。

研修費用については、日本学術振興会、各種財団などの奨学金等を獲得することが望ましいが、これを研修の要件とするものではない（私費でも可）。

日本以外の国の大学や高等研究機関における在外研究員など、学術交流が可能となる一定の地位を持つことを要件とする。

3. 手続き

毎年秋（夏学期終了後）に、次年度の在外研修の希望を研究推進室が聴取する。希望者が多数（3名以上）の場合は、1回目の研修、年齢が上の教員を優先し、一部の希望者には次年度の研修に回ってもらうことがある。

両研究科の運営委員会は、非常勤の手当てなど、サポートを行う。

研究推進室は、運営委員会に非常勤の手当てなど、サポートを要請する。

研究推進室は、50周年記念事業の基金や本研究科が獲得している外部資金のうち在外研修に使用できるものなど、利用可能な金銭的サポートについての情報を集約し、必要に応じて斡旋する。

4. 開始時期

平成19年度より実施する。

（出典：准教授の長期在外研修に関する申合せ（法学研究科・高等司法研究科共通））

《資料8-3-2-④ 准教授の長期在外研修制度の利用状況》

研修期間	研究機関（国）	利用者の専門分野
H24.2～H26.2	パリ第2大学（フランス）	民法
H28.9～H29.9	オークランド大学（ニュージーランド）	商法
H29.3～H31.3	マックスプランク外国法・国際私法研究所（ドイツ）	民法

（出典：高等司法研究科専門職員保管資料）

基準8-3-3

法科大学院の専任教員の教育上及び研究上の職務を補助するため、必要な資質及び能力を有する職員が適切に置かれていること。

（基準8-3-3に係る状況）

本学は、教員の職務を補助する制度として、「基準7-1-1に係る状況」において記載したように、TA・TF制度を設け、教員補助者を、SA（ステューデント・アシスタント）、TA（ティーチング・アシスタント）及びTF（ティーチング・フェロー）という3類型に区分しているが、本研究科は、SA制度及びTA制度を活用している。また、教育上及び研究上必要な法情報（文献、法令・判例など）に関して、「基準10-1-1に係る状況」において記載するように、本研究科と法学研究科が共同で管理運営する資料室に、法情報調

査・収集に関する専門的能力を備えた常勤職員を3名配置している(うち1名は司書となる資格を有する)。さらに、教育・研究に関する事務的補助作業に関して、本研究科と法学研究科が共同で管理運営する研究準備室に、文献複写、教材作成等に関する補助作業を行う非常勤職員を2名配置している。

2 特長及び課題等

1) 特長

- (1) 法科大学院の設置基準により必要とされる数を大きく上回る数の専任教員を、本研究科の教育の理念及び目標に応じて適正に配置しており、教育上主要と認められる授業科目の多くを専任教員が担当している。
- (2) 専任教員のうちで、高度の実務の能力を有する者が5名おり、それらの者はその実務経験を活用するのにふさわしい授業科目を担当している。

2) 課題

特になし。

第9章 管理運営等

1 基準ごとの分析

9-1 管理運営の独自性

基準9-1-1

法科大学院における教育活動等を適切に実施するための独自の運営の仕組みとして、法科大学院の運営に関する重要事項を審議する会議（以下「法科大学院の運営に関する会議」という。）及び専任の長が置かれていること。

（基準9-1-1に係る状況）

「Ⅰ 現況及び特徴」にも記載したように、本研究科は、法科大学院設置の理念に基づいて、独自の運営の仕組みを構築するために、独立の研究科として設立された。その理由は、専門職大学院としての教育の独自性を発揮するためには、法科大学院の運営についても、高度な独自性が必要であるからである。

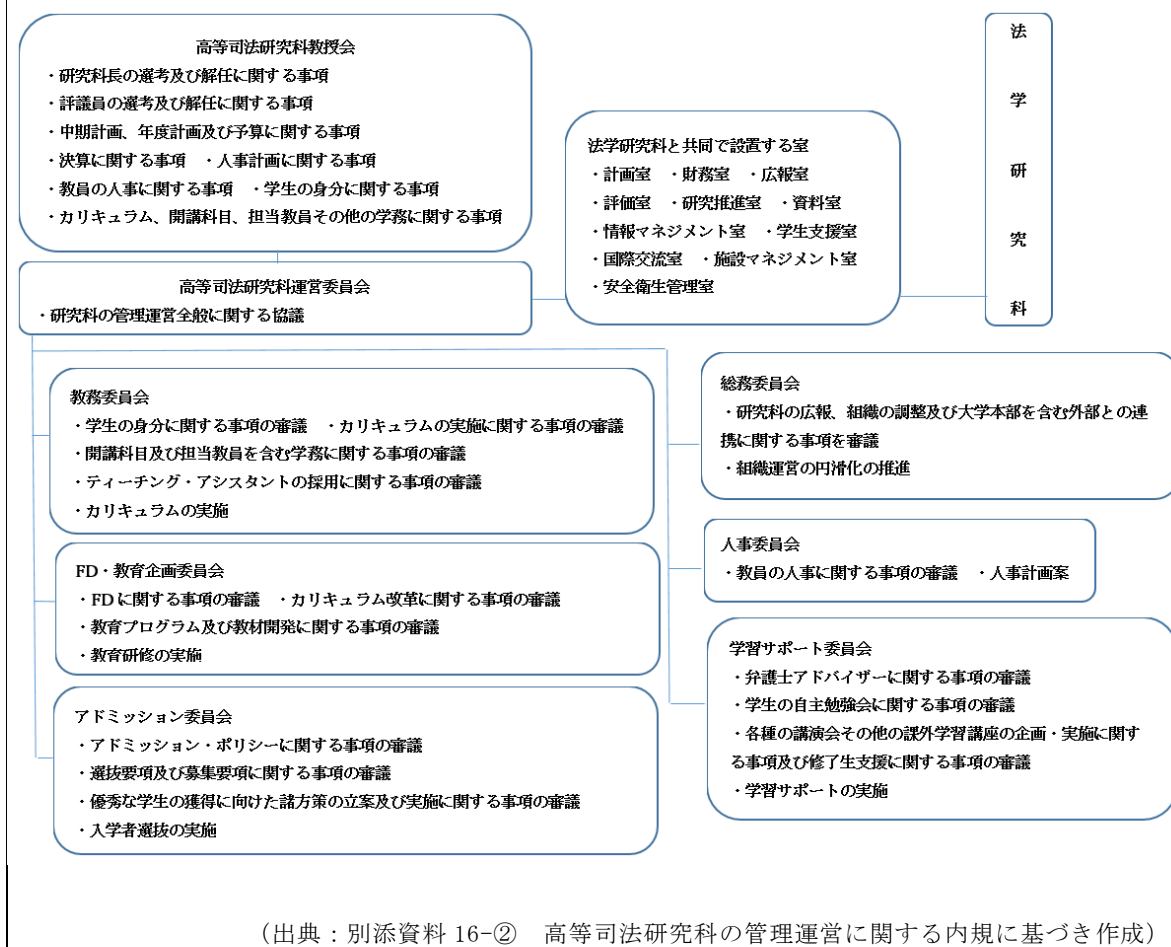
こうした趣旨に沿って、本研究科の運営に関する重要事項を審議する会議として高等司法研究科教授会を設け、本研究科所属の専任教員全員がその構成員となっている。【解釈指針9-1-1-2】 教授会は、①研究科長の選考及び解任に関する事項、②評議員の選考及び解任に関する事項、③中期計画、年度計画及び予算に関する事項、④決算に関する事項、⑤人事計画に関する事項、⑥教員の人事に関する事項、⑦学生の身分に関する事項、⑧カリキュラム、開講科目、担当教員その他の学務に関する事項について、審議する。

【解釈指針9-1-1-1】

教授会決定に基づく業務の執行ないし管理運営に関する協議を行うため、研究科長、2名の副研究科長及び教授会構成員の中から研究科長が任命する若干名の委員をもって組織する運営委員会を設置し、運営委員会が中心となって業務の執行にあたっている。運営委員会の下には、研究科内の委員会を設け、さらに法学研究科と共同で設置する「室」を置いている。（平成22年度以降）研究科内の委員会としては、教務委員会（委員長が運営委員を兼任）、FD・教育企画委員会（同）、アドミッション委員会（同）、総務委員会（同）、人事委員会（研究科長及び副研究科長で構成）を置いており、「室」としては、計画室、財務室、広報室、評価室、研究推進室、資料室、情報マネジメント室、学生支援室、国際交流室、施設マネジメント室、安全衛生管理室を置いている。各委員会及び室の所管事項にかかる決定や報告は、上記の運営委員会で取り上げ、その検討を経た上で教授会に諮っている。なお、各種委員会は、管理運営部門と学務部門に二分して、副研究科長2名が分担して受け持つ体制となっている。【解釈指針9-1-1-3】

本研究科の組織の全体は、《資料9-1-1-①》の組織図に示すとおりである。

資料 9-1-1-① 平成 30 年度高等司法研究科組織図



基準 9-1-2

法科大学院の管理運営を行うために、法科大学院の設置形態及び規模等に応じて、適切な事務体制が整備され、職員が適切に置かれていること。

また、法科大学院の教育研究活動等の適切かつ効果的な運営を図るため、教職員に必要な知識及び技能を習得させ、並びにその能力及び資質を向上させるための研修（基準 5-1-1 に規定する研修に該当するものを除く。）の機会を設けることその他必要な取組を行っていること。

（基準 9-1-2 に係る状況）

（1）事務体制の整備と職員の配置

本研究科の事務体制は、法学研究科と本研究科を担当する事務部に事務長、専門職員 2 名、庶務係 6 名、会計係 6 名を置き、教務事項に関しては法学研究科教務係（5 名）とは別に、高等司法研究科教務係 5 名を置いている。

このうち、庶務係は、教授会の運営等及びその他庶務・人事等に関する業務を担当し、会計係は、予算要求、施設・設備管理、物品購入等の業務を担当している。専門職員は、1 名が高等司法研究科事務を担当し、1 名が学生支援事務を担当している。

法科大学院における教学の円滑な運営のために、高等司法研究科には独自の教務係を配置している。教務係においては、所掌事項を、入試関係、教務関係、学生生活サポート関

係、修了生サポート関係、FD 関係、その他に分け、取り扱う業務の特殊性や情報の重要性に鑑みて、それぞれの業務に担当者を配置している。事務分担は、係全体の業務バランスを考慮しながら適宜変更することとしている《資料 9-1-2-①》。このことによって、全体を俯瞰した上で効率よく業務を行いうる体制を整備している。

資料 9-1-2-①高等司法研究科教務係の事務分担

高等司法研究科教務係		
係長 A 係総括 (高)教授会 教務委員会(教務関係全般) アドミッション委員会 FD・教育企画委員会 学習サポート委員会 関西大学との連携に関する協議会 自習室等施設管理、科目等履修生、CONTEA 関係、評価等資料作成	事務職員 B 教務委員会、アドミッション委員会、授業関係(時間割、シラバス、講義室、公欠等)、履修関係、入試広報、IT 以来業務の調整、新入生オリエンテーション関係、法務省教材関係、合格者祝賀会	事務補佐員 C 期末試験関係、エクスターナシップ、非常勤講師関係
	事務補佐員 D 学生異動、授業料等債権管理、入試関係、進級・修了判定、成績関係、修了生関係、みなし専任教員の出勤簿管理等、CONTEA システム管理、TKC システム管理、調査・統計関係、司法試験関係	事務補佐員 E TA・SA 関係、授業資料関係、教材収集、配布教材整理、聴講生関係、授業改善アンケート、研究科アンケート、物品管理関係、掲示物整理等

(出典：法学研究科・高等司法研究科事務部職務分担表。ただし個人名は匿名化した)

(2) 研修の機会

法科大学院の教育研究活動等の適切かつ効果的な運営を図るための教職員の研修の機会として、本研究科、法学研究科又は大学本部が主催する研修を実施している《資料 9-1-2-②》。

(1) 教員を対象としたもの

平成 25 年 7 月 18 日(木) 法学研究科・高等司法研究科・国際公共政策研究科・知的財産センターFD 委員会主催

太刀掛俊之氏(キャンパスライフ支援センター准教授)・石金直美氏(保健センター学生相談室准教授)「学生相談の進め方をめぐって」(31 人出席)平成 27 年 11 月 27 日(金) 法学研究科 FD 委員会主催

梅永雄二氏(早稲田大学教育学部教授)「発達障害の人の就労支援 ― 教育現場での理解と支援充実を目指して」(10 人出席)

(2) 教職員全員を対象としたもの(平成 29 年度分のみ)

平成 29 年 10 月 2 日(月)～平成 30 年 3 月 31 日(土) 大学本部主催

情報セキュリティ研修(e-learning)(全教職員の 99.7 パーセント受講)

平成 30 年 1 月 24 日(水) 大学本部主催

個人情報保護担当者等研修(全学で 95 名受講)

(3) 事務職員を対象としたもの(平成 29 年度分のみ)

平成 29 年 7 月 31 日(月)～8 月 2 日(水) 大学本部主催

会計事務研修(全学で 29 人受講)

平成 29 年 9 月 5 日(火) 大学本部主催

学生関係事務研修

※その他、平成29年度における事務職員を対象とする研修として、階層別研修5件、目的別研修15件、高度な職員を育成するための研修4件、教養事業2件を大学本部が実施し、また、文部科学省研修へ職員を派遣している。

(出典：高等司法研究科FD・教育企画委員会保管資料、大阪大学平成29年度大阪大学職員研修実施計画)

基準9-1-3

法科大学院における教育活動等を適切に実施するためにふさわしい財政的基礎を有していること。

(基準9-1-3に係る状況)

本研究科における教育活動等は、主として運営費交付金によってまかなわれている。本学の運営費交付金の配分基準において、高等司法研究科については、大学院生博士後期課程の教育経費単価に基づき配分されている。国立大学法人大阪大学は、法科大学院としての本研究科における教育活動を適切に実施するために、適宜、文部科学省に対して概算要求を行うとともに、大学として措置された教員留保ポスト（5名分）を配置することなどにより、本研究科の教育研究体制を支えている。

運営費交付金（平成29年度：76,319千円）については、学生定員の削減等も相まって、設立当初と比較すると相当減額されているが、大阪大学では、予算の配分について、本研究科の意見を聴取する適切な機会（総長ヒアリング等）を設けたうえで、本研究科の教育活動を実施するために必要な経費を負担している。【解釈指針9-1-3-1】

国立大学法人大阪大学は、本研究科において生じる収入又はその運営のために提供された資金等について、本研究科の教育活動等の維持及び向上を図るために使用することができるように配慮している。例えば、みなし専任教員（実務家教員）の人件費として、平成29年度には2,000千円の予算が確保されている。

また、既存の法学研究科に所属する多くの教員が本研究科の教育にあたるほか、法曹界の第一線で活躍する多くの実務家教員が非常勤講師として教育を担当している。その人件費は配分された運営費交付金の中から部局が負担することとされているものの、本研究科に配分されている上記の運営費交付金中から支出可能な額に留まっている。（平成29年度実績は、5,936千円）

さらに、実務家の特任教授の人件費（平成29年度：4,767千円）も別途措置されており、法曹界の第一線で活躍する実務家教員が教育だけでなく、教授会の構成員となって運営に参画することを可能にしている。

その他、本研究科では、教育活動等の充実のため、運営費交付金以外の財源も確保しつつ積極的な教育活動を展開している。そのような取組みの例として、文部科学省「法科大学院公的支援見直し強化・加算プログラム」において最上位の第1類型に位置づけられ、基礎額である90%を確保するとともに、多くの優れた取組みの実施による加算を得て、100%を超える加算率を確保している《資料9-1-3-①》。また、文部科学省社会人教育支援経費（再チャレンジ経費）による、社会人学生等の教育の質の向上のための事業（平成20年度～平成29年度、平成29年度：3,715千円）を挙げることができる。

資料9-1-3-① 法科大学院公的支援見直し強化・加算プログラムの審査結果

年度	取組名	評価	加算率
平成 27 年度	質の保障を伴う短期法曹養成を目指した教育・入試改革の取組	優れた取組	105%
	コンタクトチャートシステムの取組	優れた取組	
	“OULS’ SA”（オルサ）掲示板システムによる自主学習ネットワーク構築の取組	優れた取組	
	智適塾プロジェクトによる先端的法曹教育の取組	優れた取組	
平成 28 年度	コンタクトチャートシステムを活用した質の保障を伴う短期法曹養成のための教育改革の取組	優れた取組	115%
	智適塾プロジェクトによる先端的法曹養成の取組	優れた取組	
	パブリック法曹養成の取組	優れた取組	
	関西大学法科大学院への支援の取組	優れた取組	
	“OULS’ SA”（オルサ）掲示板システムによる自主学習ネットワーク構築の取組	優れた取組	
平成 29 年度	関西大学法科大学院への支援の取組	優れた取組	115%
	コンタクトチャートシステムを活用した質の保証を伴う短期法曹養成のための教育改革の取組	優れた取組	
	智適塾プロジェクトによる先端的法曹養成の取組	優れた取組	
	パブリック法曹養成の取組	優れた取組	
平成 30 年度	関西大学法科大学院への支援の取組	優れた取組	115%
	コンタクトチャートシステムを活用した質の保証を伴う短期法曹養成のための教育改革の取組	優れた取組	
	智適塾プロジェクトによる先端的法曹養成の取組	優れた取組	
	パブリック法曹養成の取組	優れた取組	

（出典：文部科学省『平成 27 年度～平成 30 年度法科大学院公的支援見直し強化・加算プログラム審査結果』）

また、大阪大学では外部から寄附金を受け入れる大阪大学未来基金を設けており、その分野の一部に法学系の教育研究活動援助のための青雲教育研究事業（法学部・法学研究科・高等司法研究科教育研究事業）がある。その中で、年間百数十万円を運用できる。科学研究費補助金の間接経費（平成 29 年度部局留保 3,396 千円。この他に本研究科と密接な関係を有する法学研究科について 7,715 千円。）についても、研究推進のための事務補佐員の人件費等として、研究活動の充実のために活用している。

以上についてはさらに、《別添資料 19 予算・決算に関する資料》を参照されたい。

2 特長及び課題等

1) 特長

- (1) 「法科大学院公的支援見直し強化・加算プログラム」において最上位の第1類型に位置づけられ、平成27年度から4年連続で100%を超える加算率を獲得している。
- (2) その他、法科大学院教育の改善のために、運営費交付金以外の資金を積極的に獲得し、活用している。

2) 課題

学生収容定員に対し在籍者が一定率(90%)を下回った場合には、運営費交付金の積算のうち未充足学生の教育経費相当額は運営費交付金債務のまま繰り越し、中期計画終了時(平成33年度)に国庫納付しなければならず、この点の対応が重要な課題となっている。

第10章 施設、設備及び図書館等

1 基準ごとの分析

10-1 施設、設備及び図書館等

基準10-1-1

法科大学院には、その規模に応じ、教員による教育及び研究並びに学生の学習その他当該法科大学院の運営に必要な種類、規模、質及び数の教室、演習室、自習室、図書館、教員室その他の施設が備えられていること。

(基準10-1-1に係る状況)

1. 教室及び演習室

豊中キャンパス内の豊中総合学館（平成20年度使用開始）が、本研究科が教育のために利用する主要な校舎である。同校舎内に以下の教室及び演習室が置かれている。

本研究科が所管する教室として以下の6つがある。なお、L7講義室は、より授業のしやすい扇形の講義室にすることなどを目的として、平成26年度に、6階にあった自習室（院生研究室L1）と入れ替える形で5階から6階へ移動させた。

名称	階数	収容人数	面積（㎡）
L3 講義室	3 階	72	101
L4 講義室	3 階	54	78
L5 講義室	4 階	48	75
L6 講義室	4 階	54	78
L7 講義室 （平成26年度に移転）	5 階 （移転後6階）	54 （移転後108）	78 （移転後171）
模擬法廷	5 階	102	171

また、全学教育推進機構が所管する以下の教室も使用できる。

名称	階数	収容人数	面積（㎡）
301 講義室	3 階	247	285.2
302 講義室	3 階	247	285.2
401 講義室	4 階	240	285.2
402 講義室	4 階	252	291.3
501 講義室	5 階	120	171.0

演習室として、法学研究科が所管する総合セミナー室1（収容人数：20人、面積：49㎡）・同2（収容人数：20人、面積：49㎡）、本研究科が所管する同3（収容人数：20人、面積：49㎡）を使用できる。

その他、豊中総合学館に隣接する複数の校舎内の教室及び演習室を使用できる。法経研究棟のL1・L2 講義室（いずれも収容人数：48人、面積：78㎡）、セミナー室C・D（いずれも収容人数：30人）、コミュニケーションラボラトリー、文法経講義棟の22・23・42 講義室（収容人数：78・78・183人）、H・I・G 演習室（収容人数：20・20・30人）、法経講義棟第2・第3番講義室（収容人数：207・207人）、F 演習室（収容人数：18人）、

文法経本館のセミナー室A・B（収容人数：12・22人）である。また、豊中キャンパス以外にも、大阪市中心部の中之島センター内の講義室を、サテライト講義室として利用できる。《別添資料20-① 建物配置図、平面図》、《別添資料20-② 講義室座席表》

本研究科の授業のために使用する教室のほとんどは、ネットワーク接続口やプロジェクタを備えており、マルチメディアプレゼンテーションを利用した授業を行うことができる。また、インターネットを利用したテレビ会議システムを設置し、中之島センターなどの遠隔地からの講義にも対応している。さらに、すべての教室及び演習室において教員・学生が無線LANを使用出来る環境を整備している。

以上の通り、本研究科が提供する授業を支障なく、効果的に実施することができる規模、質及び量の教室及び演習室が備えられ、必要な設備及び機器も整備している【解釈指針10-1-1-1】

2. 自習室

法科大学院生専用の自習室として、豊中総合各館内に以下の4室を設置している。

名称	階数	収容人数	面積（㎡）
院生研究室L1 （平成26年度秋に移転）	6階 （移転後5階）	85 （移転後34）	171 （移転後78）
院生研究室L2	6階	85	171
院生研究室L3	7階	85	171
院生研究室L4	7階	85	171

席数は合計して340席（平成26年度秋から289席）であり、在籍者全員に座席を確保するとともに、空席については修了者に利用させている。平成28年度までは、修了者のうち特待修了生（成績上位者）及び聴講生の利用を認めていたが、平成29年度から、学生からの要望に基づき、上記以外の修了者にも修了時から同年5月末までの利用を認めることにした《資料10-1-1-①》。各席においては専用の机とキャビネットを利用することができ、また無線LANによりインターネットに接続できる環境を整えている。

その他、豊中総合学館内に、院生談話室1（7階）、同2（6階）、給湯室、ロッカー（希望する在学生全員）を備えている。また、教材の印刷等のため、院生談話室1内にコピー機2台、院生談話室2内にパソコン8台、プリンター6台を設置している。院生談話室2は、平成27年度末に、旧コンピュータ室（30台）を廃止して設置したものであるが、コンピュータを利用した文書作成、情報検索等のためには、法経研究棟5階の法学研究科・高等司法研究科マルチメディアルームを利用することができる。

《別添資料20-③ 自習室等見取図》

本研究科の学生は、後述するように、豊中総合学館7階に設置された本研究科学生専用のローライブラリー4のほか、隣接する法経研究棟内のローライブラリー1・2や、豊中キャンパス内の総合図書館を利用できる。【解釈指針10-1-1-2】

資料10-1-1-① 本研究科自習室利用規程
（自習室の設置）

第1条 大阪大学大学院高等司法研究科（以下「本研究科」という。）は、本研究科の学生、特待修了生及び聴講生その他本研究科が認めた者に対し、自習の場を提供するため、豊中総合学館に本研究科自習室（以下「自習室」という。）を設置する。

(趣旨)

第2条 この規程は、自習室の利用に関して必要な事項を定める。

(管理)

第3条 自習室は、本研究科運営委員会が管理する。

(入室対象者及び利用目的)

第4条 自習室に入室できる者は、本研究科の教職員並びに本研究科の学生（休学者を除く。以下同じ。）、特待修了生及び聴講生その他本研究科が認めた者とする。

2 本研究科の学生、特待修了生及び聴講生その他本研究科が認めた者は、自習室を学習以外の目的で利用してはならない。

(利用可能期間)

第5条 自習室の利用可能期間は、次の各号に掲げる期間とする。

(1) 本研究科学生 本研究科在学期間

(2) 特待修了生 本研究科修了時から本研究科修了年の9月末日までの期間

(3) 聴講生 聴講生の資格を有する期間

(4) その他本研究科が認めた者 本研究科修了時から本研究科修了年の5月末日までの期間

(固定席及び机等)

第6条 本研究科の学生、特待修了生及び聴講生その他本研究科が認めた者は、自習室の指定された席（以下「固定席」という。）において、机及び鍵付引出（以下「机等」という。）を次に定めるところにより使用することができる。

(1) 4月1日現在本研究科に在籍している学生及び特待修了生については、全員に固定席を割り当てる。

(2) 聴講生その他本研究科が認めた者については、前号の割当ての後、固定席に余裕がある場合に限り、選考又は抽選により、まず聴講生に、その後、その他本研究科が認めた者について固定席を割り当てる。

(3) 机等は、各自の責任において使用するものとする。

(ロッカーの使用)

第7条 本研究科が使用の必要を特別に認めた学生に限り、ロッカーを使用することができる。

(機器の使用)

第8条 本研究科の学生、特待修了生及び聴講生その他本研究科が認めた者は、別に定めるところによりパーソナル・コンピュータ、プリンター及びコピー機を使用することができる。

2 本研究科の学生、特待修了生及び聴講生その他本研究科が認めた者は、前項に定められた機器以外のものを使用してはならない。

(鍵の管理及び紛失等の措置)

第9条 固定席の利用者は、鍵付引出及びロッカーの鍵を適切に管理しなければならない。

2 鍵付引出又はロッカーの鍵を紛失、破損等した者は、直ちにその旨を本研究科運営委員会に届け出なければならない。

3 本研究科運営委員会は、鍵付引出又はロッカーの鍵を紛失、破損等した者に対し、鍵付引出又はロッカーの鍵の交換費用等の支払その他適当な措置を求める。

(パーソナル・コンピュータの利用等)

第10条 本研究科の学生、特待修了生及び聴講生その他本研究科が認めた者は、自習室にノート型パーソナル・コンピュータを持ち込んで、これを使用することができる。

2 パーソナル・コンピュータを用いた法律情報の検索については、別に定めるところによる。

(誓約書等)

第11条 特待修了生及び聴講生その他本研究科が認めた者は、第5条の利用可能期間満了時まで、固定席及び机等の清掃・原状回復のうえ、鍵付引出及びロッカーの鍵、学生証及び入館カードを返還し、固定席等から私物を持ち去ること等を誓約する書面に署名して、教務係に提出しなければならない。

(規程違反に対する措置)

第12条 本研究科運営委員会は、この規程に違反した第5条第1号の利用者に対して、自習室の利用の停止その他適当な措置をとることができる。

2 本研究科長は、この規程に違反した第5条第2号から第4号までの利用者に対して、自習室の利用の即刻停止その他適当な措置をとることができる。

(出典：高等司法研究科自習室利用規程)

3. 図書館

本研究科の教員による教育・研究及び学生の学習のための利用に供する図書・資料を所蔵する主な施設は、豊中総合学館6階のローライブラリー4、法経研究棟2階のローライブラリー1・2、総合図書館である。

ローライブラリー4は、もっぱら本研究科の学生の学習支援を目的とする図書館である。利用者用パソコン2台及びプリンター2台、閲覧テーブル2台、閲覧席8脚、図書管理用パソコン1台、コピー機2台を設置している。開室時間は、平日の8時30分～19時及び土曜・日曜・祝日の13時～17時である(休室は年末年始のみ)。所蔵資料は、法科大学院生が授業準備、自習のために必要とする基本書やケースブック等の図書(約3,000冊)、代表的な判例集、法律専門雑誌、DVD資料(最高裁判所判例解説、判例タイムズなど)であり《別添資料21 ローライブラリー蔵書・逐次刊行物》、事務補佐員1名を配置して管理・維持にあたらせている《資料10-1-1-②》。

ローライブラリー1・2は、法学研究科の教員2名と高等司法研究科の教員2名により構成する委員会である「資料室」がこれを管理し、法学部・法学研究科及び高等司法研究科の教員・学生の利用に供している。ローライブラリー1は、閲覧机1台及び閲覧席4脚のほか、教員ないし学生の使用に供される情報検索・収集用に、主要な文献・判例データベースを閲覧することのできるコンピュータ2台及びプリンター2台、コピー機2台(1台は教員専用)を設置している。開室時間は、月～金曜日の9時～20時までである。(授業休業期間を除く)なお、教員は、閉室時においてもカードキーにより自由に利用できる。

ローライブラリー1は、教員の教育・研究及び学生の学習のために必要な和雑誌、法令集、判例集、記念論文集、文献目録、辞書等を所蔵しており、DVD資料(最高裁判所判例解説、判例タイムズ、ジュリスト、判例百選、法学教室、労働判例、旬刊金融法務事情、銀行法務21、邦文法律雑誌記事索引、六法全書)も参照できる。ローライブラリー2は、洋雑誌、外国法令・判例集(英独仏他)等を所蔵している《資料10-1-1-③》。

総合図書館は、全学が管理する4つの附属図書館の中核となる図書館であり、法学関係

の図書や雑誌類も数多く所蔵し、教員及び学生は自由にこれを利用することができる。同図書館の運営には、本研究科も、全学委員会である図書館委員会及び附属図書館総合図書館運営委員会を通じて参画している。【解釈指針10-1-1-3】

ローライブラリー1・2には、職員3人を、ローライブラリー4に事務補佐員1人をそれぞれ配置している。全員が法情報調査に熟達しており、ローライブラリー1・2の職員のうち1名とローライブラリー4の事務補佐員は図書館法5条1項にいう「司書となる資格」を有する。【解釈指針10-1-1-4】

なお、図書館外でもインターネット等を通じて利用できる電子情報として、判例・文献データベース（LEX/DB インターネット）を教員による研究・教育及び学生の学習用に提供している。また、ローライブラリー及び教員の大学内ネットワークに接続されたコンピュータから、D1-Law.com（判例体系、法律判例文献情報）、法律時報文献総合INDEX、Lexis-Nexis、beck-online、Hein-on-Line、JURIS、国際問題等の各種オンラインデータベースを利用することができる。《大阪大学大学院法学研究科ローライブラリー（資料室）ウェブサイト <http://www.law.osaka-u.ac.jp/library/database.html>》

資料10-1-1-② 本研究科学生専用ローライブラリー（ローライブラリー4） 利用時間・手続

【開室時間】

（平日） 午前8時30分～午後7時00分
（土・日・祝日） 午後1時00分～5時00分

【休室日】

年末年始 ※臨時に休室する場合は、別途お知らせします。

【貸出冊数および貸出期間】

- ・図書は5冊・雑誌は10冊まで。当日返却です。
- ・返却がなされない場合、氏名と返却日を貼り出すことがあります。

【資料を借りる手続き】

- ・当該資料と利用者カードを提示してください。
（利用者カードは、カウンターでお渡ししています）

【その他】

- ・返却手続をした資料は、お手数ですがご自分で元の場所に戻してください。

（出典：ローライブラリー4利用案内）

資料10-1-1-③ ローライブラリー1・2 利用時間・手続

開室時間 月・木曜日 9:00～19:00、火・水・金曜日 9:00～20:00、
土曜日（月2回開室試行） 13:00～16:00
（授業休業期間については、月～金曜日 9:00～11:30、12:30～17:00）

利用について

◇学内の方

1. 資料を借りる時は、学生証等を提示して、カウンターで所定の手続をして下さい。
2. 一度に10冊まで借りることができます。
3. 借りた資料は、当日の開室時間内に返却して下さい。

（出典：法学研究科ローライブラリーウェブサイト(<http://www.law.osaka-u.ac.jp/library/>)）

5. 教員室

教員室は、文法経本館又は法経研究棟内において、専任教員に1人1室、実務家みなし専任教員には2人で1室を確保している。また、非常勤教員は、授業準備や学生の対応に利用するために、豊中総合学館7階の非常勤講師控室及び文法経本館1階のコモン・ルームを利用することができる。（《別添資料20-① 建物配置図、平面図》参照） 教員室・控室には、インターネット回線や什器など、授業準備等のために必要な設備が整えられている。【解釈指針10-1-1-5】 各教員室は、授業の前後やオフィスアワー等における学生との質疑応答や相談に用いるのに十分な広さ（23㎡～26㎡）を確保している。【解釈指針10-1-1-6】

6. 施設の維持管理、安全対策

以上の各施設は、いずれも、本研究科の専用施設、本研究科が法学研究科と共同で管理する施設又は本研究科が管理に参画する全学の施設であり、教育・研究等のために支障なく使用することができる。【解釈指針10-1-1-7】

以上の施設について、利用者の平穏安全が脅かされない環境を整備している。特に学生による自習室の使用が深夜に及ぶことがあるため、各校舎の夜間入館をIDカードによる認証制にして不審者の侵入を防止し、また、防犯カメラの設置や深夜の一人歩きをしないよう呼びかけることにより防犯対策を行っている。【解釈指針10-1-1-8】

2 特長及び課題等

1) 特長

（1）豊中総合学館の新設以後、電子化への対応を含め、量質ともに充実した教室、自習室を確保している。また、教室、演習室、自習室、図書館、教員室等が、豊中総合学館を中心として近接した場所に集中しており、効率よく教育・研究活動を行うことを可能としている。

（2）図書・資料の検索・閲覧に関する学生や教員の日常的ニーズに対応するため、本研究科の学生専用のローライブラリー4、法学研究科と共同で管理・運営するローライブラリー1・2、総合図書館が利用できる。学生用ローライブラリー4は学生の自習室の至近にあり、他のローライブラリーや総合図書館も利便性が高い。ローライブラリー1・2及び本研究科の学生専用のローライブラリー4に、司書となる資格を有する職員2名を含む、法情報調査に熟達した職員を配置している。

2) 課題

特になし。

第11章 自己点検及び評価等

1 基準ごとの分析

11-1 自己点検及び評価

基準11-1-1-1：重点基準

法科大学院の教育水準の維持向上を図り、法科大学院の社会的使命を果たすため、自ら点検及び評価（以下「自己点検及び評価」という。）を実施するための適当な体制が整備され、当該法科大学院の教育の理念及び目標の達成状況その他教育活動等の状況について、適切な評価項目が設定され、それに基づいて自己点検及び評価が実施され、その結果が当該法科大学院の教育活動等の改善に活用されていること。

（基準11-1-1-1に係る状況）

1. 自己点検及び評価を実施するための体制

本研究科は、自己点検及び評価を実施するための体制として、平成16年度の発足時から自己評価委員会を設けていたが、平成22年度より高等司法研究科と密接な関係にある法学研究科との連携・調整のため、同委員会を、法学研究科と共同で設置する「評価室」へと改組し（《資料11-1-1-①》参照）、同室が中心となって、自己点検及び評価の活動を行っている。評価室の構成員である高等司法研究科教員は、原則として副研究科長を含む3名であり、副研究科長を中心に、運営委員会や他の委員会と連携して、自己点検及び評価の結果を本研究科の教育活動等の改善に活用する体制を整えている。【解釈指針11-1-1-1】

資料11-1-1-① 高等司法研究科の管理運営に関する内規の評価室に関する規定

第19条 運営委員会は、本内規第9条第4項の規定に基づき、法学研究科運営委員会とともに、両研究科に共通する業務を行うために室を設置する。

2 前項により設置する室は、計画室、財務室、広報室、評価室、研究推進室、資料室、情報マネジメント室、学生支援室、国際交流室、施設マネジメント室および安全衛生管理室とする。

第24条 評価室は、教員評価、両研究科の自己点検評価、外部評価に関する事項について審議し、評価活動を実施する。

（出典：別添資料16-② 高等司法研究科の管理運営に関する内規）

2. 自己点検及び評価の実施状況

本研究科設立以来、平成19年度、平成24年度及び平成29年度の3度にわたり、5年ごとに本研究科の活動全般についての自己点検及び評価を実施した。平成29年の評価項目は《資料11-1-1-②》の通りである。

資料11-1-1-② 高等司法研究科自己点検報告書目次

第1章 教育の理念及び目標

第2章 研究教育組織

第3章 学生の受け入れ

第 4 章	教育の内容及び方法
第 5 章	教育の成果
第 6 章	学生支援
第 7 章	施設設備
第 8 章	FD 及び質保証・評価体制
第 9 章	財務
第 10 章	管理運営及び情報公開体制

(出典：高等司法研究科自己点検報告書（平成 29 年 12 月）)

以上の評価項目は、以下の通り、解釈指針 1－1－1－2 で示された内容を含む適切なものである。「(1) 教育の理念及び目標、並びに修了者の進路及び活動状況その他教育の理念及び目標の達成状況に関する事」は、第 1 章及び第 5 章、「(2) 教育内容及び方法に関する事」は第 4 章、「(3) 成績評価並びに進級及び修了の認定に関する事」は第 5 章、「(4) 入学者に関する受入方針、並びに志願者、受験者及び入学者の数その他入学者選抜に関する事」は第 3 章、「(5) 収容定員及び学生の在籍状況に関する事」は第 3 章、「(6) 学生の学習、生活及び就職の支援に関する事」は第 6 章、

「(7) 教員組織及び教育能力に関する事」は第 2 章において、それぞれ自己点検及び評価の対象としている。各評価項目についての分析の結果、本研究科が掲げる理念及び目標に沿った研究教育組織を構築し、その他必要な学生支援体制や施設設備を備えて、適切な教育を実施していること、その結果、司法試験合格率も良好であることから、平成 28 年度及び平成 29 年度において入学定員を充足できていないことなどの課題を有するものの、概ね目標を達成しているとの評価をしている。【解釈指針 1 1－1－1－2】

自己点検報告書の作成は評価室が中心となって行ったが、作成過程において、各種委員会や室と協力し、また、運営委員会や教授会に原案を提示して意見を求めるなどし、自己点検報告書の内容を正確なものとするとともに本研究科の教員全体へのフィードバックを行った。

なお、以上のような、自己点検及び評価の活動のほか、「基準 1 1－2－1 に係る状況」で記述する広報媒体である OULS ニュースレターにおいて、本研究科運営委員会の委員がその時々の研究科の活動状況の紹介や問題点の分析を行っている。特に司法試験の合格状況等については、全国データとの比較や、研究科として講ずるべき対策について副研究科長が記述し、以後の教育活動の改善の方針を示しており（平成 25 年度以降では、同ニュースレターの 12 号、14 号、16 号、18 号（<http://www.lawschool.osaka-u.ac.jp/about/pamphlet.html>）、19 号《別添資料 22 OULS ニュースレター 19 号》）、これらも、自己点検活動の意味を有している。

3. 自己点検及び評価の結果の活用

評価室は、原則として副研究科長を構成員とし、自己点検及び評価の結果が教育活動の改善に活用できるような体制をとっている。本学設置の教育上の理念と目的を実現する上で改善が必要となるような場合には、運営委員会が、適宜 FD・教育企画委員会に改善措置の検討を行わせ、運営委員会で審議し、教授会において、改善についての具体的な措置を講ずる体制をとっている《資料 9-1-1-①》。さらに、自己点検報告書を、次項で述べるアドバイザーボードに提出し、これに基づく外部有識者の意見を聴取し、これを本研究科の教育活動等の改善を行う体制を設けている。【解釈指針 1 1－1－1－3】

4. 外部有識者による評価の実施

外部有識者による評価、助言機関として、平成18年度以来、アドバイザリーボードを設置して、外部評価を受けている。アドバイザリーボードの委員は、内規により、「法学、教育、組織運営等の識見を有する者」に委嘱し、かつ、「相当期間の法律実務経験を有する者を含める」ものとしている《資料11-1-1-③》。現在の委員は6名であり、法律実務と法科大学院教育に精通した委員として、法科大学院実務家教員経験者2名（元裁判官及び元検察官）、弁護士2名（うち1名は企業内弁護士）が含まれている《資料11-1-1-④》。【解釈指針11-1-1-4】

アドバイザリーボード会議は、平成25年度以降について、毎年1回開催している《資料11-1-1-⑤》。同会議には、本研究科運営委員に加え、法学研究科運営委員も原則として出席し、質疑応答に参加している。平成29年度においては、第16回会議を、平成30年2月13日に「自己点検報告書について」をテーマとして開催した《別添資料23 第16回アドバイザリーボードスケジュール》。平成29年度に作成した自己点検報告書をもとに、本研究科の教育研究活動全般について検証を受けたものであり、その際の検証結果については、運営委員会及び教授会に報告するとともに、本研究科ウェブサイトの「自己点検・評価」ページ（http://www.lawschool.osaka-u.ac.jp/about/self_check.html）において公開した。

資料11-1-1-③ アドバイザリーボード内規

（目的）

第1条 大阪大学大学院高等司法研究科（以下「本研究科」という。）における教育の充実等に関し、学外者の立場からの検証、提言および報告等を得るために、本研究科長の諮問機関として、アドバイザリーボードを置く。

（組織）

第2条 アドバイザリーボードは、総員10名を超えない委員をもって組織する。

2 委員は、法学、教育、組織運営等の識見を有する者の中から、運営委員会の議を経て、本研究科長が委嘱する。委員には、相当期間の法律実務経験を有する者を含めるものとする。

3 委員の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、通算して4年を超えないものとする。

4 アドバイザリーボードに委員長を置き、委員の互選によりこれを定める。

（アドバイザリーボードの職務）

第3条 アドバイザリーボードは、次の各号に掲げる事項について審議する。

（1）授業の評定

（2）カリキュラム編成の評定

（3）教育目標達成度の評定

（4）本研究科長が諮問した事項

（5）アドバイザリーボードの委員長が必要と認めた事項

2 アドバイザリーボードの委員長は、前項に掲げる事項について、文書または口頭で遅滞なく本研究科長に報告する。

3 アドバイザリーボードは、本研究科長に対し、適宜、提言を行うことができる。

（招集）

第4条 本研究科長は、年1回を目途としてアドバイザリーボードを招集する。

2 アドバイザリーボードの各委員は、必要と認めるときは、本研究科長に対し、アドバイザリーボードの臨時招集を申し出ることができる。

3 アドバイザリーボードの委員長は、必要と認めるときは、アドバイザリーボードに委員以外の者の出席を求め、またはその者の発言を許すことができる。

4 本研究科長および教員は、委員長の許可を得て、アドバイザリーボードの会議に出席して説明し、または意見を述べることができる。

（議事）

第5条 アドバイザリーボードは、委員の半数以上が出席しなければ、会議を開くことができない。

2 アドバイザリーボードの議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数の場合は、委員長が決する。

(本研究科長の職務)

第6条 本研究科長は、第3条2項および3項に定める報告または提言を受けたときは、これに対していかなる措置をとったかについて、アドバイザリーボードの委員長に報告し、アドバイザリーボードの委員長は、各委員にこれを報告する。

(本研究科の責務)

第7条 本研究科は、アドバイザリーボード設置の趣旨に鑑み、その報告および提言の重要性を深く認識し、誠実に対応しなければならない。

(事務)

第8条 アドバイザリーボードの事務は、法学研究科・高等司法研究科事務部がこれを行う。

(雑則)

第9条 この内規に定めるもののほか、アドバイザリーボード運用に関し必要な事項は、別に定める。

(出典：高等司法研究科アドバイザリーボード内規)

資料 11-1-1-④ アドバイザリーボード委員名簿

佐々木 茂美（委員長。京都大学大学院法学研究科教授、元大阪高裁長官）

川端 伸也（弁護士・京都みらい法律事務所、元札幌地検各検事正）

榊原 美紀（弁護士・パナソニック株式会社知的財産センター）

嶋谷 泰典（毎日新聞大阪本社広告局長）

関 総一郎（関西経済連合会専務理事）

檜垣 誠次（弁護士・鎌倉・檜垣法律事務所）

(出典：高等司法研究科専門職員保管資料)

資料 11-1-1-⑤ アドバイザリーボード開催状況

第12回（平成26年3月7日）

テーマ：①法科大学院の公的支援の見直しに対する対応について

②平成26年度における研究科の運営方針について

第13回（平成27年2月9日） テーマ：法科大学院公的支援見直し加算プログラム報告書について

第14回（平成28年2月15日）

テーマ：①法科大学院公的支援見直し加算プログラムの報告及び次年度に向けた取組について

②平成28年度の新体制とその基本方針について」

第15回（平成29年2月14日）

テーマ：①法科大学院公的支援見直し強化・加算プログラムについて

②次年度に向けた取組について」

第16回 平成30年2月13日 テーマ：自己点検報告書について

(出典：高等司法研究科専門職員保管資料)

11-2 情報の公表

基準 11-2-1

法科大学院の教育活動等の状況、並びに自己点検及び評価の結果その他法科大学院に関する情報が、適切な体制を整えた上で、刊行物への掲載、インターネットの利用その他広く周知を図ることができる方法によって公表されていること。

(基準11-2-1に係る状況)

1. 本研究科の情報公表体制

本研究科は、教育活動等の状況、並びに自己点検及び評価の結果その他法科大学院に関する情報を本研究科ウェブサイトへの掲載や印刷物の刊行等、広く社会に周知を図ることができる方法によって、積極的に情報提供している《資料11-2-1-①》。こうした広報活動は、法学研究科と共同で設置する広報室及び本研究科の運営委員会が担う体制を整えている《資料11-2-1-②》。

資料 11-2-1-① 本研究科または本学が主体として情報提供を行っている刊行物・ウェブサイト

1) 刊行物

①研究科案内

本研究科の教育理念、修了生のメッセージ、カリキュラムの特長、開講科目、教員紹介、学生のサポート体制、学生生活の紹介、司法試験結果・修了生の進路状況・入学試験結果・在籍者等の各種データ、入試案内等を掲載。本研究科ウェブサイトでも公開している

(<http://www.lawschool.osaka-u.ac.jp/about/pamphlet.html>)。

②OULS (高等司法研究科) ニュースレター

毎年1回発行。研究科の動向、FD 記事、教育・研究活動について掲載している。インターネットでも公開している (<http://www.lawschool.osaka-u.ac.jp/about/pamphlet.html>)。

③Handai Law Letter

平成22年度から、本研究科、法学研究科、知的財産センターが共同で毎年1回発行。本研究科と法学研究科の協力・共同のため、共同で設置する国際交流室、研究推進室等、各室の活動報告に加えて、退職教員の挨拶、新任教員紹介、新刊紹介、教員の在外研究報告等を掲載している。これまでに、第7号(平成29年3月)まで刊行し、インターネットでも公開している (<http://www.law.osaka-u.ac.jp/hll/>)

④「大学案内」 大阪大学の紹介冊子であり、インターネットでも公開している

(http://www.osaka-u.ac.jp/ja/admissions/d_pamphlet)。

⑤「OSAKA UNIVERSITY PROSPECTUS」 大阪大学の英文広報誌であり、インターネットでも公開している (<http://www.osaka-u.ac.jp/ja/news/publicrelation/prospectus>)。

⑥「阪大 Now」 大阪大学の広報誌(年4回発行)であり、インターネットでも公開している (<http://www.osaka-u.ac.jp/ja/news/publicrelation/now>)

⑦「大阪大学ニュースレター」 大阪大学全体の広報誌(年4回発行)であり、インターネットでも公開している (<http://www.osaka-u.ac.jp/ja/news/publicrelation/newsletter>)。

2) 本研究科ウェブサイト (<http://www.lawschool.osaka-u.ac.jp/>)

教育活動の状況について、広く社会へ周知するとともに、在学生や入学予定者、卒業者向けにも情報提供をしている。自己点検及び評価の結果についても公表している。なお、平成24年4月に、本研究科と大阪大学の法学部、法学研究科、知的財産センターに関連する情報検索を容易にするために、「Handai Law Portal」 (<http://www.law.osaka-u.ac.jp/>) というポータルサイトを開設した。

(出典：高等司法研究科専門職員保管資料)

資料 11-2-1-② 本研究科の管理運営に関する内規の広報室に関する規定

第19条 運営委員会は、本内規第9条第4項の規定に基づき、法学研究科運営委員会とともに、両研究科に共通する業務を行うために室を設置する。

2 前項により設置する室は、計画室、財務室、広報室、評価室、研究推進室、資料室、情報マネジメント室、学生支援室、国際交流室、施設マネジメント室および安全衛生管理室とする。

第22条 広報室は、両研究科の広報活動の方針を決定し、各種媒体による広報活動を実施する。

(出典：別添資料16-② 大阪大学大学院高等司法研究科の管理運営に関する内規)

2. 教育研究活動等に関する情報提供

解釈指針11-2-1-1及び解釈指針11-2-1-3にかかる事項はすべて、本研究科ウェブサイト<http://www.lawschool.osaka-u.ac.jp/>の「法科大学院紹介」内の「概況」(<http://www.lawschool.osaka-u.ac.jp/about/outline.html>)及び「教員紹介」(<http://www.lawschool.osaka-u.ac.jp/about/teacher.html>)並びに本学ウェブサイトの「研究者総覧」(<http://www.dma.jim.osaka-u.ac.jp/search?m=home&l=ja>)において、毎年度公表している《資料11-2-1-1-②》。

【解釈指針11-2-1-1】【解釈指針11-2-1-3】なお、各年度における全教員の研究、教育、管理運営及び社会貢献の各項目についての自己点検結果を、本研究科ウェブサイトの「各教員の活動の自己点検」において公表している。

(http://www.lawschool.osaka-u.ac.jp/about/self_check.html)

また、教育の理念及び目標に基づき学生が修得すべき知識及び能力に関する情報として、本研究科のディプロマポリシーを本研究科ウェブサイトの「概況」及び大阪大学のウェブサイトを通じて公開している(<http://www.osaka-u.ac.jp/ja/guide/announcement/diploma>)。さらに、各授業科目において習得すべき能力及び知識を各科目のシラバスの「授業の目的と概要」欄において明示し、これをインターネットで公開している(https://koan.osaka-u.ac.jp/syllabus_ex/campus)。【解釈指針11-2-1-2】

資料11-2-1-③ 平成29年度大阪大学法科大学院概況・目次

1. 法科大学院の概要

- (1) 設置者
- (2) 教育上の基本組織
- (3) 所在地
- (4) 教育の理念及び目標、養成しようとする法曹像、ディプロマ・ポリシー、カリキュラム・ポリシー

2. 教員組織

- (1) 教員数
- (2) 科目別の専任教員数

3. 教育課程及び教育方法

- (1) 開設する授業科目数・単位数及び修了に必要な修得単位数
- (2) 開設する法律実務基礎科目
- (3) 授業時間等の設定
- (4) 履修登録単位数の上限

4. 成績評価及び課程の修了

- (1) 成績評価の基準
- (2) 成績評価の基準にしたがった成績評価が行われるための措置等

- (3) 成績評価の結果に係る必要な関連情報の告知方法
 - (4) 期末試験（本試験）・再試験・追試験
 - ①制度の有無及び受験資格
 - ②実施方法における配慮等
 - (5) 修了要件
 - (6) 修了要件単位数に占める法律基本科目以外の単位数
 - (7) 入学後の修得単位、入学前の修得単位、法学既修者認定単位、十分な実務経験を有する者の取扱い
 - (8) 法学既修者の認定
5. 入学者選抜
- (1) 入学者受入方針（アドミッション・ポリシー）
 - (2) 入学者選抜方法
 - (3) 入学者選抜の実施状況
 - (4) 適性試験の運用方法
 - ①合格者における適性試験の平均点及び最低点
 - ②入学者選抜における適性試験の取扱方針
 - (5) 入学者選抜の改善
6. 修了者の進路及び活動状況
- (1) 司法試験の合格状況
 - ①解釈指針1-1-2-2（1）関係
 - ②解釈指針1-1-2-2（2）関係
 - (2) 法学未修者
 - (3) 法学既修者
7. 自己点検及び評価
- (1) 自己点検及び評価の体制
 - (2) 自己点検及び評価に基づく改善

参考資料

- ① 志願者数の推移
- ② 入学者選抜試験合格者の法科大学院適性試験成績
- ③ 在学生の進級判定の状況
- ④ 入学者数と標準修業年限修了者数
- ⑤ 修了生数と司法試験合格者数（率）との関係

（出典：高等司法研究科ウェブサイト（<http://www.lawschool.osaka-u.ac.jp/about/outline.html>））

基準11-2-2

評価の基礎となる情報について、適宜、調査及び収集を行い、適切な方法で保管されていること。

（基準11-2-2に係る状況）

評価の基礎となる情報である、基準11-2-1に定める法科大学院の教育活動等の状況に関する文書、自己点検及び評価の結果に関する文書、並びに筆記試験問題及び答案その他成績評価の基礎となる資料は、評価室で必要な資料を選定し、関係委員会、関係事務部門において調査及び収集する体制をとっている。【解釈指針11-2-2-1】

これらの資料に関しては、個人情報を含む資料（答案、個人成績等）を除き、各事務部ないしウェブ上でドキュメントを保管・共有するシステム（ICHO 文書システム、大阪大学授業支援システム〔CLE〕、大阪大学学務情報システム〔KOAN〕、教授会資料システム）

を用いて、原則として電子データとして整理して保管する体制をとっている。ウェブ上のシステムにおいて保管された資料へのアクセスは、セキュリティ保持のため、部局内のみ限定しているが、学内の LAN 上のパソコンから、随時検索・閲覧、必要に応じたダウンロードは可能である。以上の体制により、評価機関の求めに応じて速やかに提出できる状態で保管している。【解釈指針 11-2-2-2】

2 特長及び課題等

1) 特長

自己点検及び評価の結果について、アドバイザリーボードを設置して、学外有識者からの助言・アドバイスを受ける体制を整え、年1回の定期的な会議を開催し、その結果について公表している。

2) 課題

特になし。